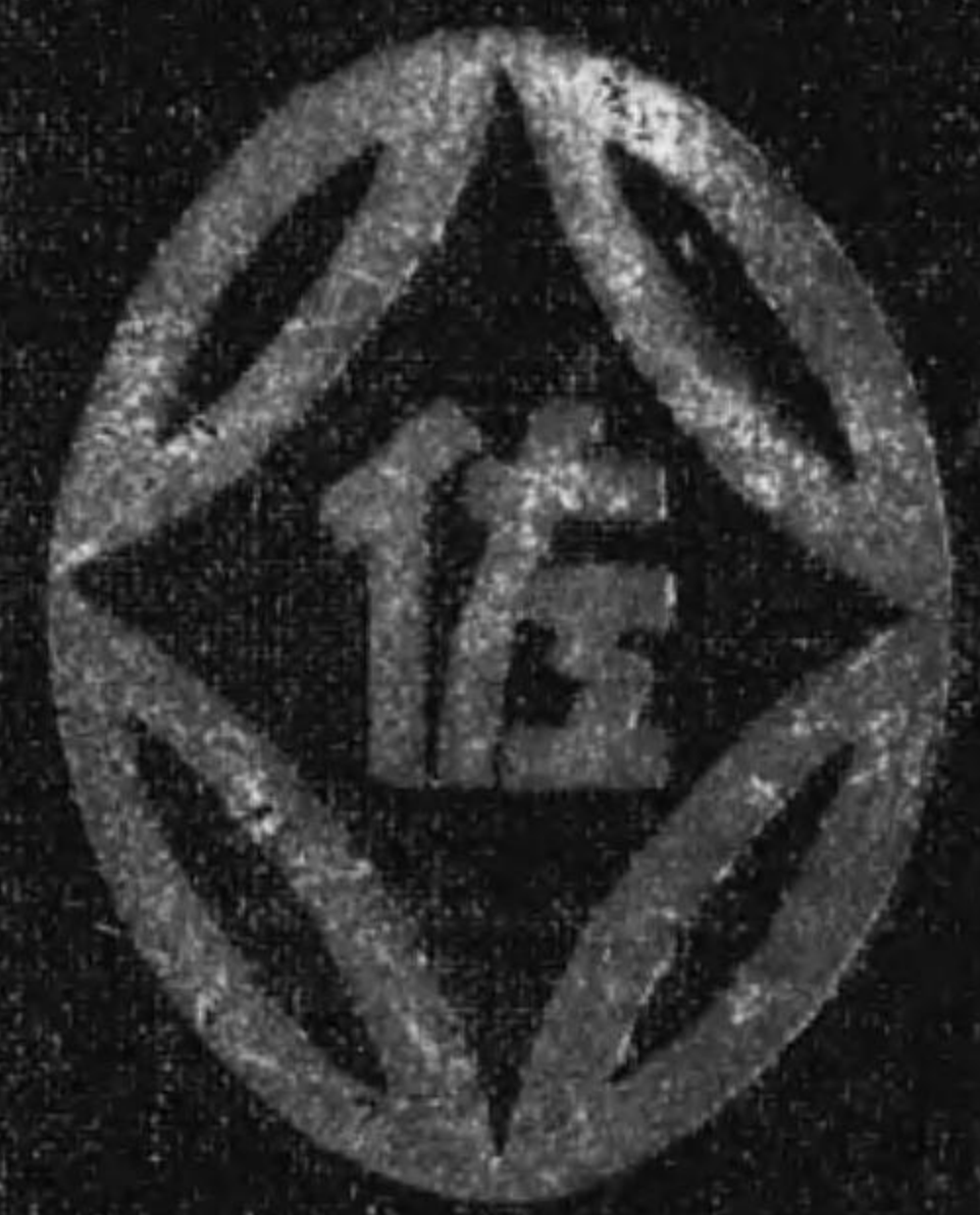


始



33
231



特233
445



佐

織

村

誌

全



佐織村教育會刊行

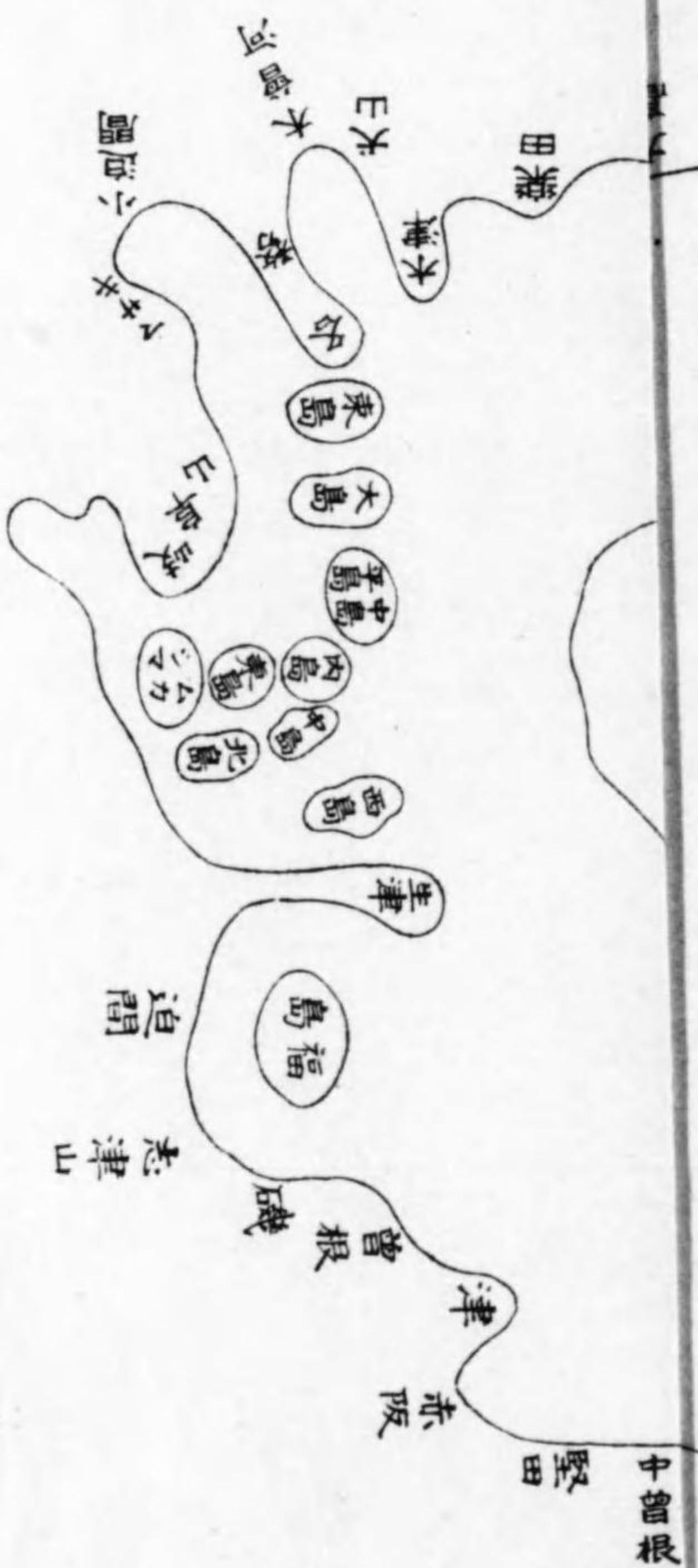
途徑
啓業

從三位勳三等藤原公

知多郡

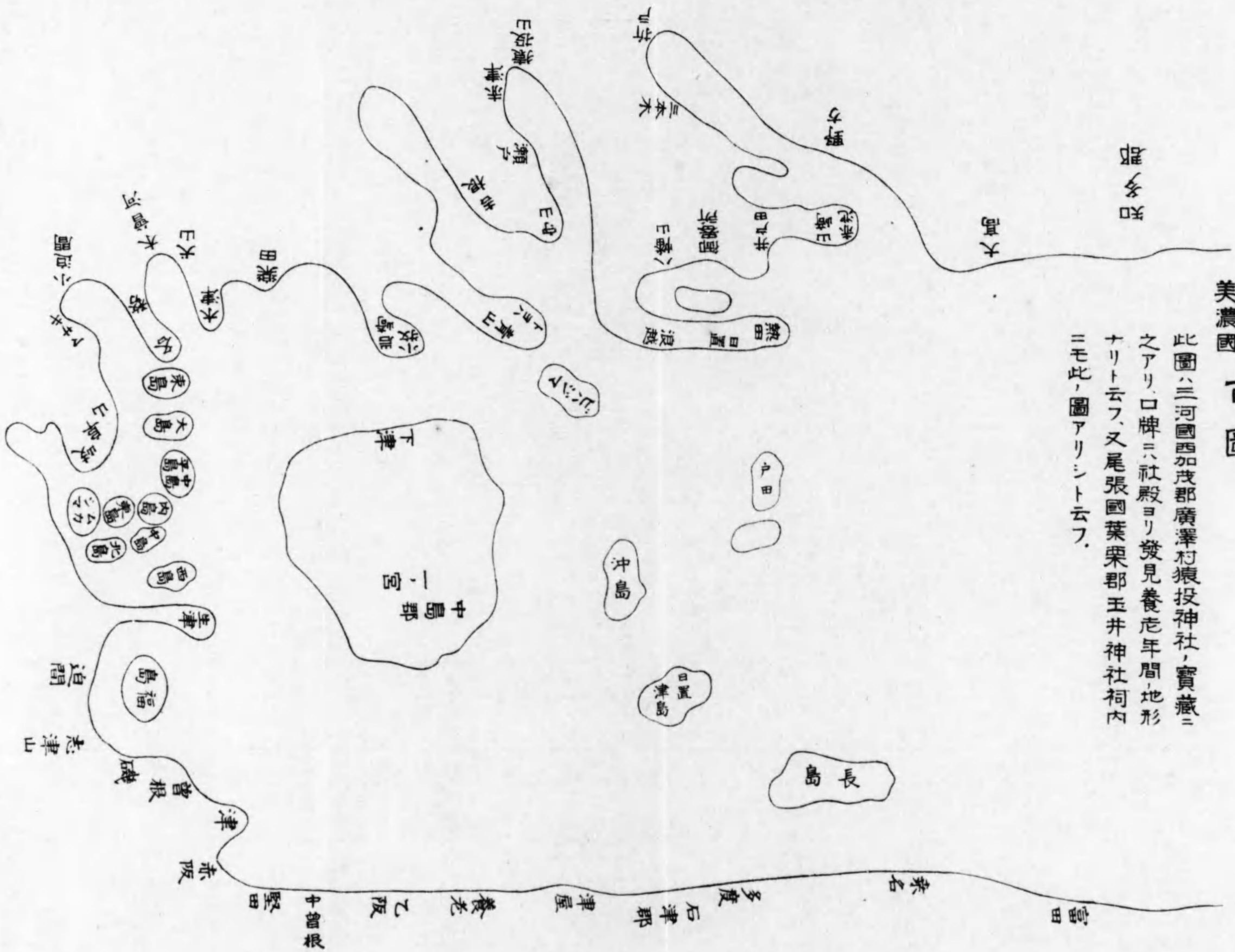
尾張國
美濃國
古圖

此圖ハ三河國西加茂郡廣澤村猿投神社、寶藏ニ
之アリ、口牌ニ、社殿ヨリ發見養危年間、地形
ナリト云フ、又尾張國葉栗郡玉井神社祠内
ニモ此、圖アリシト云フ。

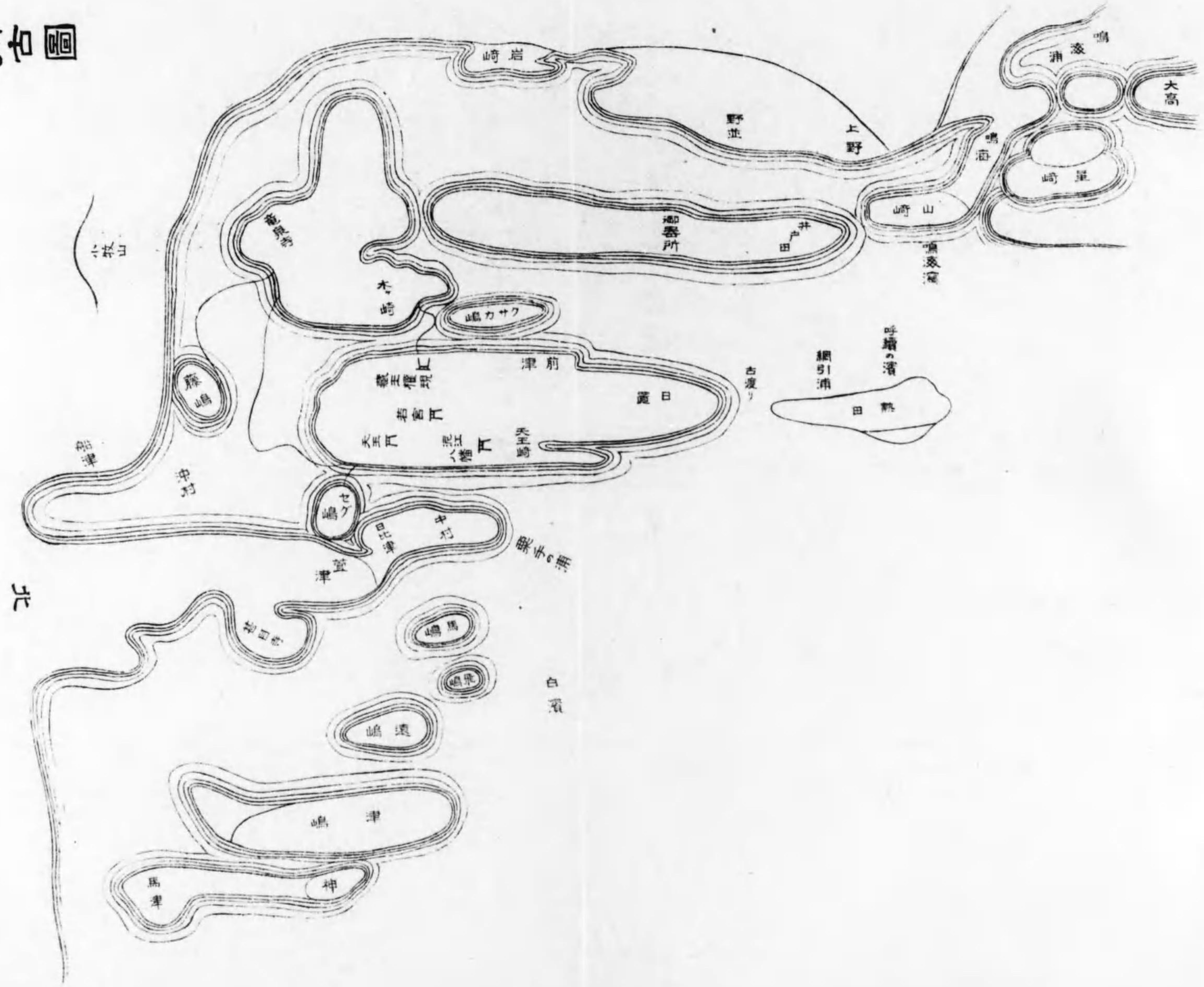


尾張國 美濃國 古圖

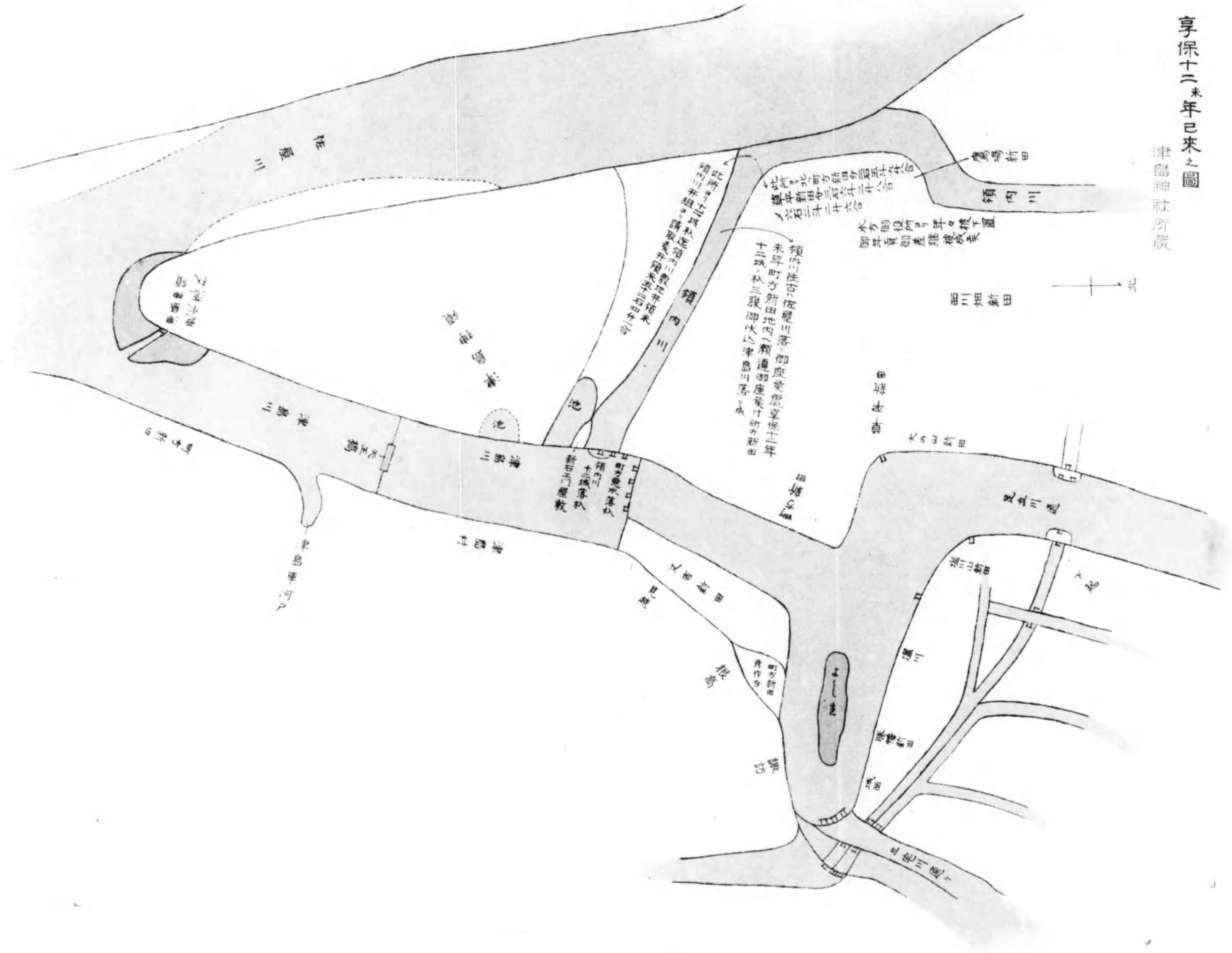
此圖ハ三河國西加茂郡廣澤村猿投神社、寶藏ニ
 之アリ、口碑ニ、社殿ヨリ發見養虎年間、地形
 ナリト云フ、又尾張國葉栗郡玉井神社祠内
 ニモ此圖アリシト云フ、



尾州古圖

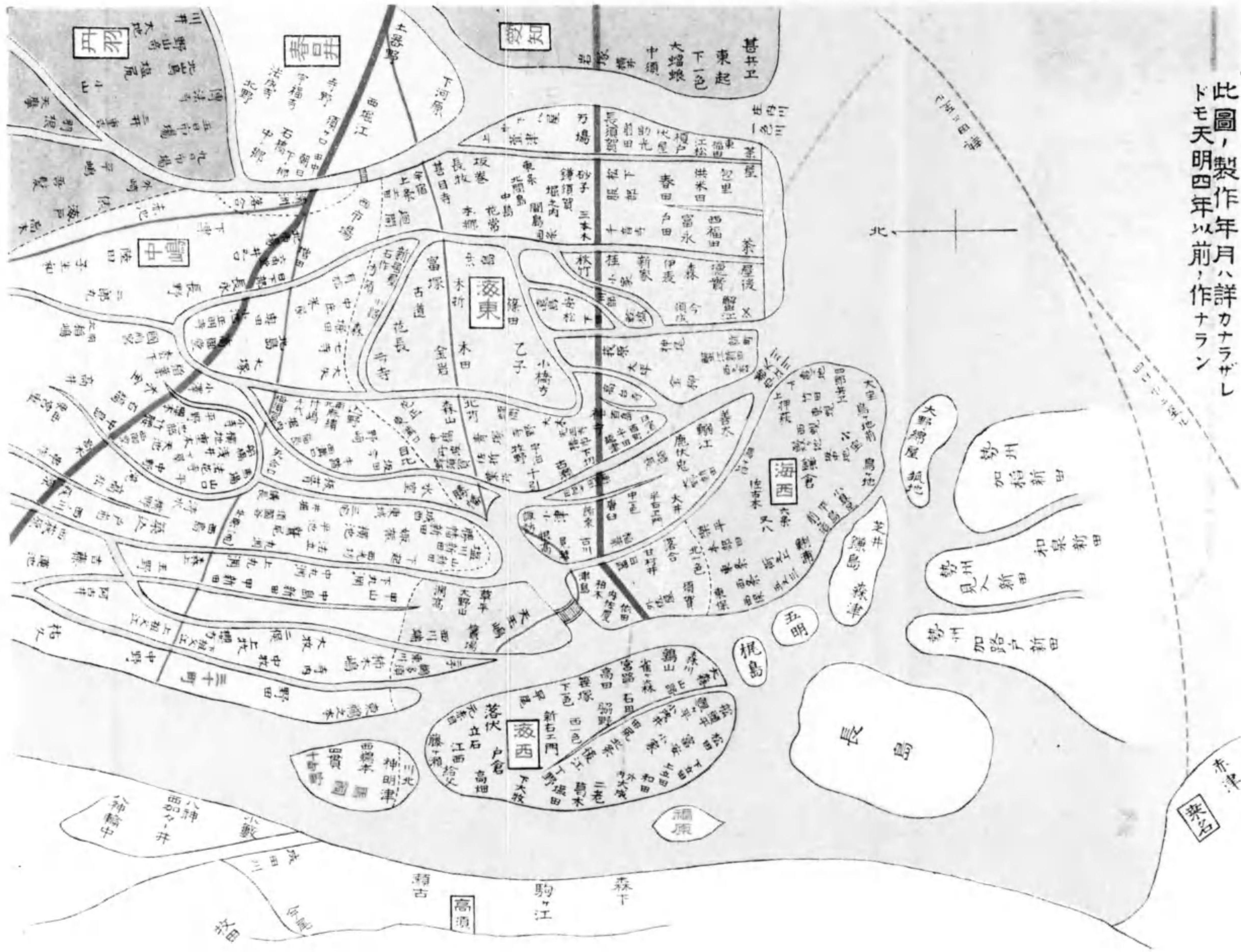


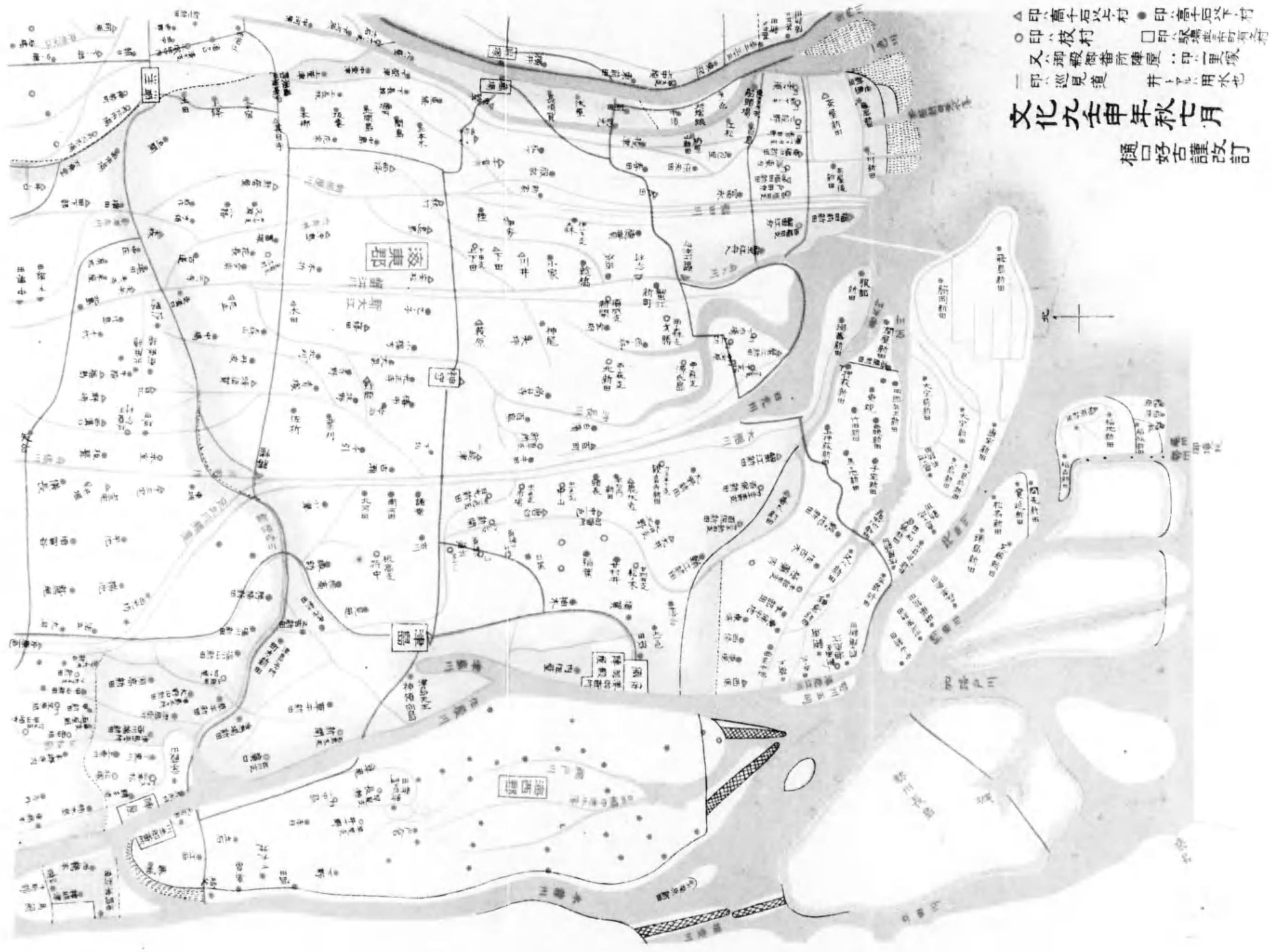
享保十二年己來之圖
津島神社所藏



尾張國之圖

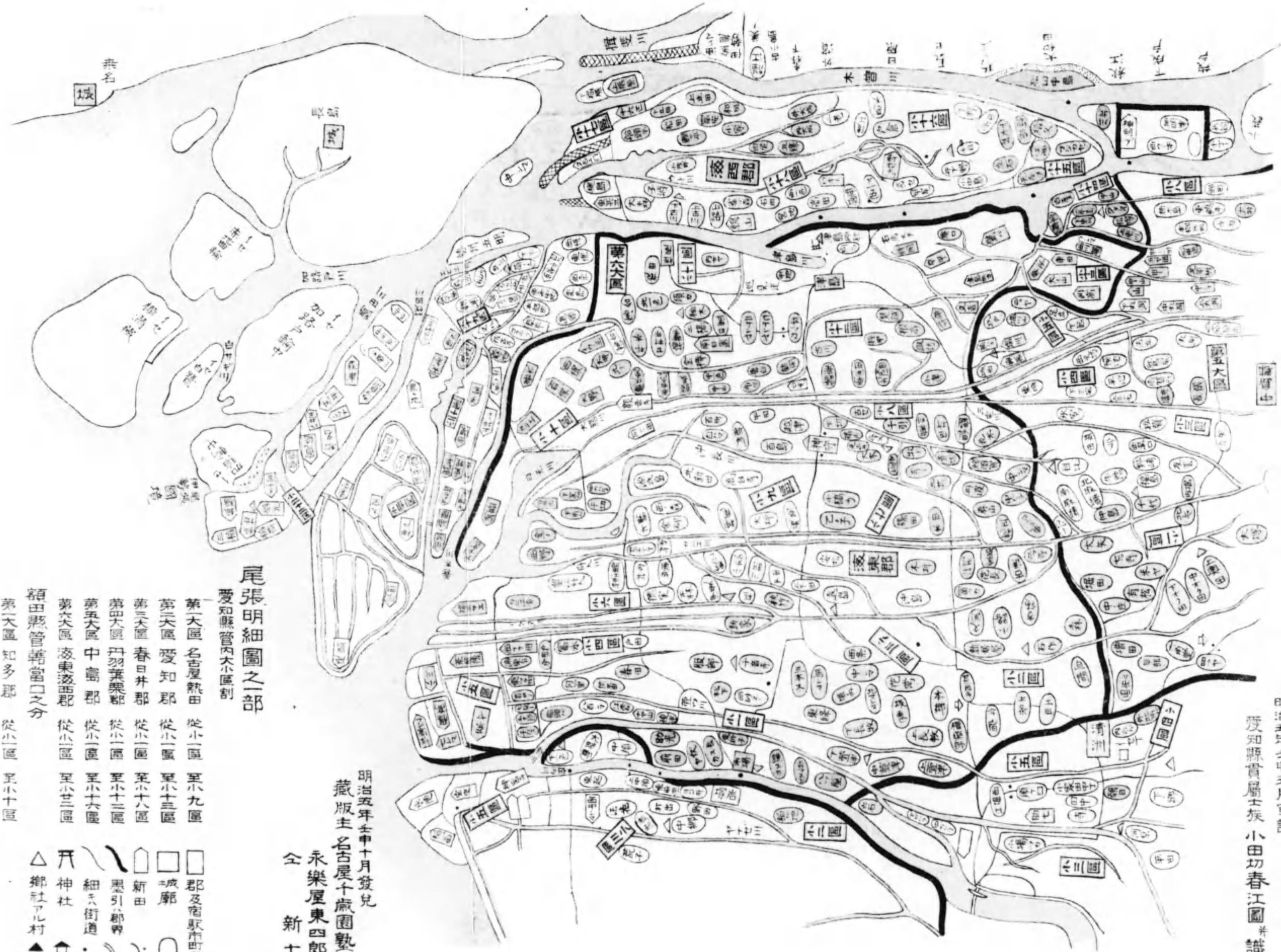
此圖、製作年月ハ詳カナラザレ
トモ天明四年以前、作ナラン





▲印：高千石以上村 ●印：高千石以下村
 ○印：枝村 □印：騎馬並町有符
 又：御殿番所陣屋：印：二更塚
 一印：巡見道 井：下り用水也

文化九年秋七月
 樋口好古謹訂



明治五年壬申五月官許
 愛知縣貴屬士族小田切春江圖并識

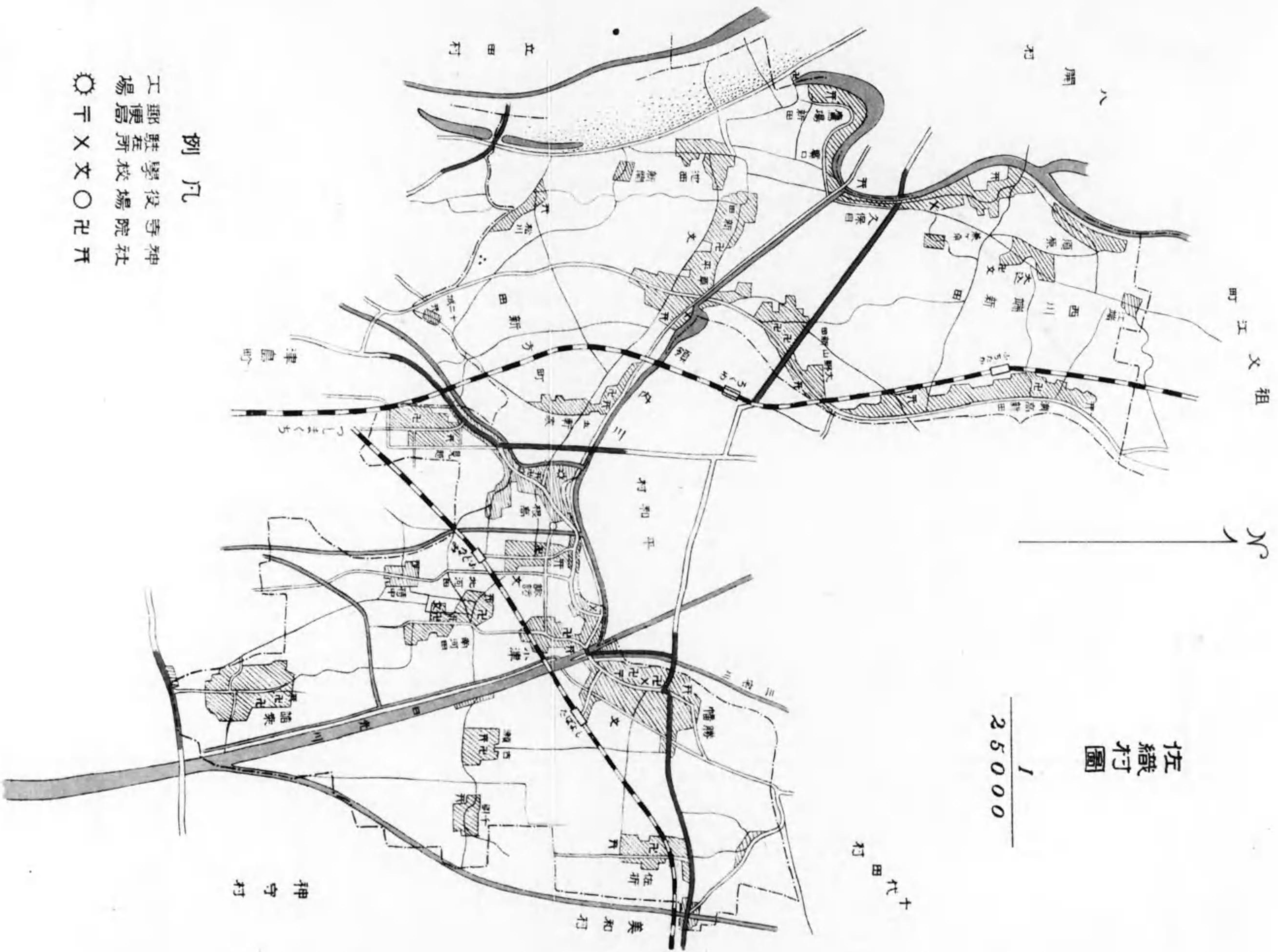
尾張明細圖之部

愛知縣管内小區劃

- 第一大區 名古屋熱田 從小區 至小九區
- 第二大區 愛知郡 從小區 至小十三區
- 第三大區 春日井郡 從小區 至小十八區
- 第四大區 丹羽美濃郡 從小區 至小二十二區
- 第五大區 中島郡 從小區 至小十六區
- 第六大區 海東濃西郡 從小區 至小廿二區
- 額田縣管轄當口之分
- 第一大區 知多郡 從小區 至小十區

明治五年壬申十月發兌
 藏版主名古屋十歲園塾中
 永樂屋東四郎
 全 新七

- 郡及宿駅市町大字
- 城廓
- 村落
- 新田
- 〰 墨引郡界
- 〰 細小街道
- 〰 河防
- 〰 一里塚
- △ 神社
- △ 佛堂
- △ 神社元村
- ▲ 名勝



佐織村圖

1 / 25000

例凡

- 神社
- 寺院
- × 役場
- △ 學校
- 駐在所
- ◇ 郵便場
- ⊙ 工場

序 文

一國の盛衰興亡は、その國を組成する構成分子の意氣と覺悟とに依つて、その運命をトすべき者である。随つてその構成分子たる市町村の自覺が實に國家の消長を左右するを謂つても過言ではあるまい。然らば如何にして、その町村の自覺を喚起すべきであるか、問題は一に繋つて、此に存するのだ。既に町村の自覺と謂つたが、此は反言すれば、町村民の覺悟であるのだ。今日の時代は、一ニ少數人士の時代ではないのだ。必ずその町村民全體が協心戮力の結果に依るに非ざれば、到底所期の目的を貫徹し得るものではないのだ。その町村民全體が同時に蹶起するのは、共存共榮たるべき自家町村の興廢に關する問題でなくてはならないのだ。その町村の現状は、如何なるべきか、將來は如何なる進路に向ふべきかは、舉村一致、等しく痛感する緊要にして且死活問題であるべきである。此の問題に對して誰人も無關心な人はあるべき筈がないのだ。然かも此の問題は、各個人が各自の立場で研究するのも大切ではあるが、今回の如き千載一遇とも謂ふべき 御大典擧式の好機に於て、町村民全體の課題として攻究するのが、最時宜に適した者と謂ふべしだ。實に本年の御大典は、明治大正の文化を繼紹して、我國で更に一大躍進をなすべき昭和の新政に對する 皇室并に國家の重大儀であつて、國家及び國民は、此の盛儀を機縁として、今後大に國勢を伸展し、國運

を隆昌ならしむる轉期とする重大責任を荷ふて居る者である、今その内容を見るに、當村の過去を尋ね現在を語り、將來の計を畫する材料を網羅するを以て、此を讀む者をして眞に愛村の念鬱勃禁止難からしむる者である、此書一度出んか、町村全體の大勢は一目瞭然であるから、苟くも自家町村の發展を冀望するの士は、必ずや斯の書を基調として、その町村の趨くべき方途を決する羅針盤とするのは勿論、引いては各字毎に夫々自家に對する方策決定の指針とするに至るや期して待つべきである。果して然らば、斯の書が此の國家の盛儀に際して、雄々しくも孤々の聲を揚げたこと謂ふ事は、誠に意義深い者がある事を祝するものである。不肖生を此の郷國に享けたるもの、常に故山の隆昌を冀ふ點に於ては、敢へて人後に落ちないものである。茲に謹んで遙に斯の村誌の誕生を期し、我村をして日本帝國内に於ける第一の村たらしむるよう、敬愛する村民各位の御奮勵を禱つて序文に代へたいと思ふ。

昭和三年九月二十三日

廣島師範學校長

正五位勳四等 淺賀辰次郎

謹識

目次

本文

- 一、位置及面積……………一
- 二、地勢及氣候……………一
- 三、沿革……………二

社寺及名勝舊蹟

- 一、神社……………二六
- 二、寺院……………四三
- 三、名勝舊蹟……………五三

人物傳記

- 一、市川柳助……………五三

二、八木彦左衛門……………三

三、山田長政……………四

四、津田正生……………五

五、津田穂積……………六

六、織田信秀……………七

七、織田信長……………八

八、伊藤丹後守長實……………九

九、武藤掃部介雄政……………十

十、梶浦湘堂……………十一

十一、三保ヶ關周藏……………十二

十二、山岸清太郎……………十三

十三、水谷治右衛門……………十四

十四、住田九左衛……………十五

十五、佐藤政九郎並佐兵衛……………十六

十六、藤原了義……………十七

十七、藤浪萬德……………十八

教育

十八、石原袋宗……………十九

十九、石原種女……………二十

二十、藤浪萬得……………二十一

二十一、富田養淳……………二十二

兵事

一、小學校……………九

二、農業補習學校……………一〇

三、青年訓練所……………一一

四、社會教育……………一二

一、兵役關係者一覽表……………一〇九

二、金鷄勳章拜戴者……………一〇九

三、勳章拜戴者一覽表……………一一〇

四、戰病歿者……………一一一

五、佐織村在郷軍人分會……………二五
 六、佐織村尙武會……………三

勸業

一、農 業……………二三
 二、工 業……………二五
 三、其 他……………二六

租 稅

一、貢賦土地一覽表……………二六
 二、國 稅……………二六
 三、縣 稅……………二七
 四、村 稅……………二六

交 通 運 輸

一、河川及池……………二六

二、道 路……………二七
 三、鐵 道……………二五
 四、車 輛 船 舶……………二五
 五、郵 便……………二六
 六、電 話……………二七

警 備

一、巡 査 駐 在 所……………二六
 二、消 防……………二七

雜

一、海部郡古今のかはり……………二五
 二、選舉有權者調……………二五
 三、電燈引用數調……………二六

目 次 終

……………二六

佐織村々史

本文

一 位置及面積

佐織村は愛知縣海部郡の西北に位し、東は美和神守の二村、南は津島町、西は立田八開の二村に界し、北は中島郡祖父江町平和村千代田村等に隣す、東西凡そ一里十二町、南北凡そ一里二十町、面積九百九十九町三段餘の大村にして、中に諸桑、南河田、北河田、小津、諏訪、根高、見越、勝幡、古瀬、千引、佐折、草平新田、町方新田、鷹場新田、西川端新田、大野山新田、淵高新田の十七字あり

二 地勢及氣候

佐織村は凹字形をなし、昔は一面の蒼海なりしが、木曾の上流より吐出せる土砂堆積し、所謂新田をなせし土地なれば、極めて平坦なり、されど東南部の數字は、やや低地なるを以て、降雨多量なる時は、往々水害を被ることあり、然して村落のあるところは、往時の川縁又は川砂の吹上げられて成

れる砂原にして、水田は乃ち往古の河床なりしなり、この事實は、一度歩を郊外にすれば、一目して了解し得べく、河川の此處彼處に瀬をなせし様も、亦他に説明を求めずして會得するを得べし、氣候は中部日本の中部なれば、極めて温和なれど、近く伊吹多度の山脈をひかへたれば、降雪甚だ深からざれども、やゝ多し、(最高三十三度乃至三十四度、最低零下一度乃至二度) 地味肥沃にして、河溝縦横に通じ灌溉排水に便なれば、尤も農耕に適せり

三沿 革

本村は昔時門間莊(勝幡、古瀬、千引、佐折、古川、諸桑、北河田、諏訪、見越) 日置莊(根高、南河田、小津、草平新田、鷹場新田、町方新田、淵高新田、西川端新田、大野山新田)の一部なりしが、徳川時代に至りて、勝幡村、佐折村、千引村、古瀬村(清須代官支配) 諸桑村、古川村、南河田村、北河田村、見越村、又吉新田、根高村、諏訪村、小津村(佐屋御代官支配) 津島町方新田、津島草平新田、津島西川端新田、津島淵高新田、津島大野山新田、津島鷹場新田(鶴多須御代官支配) 等と稱せり、越えて明治十一年より戸長役場を置かれしが、明治十七年七月三十一日之を廢し、役場區域を定め、同年八月一日より戸長を配置せり、更に明治二十二年十月一日より町村役場を置かれしが三十九年七月一日合村して、現今の佐織村と名づけ、十八字に分つ、役場を大字諏訪字池埋に新築せり、大正十四年七月一日大字古川は津島町へ合併したり

尾張國町村沿革拔萃

(正保圖)	(元祿郷帳)	(天保郷帳)	(舊高調帳)	(郡區一覽)	(郡誌稿本)
諸桑村	諸桑村	諸桑村	諸桑村	諸桑村	諸桑村
南河田村	南河田村	南河田村	南河田村	南河田村	南河田村
北河田村	北河田村	北河田村	北河田村	北河田村	北河田村
小津村	小津村	小津村	小津村	小津村	小津村
諏訪村	諏訪村	諏訪村	諏訪村	諏訪村	諏訪村
根高村	根高村	根高村	根高村	根高村	根高村
見越村	見越村	見越村	見越村	見越村	見越村
勝幡村	勝幡村	勝幡村	勝幡村	勝幡村	勝幡村
古瀬村	古瀬村	古瀬村	古瀬村	古瀬村	古瀬村
千引村	千引村	千引村	千引村	千引村	千引村
鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田
鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田
鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田
鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田	鷹場新田

戸長役場及村役場

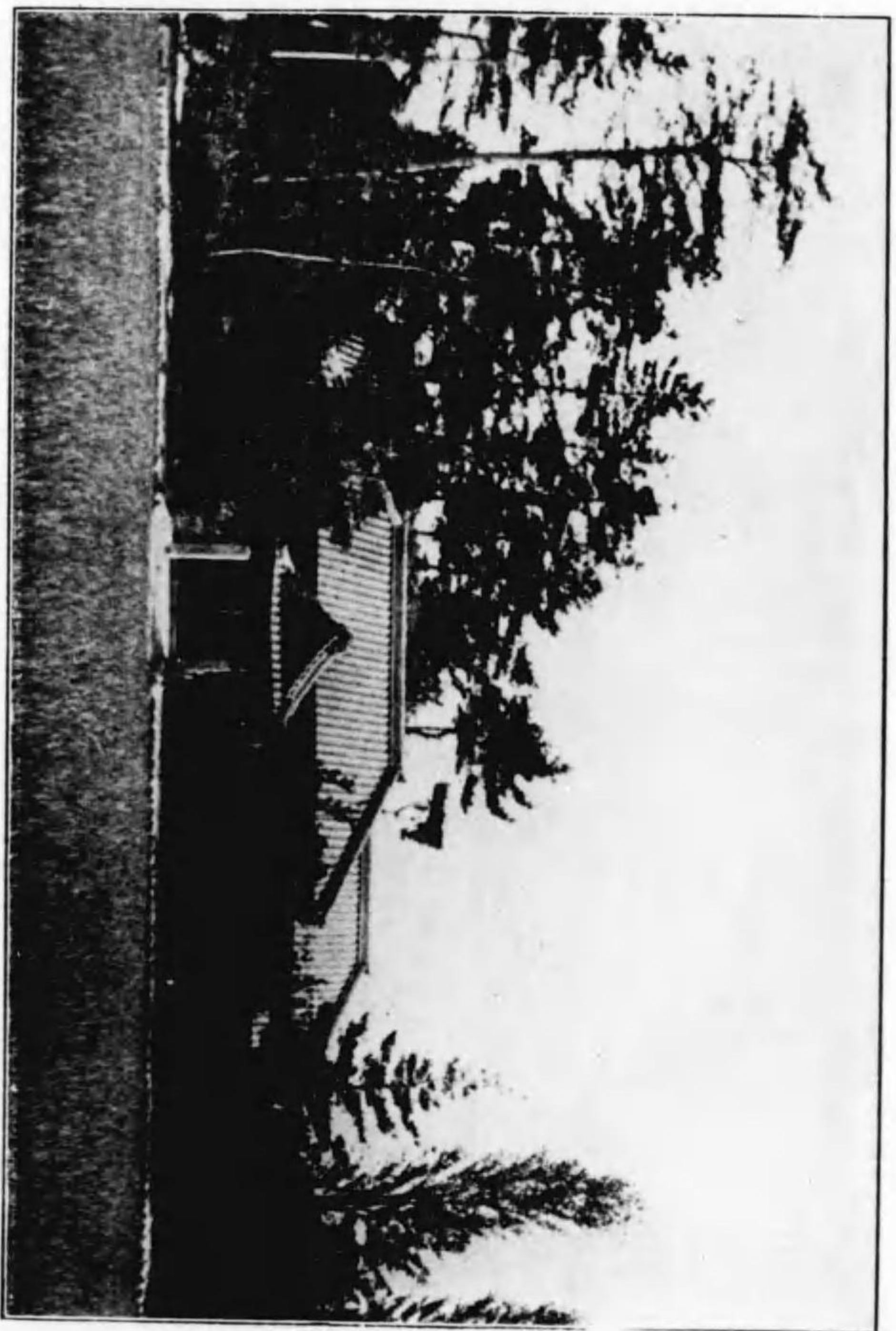
明治十七年七月三十一日、従前の戸長役場を廢止し、役場區域を定め八月一日より戸長を配置せり
 明治二十二年十月一日より村役場となれり

戸長役場名・位置・村名・戸長左の如し

(役場名)	(役場位置)	(村名)	(戸長名)
第二十三組	勝 幡 村	勝幡村 佐折村 葉刈村 古瀬村 千引村	平野家富 平野家守 梶浦與三左工門 大鹿玉三郎
第二十四組	北 河 田 村	諸桑村 古川村 南河田村 北河田村 諏訪村 小津村	津田太郎 田中秀實
第三十二組	草 平 新 田	鷹場新田 草平新田 町方 新田 見越村 根高村	祖父江九平次
第三十三組	西川端新田	淵高新田 大野山新田 西川端新田	柴田武右工門 柴田嘉平次 山内土見兒

永祿中之ヲ拓ク	西川端新田	西川端新田
慶長中之ヲ開墾ス	明治十一年十一月 本村ヲ大野山新田 ニ合ス	新九郎新田
起因年月不詳	大野山新田 明治十年十一月本 村ヲ淵高新田ニ合 ス	大野山新田 (渡邊新田) 淵高新田
	淵高新田	淵高新田

(尾張國誌)



場 役 村 總 佐

舊村役場名・位置・大字名・村長左の如し

(役場名) (役場位置) (大字名)

諸古村	諸桑	古川	諸桑	(村長名)
藤浪村	北河田	根高北河田	南河田	前野久兵衛 後藤元藏 三谷藤五郎 水谷彌左工門 後藤和三郎 鈴木瀧三郎 大鹿徹二 水谷敏 鈴木剛 水谷彌左工門
勝幡村	勝幡	小津	諏訪見越	若山才助 八木磯三郎 津田助太郎
草場村	草平新田	勝幡	古瀬千引	井戸田治兵衛 大鹿玉三郎 太田清右工門 井戸田房治郎 高部常次 大野由太郎 淺野桑太郎
川淵村	西川端新田	草平新田	町方新田	水谷治右工門 日江井鉢太郎 安藤重藏 黒田三二 小川又三郎
	大野山新田	鷹場新田	淵高新田	三浦鐵吉 安藤重藏 川崎八太郎 安達臣一

佐織村役場

明治三十九年七月一日合村當時は、釜之地蔵庫裡を假役場とし、全四十年より諏訪八木愛之助氏住宅を借りて之に移り、大正四年御大典記念として、七千七百七十九圓餘の豫算を計上し、大字諏訪字池埋上街道に沿へる現在の地に新築移轉せり、倉庫及物置は、大正六年五百八十三圓の豫算にて建築したり、歴代村長及助役左の如し

村長

安達臣一 明治三十九年七月一日村長事務取扱拜命全年十一月九日解職

八木磯三郎 明治三十九年十一月十日就職 明治四十一年四月八日辭職
安達臣一 明治四十一年四月九日就職 在職中

助 役

安達 臣一 明治三十九年十一月十日認可 明治四十一年四月九日辭職
水谷 彌左衛門 明治四十五年七月二十二日認可 大正五年七月一日滿了
水谷 彌左衛門 大正五年八月九日認可 大正七年三月三十一日辭職
鈴木元喜代 大正八年八月二十二日認可 大正八年十二月二十七日辭職
八木 甚五 大正十二年十二月二十七日認可 昭和二年十二月二十六日滿了
恒川 銀一 昭和二年十二月二十七日認可 在職中

村會議員數と議員氏名

明治三十九年九月、第一回村會議員選舉より大正元年八月まで、は十八名の定員なりしが、同年九月、第三回選舉より、人口一萬以上のため、二十四名に増員せられ、以て今日に及べり

第一回村會議員 (明治三十九年九月選舉)
後 藤 淳 大鹿爲二 八木彦市 橋本丈右衛門 八木甚右衛門 津田壽平

若山武兵衛 井戸田 房治郎 井戸田 源九郎 太田 清右工門 伊藤角右工門 渡邊孫太郎
前田忠五郎 水谷治右工門 鈴木又右工門 渡邊三輪太郎 若山茂三郎 死亡 光田善四郎 補欠 光田勝三郎

第二回村會議員 (明治四十二年九月選舉)
後 藤 淳 大鹿爲二 八木彦市 八木甚右工門 津田壽平 若山武兵衛
井戸田 房治郎 恒川由松 太田清右工門 伊藤角右工門 伊藤源助 渡邊孫太郎
祖父江安之右工門 水谷治右工門 鈴木又右工門 渡邊三輪太郎 若山茂三郎 富田養淳

第三回村會議員 (大正元年九月選舉)
後 藤 淳 鈴木元喜代 大鹿爲二 八木彦市 山田與左工門 小杉源次
青木元三郎 鈴木山太郎 井戸田 鐵五郎 堀田豊治郎 宅見清七 太田桂三郎
野口伊六 伊藤源助 神谷宮三郎 前田忠五郎 祖父江長吉 杉本茂平治
渡邊三輪太郎 鈴木正峻 水谷元之 高木劔治 安藤重藏 富田養淳

第四回村會議員 (大正五年九月選舉)
後 藤 淳 大鹿爲二 大鹿 敏 八木覺太郎 八木彦市 橋本由太郎
小杉源次 津田壽平 若山政治郎 井戸田 鐵五郎 宅見清七 太田清右工門
伊藤美三郎 服部市治郎 神谷宮三郎 渡邊孫太郎 前田忠五郎 祖父江長吉
鈴木正峻 水谷元之 山田鶴次郎 若山茂三郎 安藤重藏 光田松芳

第五回村會議員 (大正九年九月選舉)

後藤 淳	鈴木元喜代	大鹿 敏	八木磯三郎	橋本山太郎	八木甚五
青木元三郎	鈴木山太郎	井戸田 清五郎	矢田萬治郎	伊藤瀧三郎	神谷庄太郎
渡邊孫太郎	前田忠五郎	伊藤啓次郎	水谷 林	渡邊三輪太郎	鈴木正峻
川口儀兵衛	柴田貞次	高木 釦治	安藤泰五郎	光田松芳	富田養淳

第六回村會議員 (大正十三年九月選舉)

後藤 淳	鈴木佐太郎	八木磯三郎	橋本山太郎	小杉源次	池田泰三
津田市藏	若山伊三郎	伊藤辰三郎	井戸田安文	加藤又藏	梶浦信之
伊藤瀧三郎	神谷直治郎	八木榮吉	渡邊孫太郎	伊藤啓次郎	水谷 林
鈴木正峻	水谷元之	川口儀兵衛	安藤重藏	高木友次郎	吉田伊三郎

第七回村會議員 (昭和三年九月選舉)

後藤 淳	宇佐美 慶太郎	宮崎潤逸	八木甚五	津田市藏	若山廣三郎
井戸田安文	<small>俱職 加藤又藏 補欠 梶浦丑太郎</small>	梶浦信之	梶浦仁三郎	太田幸一	神谷秀司
服部金兵衛	服部 廣二	祖父江長吉	杉本忠一	石塚善五郎	水谷 林
鈴木正峻	渡邊好一	横井悦治郎	高木俊一	吉田忠三郎	吉川慶一

各大字の由來左の如し

諸 桑

諸桑は正字守桑(モリクワ)の義也諸とは守の音便にて蠶桑の神也(地名考) 諸嶽は毛呂久波(モロクハ)と訓べし地の名にて嶽は桑の借字(カリモジ)なり云々 (尾張國式社考)

毛呂久波と訓べし海東郡の門間庄諸桑村これなり、(中略)諸(モロ)は群(ムレ)の意にて、神名式に但馬國出石郡諸杉神社とあるも同例なり (尾張舊地考)

村立大体よし小百姓ばかり也、高に準じては耕夫少し、津島村根高村邊より入作あり一村立の所なり 此村東西六町三十間南北五町二十間

給知高 (總高及田畑の畝歩は、各大字共、貢賦土地一覽表としてまごめおきたれば、つきて見るべし)

百五十二石四斗一升三合 成瀬隼人正

七十石 野呂瀨内記

五十四石四斗三升二合 高木平七

百七石四升二合 天野四郎兵衛

四十三石 津金文左衛門

三十五石九斗 神谷繁之丞

五十石
四十石六斗一升三合
御藏入高
三百三十七石五斗一合

寺町四郎右衛門
大槻此兵衛

(徇行記)

南河田

村名正字なり、南河田の南、諸桑の北は八龍田面とて、往昔は大澤の所也、今も深田也 (地名考)
此村は北河田村と村落つづき也、村立あしく小百姓ばかりにて無高はなし、高に準じては佃力衰耗し、根高津島古瀬北河田諸桑の五ヶ村へ越高になり、右の五ヶ村より南河田村の田地を耕耘す、田地を皆他村へとられ貧村なり、竹木は茂れり、地割はなき所なり

此村東西四町二十間南北三町五十間

給知高

九十二石
五十石七斗
十五石
三十二石八斗六升五合

井野口六郎左衛門
酒井林左衛門
宮崎只衛門
小鹽平八郎

御藏入高
百四十三石四升七合

(徇行記)

北河田

此村は村立大体よく竹木茂れり、高に準じては耕夫多くあり、田地不足し津島村の田畝を承佃す、地割は十ヶ年目ほぎづつにする也、一村立の所にて小百姓ばかり也、用水は小津定井か、り也
此村南北五町五十間

給知高

百十三石五斗四升八合
七十八石二斗六升九合
御藏入高
百十六石三斗四升

大澤亀之丞
新井十右衛門

(徇行記)

小津

いにしへも船の着し所也、 (地名考)
此の村は足立川の橋を踰し、津島村街道の南にあり、竹木茂り村立大体よき所なり、高に準じては

耕夫多く田畝不足なるにより、隣村を承佃す、津島街道に商家十二三戸あり、地割は十ヶ年毎にする
と也

此村東西三町三十四間南北五町三十五間

給知高

百七石五斗六升

天野四郎兵衛

五十石

長野門左衛門

三十八石八斗七升七合

須賀井又十郎

二十九石七斗五升七合

水野善次左衛門

六十石一斗六升一合

神保藤左衛門

御藏入高

八十五石三斗八升七合

(徇行記)

諏訪

地名神名に出る歟、又池あるより須和と呼て後に信州諏訪明神を齋ひたる歟、予其境をしらず

大池あり諏訪の池といふ、昔は五六町もありしが漸くに田となりて、今は小さくなる、御宮は則建

御名方命を祀る (地名考)

此村は津島街道の傍にあり、小村にて竹木はよく茂れり、高に準じては耕夫多く、田畝不足なるに
依り、皆津島村の田畝を承佃す、街道堤上に出屋敷七戸あり

此村東西三町南北四町二十七間

給知高

八十三石六斗二合

水野傳左工門

七十九石九斗九升一合

水野鎌三郎

四十石二斗四升七合

安藤吉左工門 (徇行記)

諏訪社ある故に村名を諏訪とせしか、又諏訪に社を祀りて諏訪の社といひたるものによ (尾張誌)
地名考に記載する小なる池は (寺の西北に在りたり) 明治二十四年濃尾震災の際地形隆起して、今
は良田となれり

時代の要求に因り、他に卒先して大字根高と提携し、藤浪耕地整理組合を組織し、大正十二年四月
十三日工を起し、昭和二年三月十一日完成したり、施行前の段別は田十六町一段三畝四歩、畑八町五
段二畝十二歩施行後は田十六町五段八畝九歩、畑七町八段五畝二十四歩となれり

根高

村名根高は墓原の謂にして、根は、花は根にかへるの根、たかは墳(タカ)の義、墳の字を多加と訓

も、もとは竹群(タカムラ)の義なり

ねたかは根山とも申傳へ、古へは當國五三昧の一にて人家もなく甚だ物凄き所なりき、されど地蔵より辰巳に本郷とよぶ所もありつ、近世漸く堤へ家を移してより、本郷はいま十四戸になる、其の始は諸桑より越來るといふ

支村は家中はいま持中ともかく、共に填字也正字糯生(モチフ)の轉聲たる也

餅生に神明の宮ましくて、本郷の方に宮社なきは、穢地を遷(トフザ)けたまはんの神慮ならむ歟

(地名考)

此村は津島街道の傍にあり、堤上街道に出屋敷あり、小商ひする者多し、少高の村故皆津島村の田畝を承佃す、當村與兵衛、與次兵衛、與左工門兄弟三人皆富戸なり

根高新田東西二町三十間南北六町

此新田は寛文覺書に持中とも稱する由みへたり、貧村にて無高者多し、六十石ほき根高村與兵衛所持する也、是は辰巳の方にあり、見越村境より諏訪村境迄の間古堤開墾は文化四年前なり

給知高

二十七石五斗

五味傳左工門

二十三石二斗九升七合

樋口磯太郎

七十七石八斗五升九合

舍人政之丞

三十七石七斗三升六合

織田孫七 (徇行記)

大字諏訪と藤浪耕地整理組合を組織し、大正十二年五月三十一日着手、昭和二年三月十一日これが完成を告げたり、施行前の段別は田七町一段六畝十六歩、畑三町六畝八歩、施行後は田七町二段三畝十二歩、畑二町九段三畝二十一步なり、字持中は組合に加はらず

見越

舊は三越とも御輿とも三輿とも書有皆填字なり、正字水越の義也、按に此村も大むかしは津島の地なりき、堤より南は沼なり木曾の清水の越して落こむの地なりと

津島の小沼口觀音坊は今の所より十町許も東にありて見越村の寺三輿山と號す、此寺の鎮守白山宮ももとは見越の産神なるを、慶長以來御宮も神田もみな津島へ取られたりといふ

鎌倉の頃は見越も根高も共に津島の境内にて、室町の頃に獨立一村したるものなり (地名考)

此村は寛文覺書に三越とあり、津島街道の南にあり村立あしく貧村なり、高に準じては耕夫多く田佃ふ足し、津島村を此村より七分通りも承佃すると也

此村東西三町十間南北三町

給知高

二十二石四斗五升一合

大久保彌左工門

五十石 根原彌次右工門
 五十石 松平彌太郎
 五十石 奥平重左工門
 四十九石二斗一升六合 一色勘兵衛
 二十石八斗五升六合 山中太左衛門
 御藏入高

六十四石二斗八升九合

(徇行記)

藤浪耕地整理組合につき、耕地整理組合を設けしは、當字なり、大正十三年五月五日着工、大正十五年十月十六日完了、施行前の段別田十町七段三畝十六歩、畑六町九段四畝二十八歩、施行後は田十町六段九畝二十五歩、畑は六町一段五畝九歩なり

勝 幡

此村舊は中島の郡なり、今は海東郡に屬したり、正字鹽畑の義なるを、戰國以後今の字に誤る應保の頃(二條院御宇)は、平治の乱中にて、安藝守清盛入道が太政大臣となりて、天下の權を恣に執たる時なれば、故ありて此村にも少暫公館を置き、大中臣安永が國政を執りたりと (地名考)

此村落は津島街道筋三宅川の東農屋建ならび大郷なり、四區に分る、上の切、中の切、下の切、横

町と唱へり、甚目寺村より濃州高須への置郵の村にて小驛なり、されば問屋茶屋も二三戸あり、清須街道もここへ入合へり、此村高に準じて戸口多く、耕田村切にては不足が故に、津島村佐折村古瀬村千引村あたりの田畝を承佃すと也、又農隙には小商ひ往還人夫のかせぎをする者もあり、此村地割することなし

此村東西四町四十間南北十町

給知高

八百十五石

中村一學

八十石五斗一升二合

小笠原總左衛門

三十三石四斗五升五合

三輪傳内

御藏入高

二百六十二石六斗二升八合

(徇行記)

此字の東北方にあたり出屋敷あり、是れは本郷より出でて田畑を耕耘するに、距離遠くしてその往復に時間を徒費し、收穫物、肥料等の運搬さては作物の管理等に至るまで、不便不利少からざるを以て嘉永三年孫八、重吉、伴左衛門、仙藏、庄助、覺藏の六名その筋の許可を得て、今の地に移轉せり之れ出屋敷の由來にして、現今は七戸あり

古瀬

こせとは越瀬(コシセ)の約にて、小津川の水此處に越て落つるを古勢と呼なるべし (地名考)
此村落は日光川の東に農屋建ならび、一村立の所なり、竹木少く村立あし、高に準じて戸口多く佃力足れり、之により小百姓ばかりにて、持高平均の所なり、田面は村前に多し、此地は東西川に挟れ水潦吐がたき所故に漸く水害多し。

此村東西六町十二間南北二町三十六間

給知高

二百三十四石四升五合

竹腰山城守

御藏入高

八十四石二斗二升三合

(徇行記)

現時、排水、地上げ等に力を用ひしかば、漸く水害少く地味肥沃となれり

千引

正字瀬水曳(セミヒキ)の轉聲なり、中古の時、小津川の水又は大井通の水の、越すところを越瀬(コセ)といひ、其水を亦わけて引所を瀬水曳と呼なるべし、後世千匹と轉りしを戦國の後今の字に書は誤なり (地名考)

(地名考)

此村落は中央に在りて一村立の所なり、元より卑濕の地にて水害ある故に貧村なり、竹木も少し、高に準じては耕夫多し、されば村の田畝ばかりにては作たらざるが故に、津島中一色村あたりへ出作すると也、地割十年毎にすると也。此村は用水か、りなく天水待也

此村東西二町三十間南北五町十間

二百六十一石六斗二升七合

竹腰山城守米地

二十一石七斗九升二合

(徇行記)

佐折

村名素織の轉聲なるべし、此邊の諸村木綿織を織つて面々うり物に出せるが中に取わき此むら舊(フリ)たりとなん

八十年ほご前までは、村中家ごとに庭に藍瓶をいけて手染をして縞を織たり、寶曆年中阿波國より早染店といふを尾張へ出せり、其色麗しきに就て其後手染を止といふ (地名考)

此村落は津島街道の南に農家建ならび、一村立の所なり、屋並大體よし、高に準じては戸口少く、他村へ田畝を掙る也、田面の字を東海道畔、辻島、にとべ、西海道畔、砂子、下切地田、鱈魚田、溝合、キツネト、川クロ、カナクソ、向へ畑、半の木、上シマへ、下シマへ、ジンテン、オアト、上河原、下河原、萩原、西出なき唱へり、目比川の水潦にささへられ敗傷することあり

此村東西五町二十六間南北五町九間

給知高

百三十八石六斗七升三合

野崎鎌吉

八十四石三斗三升九合

水野彌左衛門

六十石三斗二升七合

福尾次太夫

五十六石七升三合

近藤武左衛門

二十六石二斗九升

上野千太郎

二十石

佐藤源左衛門

御藏入高

百六十二石七斗四升

(徇行記)

草平新田

五ヶ所新田とは町方、草平、大野山、淵高、西川端をいふ、五ヶ所新田、舊は中島の郡海西郡も混雑すといへども、今は何れも海東郡へ組込みに成たり、五ヶ所新田は慶長より寛延二年まで町方新田庄屋所一本にて支配せしが、寛延三年(百七十九年前)午より村毎に御免定を賜はる事になりぬ其始は木曾川の大條黒田古川通の下流なり、中島郡淵森の地本丸淵森上森下より以南は大澤なりしを

慶長十三年歟今の木曾川と替りて、古川通には纔に萩原川を残して大澤は田畠と成る、爰をもて神領より北は甲新田を限りとして、津島村より開墾して總名を津島五ヶ所新田と呼有

慶長の頃まで今の五ヶ所の名はなし、只草野堤外川西打出後新田の名、家藏の古帳にあり、右の内より成出てあらたに今の五ヶ所の名を作るなるべし

草平は道東、峠、中切、池西と四切に成る、池西は今池もなくなりぬ

此邊室町家の頃までは、木曾川の末流此處に至りて、廣平たる大澤と成て水浅く流れたりき、其大河の東寄に淵森の地あり、後世新墾して村落あり、所謂甲新田、上中下丸淵新田、西川端新田、淵高新田、天王祭車田、大野山新田、下起、娘振新田、鹽畑新田、鹽川山新田、草平新田、津島祭方(マチカタ)新田、右馬太夫新開等也、これを大澤の地といふ、そもく、延喜の時の淵村は、後世鎌倉及室町の頃には淵森と轉じ享祿天文の頃に至りて淵森また割て丸淵、森下、淵高、森上と呼なせり、加歩登の名は川太(カワフト)の約なり甲の字は借字なり (地名考)

慶長年中清右衛門なるもの濃州駒飼村より草平新田へ通勤庄屋役相勤む、同駒飼村長太夫事長左衛門海東郡葉苅村へ引越居住せしが慶長年中當新田へ引移る、その時庄左衛門なるものも長左衛門に召連れられて引越、山片の列に成る

山片久右衛門は津島下構村頭百姓にて、慶長年中當新田へ引越庄屋清右衛門元和年中退役につき、後引繼相勤、それより元和年中戊午(紀元二二八二年)三右衛門平藏吉兵衛と申者引越草切致し此所を川西

と名け今西川端のことは是也、寛永年中丑年(紀元二二八四年)より後新田、打出し、新田の内今大野山新田等是也、

二二

夫より正保年中戊年(紀元二三〇六年)山新田御檢地の節迄西川端新田、淵高新田、大野山新田、當所草平新田開發のこと故親村として此時より四山と唱へ四ヶ所の稱從是の事也、四山四ヶ所庄屋久右衛門開祖也、就中寛永年中津島五ヶ村庄屋虚忘御仕置の節久右衛門入牢、百日目出牢無相違庄屋役相勤候然る處慶長年中庄屋清右衛門駒飼村身所致没落妻子相果獨身にて當新田罷越庄屋久右衛門定夫となる

慶長年中津島堤下村頭百姓山片長八郎、山片長右衛門の二人當新田に引越候に付、兩人屋敷とり候處を堤下(是は當村瀬古の名)と名づくるは此の由縁也

祖父江小兵衛儀尾州祖父江村より濃州釜之段村へ落浪人となり致居住候處小兵衛娘儀駒飼村清右衛門仲人にて當所長左衛門方へ嫁入候此由縁を以て慶長年中釜之段村より引越依祖父江小兵衛末子佐平太山片列也、庄五郎、久助、彌兵衛、宗右衛門、喜兵衛等五人慶長年中當新田へ引越腹書之面々是也兵藏、茂兵衛、長十郎、庄助、慶長年中寅年(紀元二二六二年)庄屋の根元清右工門を加へ都合家數十六軒依て十六人稱候者此由縁にて申事也 (養性寺記録)

此新田は西川端新田の南にありて、農屋は大野山新田よりつづき小百姓ばかりなり、數戸佐屋川堤傍まで連れり、田面は南北の間長く町方新田までの間平衍の地なり

此新田東西七町南北十五町

(徇行記)

町方新田

町方に今五ヶ村あり、松川、中地、祖父池、五軒屋、彦作新田是也

右の内にも松川は最初に聚落せる所也、神明宮は慶長十三年御高繩取の時にも御除地となりぬ、且八月十三日の宮祭も町方新田一村の祭にて、その入用錢を町方新田總高に割かくることなり

五ヶ所の名は慶長以後と見ゆれども、町方の名は夫より前永享年中良王津島の地に來寓の頃よりありつる事とおもはる、扱まちかたの名はもと天王祭にもとづく謂なるべし、正字祭方の約にてつり(ツリ)の反ちなれば未知加多新田としも呼なるべし、後世町の字を填てより後は庄屋所に於いて町方地方の差さへ始めり、薩摩守忠吉郷の御時津島五ヶ村と專唱へたりし頃に町方、地方の差あるべきやうなければ也

支村祖父池は澁池の轉聲是は右馬新開の西に五戸ありて、人のしらざる所なり

彦作新田は、舊は根高山の西に屬たる白洲なるを、慶長の頃歟伊勢の長島より彦作といふ者來りて墓原の西を掛廻して、畠に起(オコス)といふ、此故に外根高(ソトネタカ)の名あり (地名考)

此新田は、津島神領向島の北にあり、親新田は堤外と分れ、農屋は處々に散在す、又中地源助大中地小中地は天王川佐屋川と落合、車江の南の方に村落あり、是れ皆總名町方新田と稱せり、東の方に下中地といへる所あり、是は津島本郷に屬せり、小百姓多く高に準じては戸口多く、佃力足れり、此新

二三

田に津島向島より起宿への街道あり、又早尾村への街道もあり、此新田東西十三町南北六町（徇行記）
草平新田下に艸野荒野の場所津島村より後起依之町方新田と名づけ其縁を以て少々越百姓（五軒家
松川祖父池）御座候へ共庄屋の義は代々津島村にて相立候 （養性寺記録）

鷹場新田

鷹場は今獨立して一村と成たりといへども、舊是西川端本田の地也、鷹場廣口の二切はむかしは十
二城落（シロオチ）の古川通の西に方位し故に御檢地に海西郡とあり （地名考）

此新田は西川端新田廣口の西にあり、農屋は領内川の南岸に建ならび、竹木茂り一村立の所なり、
川北は海西郡二子村に當れり、此新田は最初津島村の人引移り來ると也、田はすくもまつち也、畠は
村傍にあり沙地なり、西の方に佐屋川あり

此新田東西四町南北四町 （徇行記）

草平新田戊亥之方角に鷹場新田と御座候、是は源敬公様津島神主方へ被爲成候御度毎に御鷹野に爲
遊候砂原を新田に相成依之鷹場新田と名付候 （養性寺記録）

西川端新田

此村は坤（ヒツジサル）より、艮（ウシトラ）へ引て村落長し、よりて畔名（アザナ）を七に爲、所謂、鷹場

（近年一村に成）廣口、久保目、兼ヶ角、大込、須原、江端是なり

西川端といふ名はもとは高場、廣口の地に起りたる成べし、林氏のいへる川西新田に當る成るべし
さて久保目は正字窪埋（クボウメ）の約るなり、煩と茂と通ふ故に雲目とも書有、兼ヶ角は川根ヶ隅の
義也、大込は水の大浸（タントコヒ）の義也、須原は砂原也、廣口は領内川の川口廣きに出る名なり、江
端鷹場は正字なるべし （地名考）

此新田は北は中島郡甲新田、西は海西郡東川村、二子村にかかり村落四區に分る、久保目、須原、
兼ヶ角、廣口と云、農舍處々に散在す、領内川の東西に在り、高に準じては戸口多く村立は大体よき
處なり、其内頭百姓九左衛といへる者の先祖天元酉年始て攝州住吉より三州へ來り、それより尾州
中島郡石橋村へ移り、其後又こゝに來りて西川端新田を開墾すと也

此新田東西四町南北十六町 （徇行記）

神明社前に池あり、明治三十年の鶴多須ぎれに大に埋れて淺くなりたれば、三十四五年の頃までに
追々埋立て今は良田となる

大野山新田

やまは眞菰（マコモ）山、葭（アシ）山のやまにて茂（シゲリ）をいふ也、支村餘代は正字葭代（ヨシシロ）
の約（ツバマ）る也 （地名考）

此新田は淵高新田の南にあり、農屋は足立川堤傍に建ならべり、南北へ長く、一村立の所なり、竹木よく茂れり、此新田は寶曆七丑年同八寅年足立川堤決壊し沙痕たへず、于今沙地なり、沙を穿ては良田になれり、田面は淵高新田西川端新田地つづきなり、淵高新田の上、足立川築切より西川端新田大野山新田町方新田へ用水江あり、丸淵用水と云

此新田東西三町四十間南北九町二十間 (徇行記)

昔年洪水にて成れる文之池は明治三十九年中にその過半を埋立てて良田とせり
浴の松の東南にも二つの小池ありしが何れも埋立て、美田となせり

淵高新田

淵高の淵は淵森の淵、丸淵新田上中下の三村の淵より地脈を引て呼ぶならん、本國帳中島の郡淵森天神は森下村の深水明神なり、後世室町の時に淵森村あり(妙興禪寺の古証文一軸の内に見ゆ)君山翁の考に淵森の地は今本丸淵、森上、森下等の地是なるべしといはれたるは奇妙なり

淵高新田は予家の御檢地帳に中島郡とあるも道理なりけり (地名考)

此の新田は西川端新田の東にあり、村落は足立川堤傍にあり、一村立の處也、竹木よく茂り、殊に綠竹よく又木の生立もよき所なれば村立もよし、高に準じては戸口多く佃力足れり、田面は西川端新田と續けり、東は足立川を隔て西光坊村に當り、北は中島郡下丸淵村に隣す、都て田畝まつちにて良

田なり

此新田東西四町五十間南北八町

足立川起返は寛政二戊前なり (徇行記)

戸數及人口附馬匹

左に本村現時の戸口を記さん、因に徇行記(文政五年尾張藩著書今を去る百七年前)所載の戸口をも記すべければ、古今の相違就きて知るべし

大字名	徇以		徇以		徇以		現		現	
	行前	行前	行前	行前	行前	行前	行前	行前	行前	
諸桑	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	
南河田	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
北河田	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
小津	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
諏訪	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
根高	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
見越	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
勝幡	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
古瀬	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
合計	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	

土地變遷其他

二八

用惡兩水鑑に領内川上は吉藤邊より下は十二城にて津島川へ落、享保十一年まで草平前にて木曾川へ落秋ありしが翌未年より新堀割出來十二城より落ると也、然るに天明四辰年日光川御普請の時此邊惡水足立川落になり、領内川の水勝幡新田水門へ落是を新領内川と云、上領内川古川は多く田畠に開墾せり (徇行記)

旱害風水害及震災

明治二十二年九月一日暴風雨海嘯の災海東西とも多少の被害あり

明治二十四年十月廿五日急激なる強震あり、次て廿八日午前六時三十分頃突然濃尾の大激震發作し尾張地方殊に北西部最も激烈にして、土地龜裂し家屋倒壊し人畜の死傷家財の粒盡したるのみならず火起り屍燃へて全村潰裂一家滅盡するもの少からず、其の慘狀實に言語の盡すべきにあらず、之れが爲管内の死傷九千二百名住屋倒潰六万余戸而して地盤河井の變化等尾張より三河大半に亘りて其の數計るべからず、即ち安政年間以後に於ける本邦稀有の大震災なり、國庫より七拾五万圓の補助を得内拾万圓は救濟費に、六拾五万圓は河川堤防工事費に充つ

明治廿四年十一月廿八日朝烈震し尋て又強震あり大震に支へたる建物にして更に被害あるもの尠か

らず

明治廿五年一月三日午后四時頃尾張に烈震し人々周章戸外に避難するものもありて郡部に多少の損害及地變等を生ぜり

全廿五年九月七日尾張北部に烈震あり濁水噴出し又屋壁に破損を生ぜり

全廿七年一月十日午後六時頃尾張北部に烈震し建物地盤等に多少の被害あり

全三十一年十一月三日又尾張北部に烈震あり屋壁等に龜裂を生したり

全二十九年九月十日大雨洪水尾張西部浸水個所多く農作被害極めて甚し

全三十年九月下旬強雨日數三十日に至り佐屋川漲溢し開治村の堤防決潰し尾張西部大半浸水害を被り家屋流失田畑荒廢す、堤防決潰は九月三十日なり

明治三十七年七月十日暴風雨あり出水著しく破堤の個所をも生ず (愛知縣史)

大正十年九月二十六日永和村大字唐白地先にて、日光川堤決潰、大字諸桑は、入水のため稻作はいふに及ばず、畑作家屋敷にも大害ありたり

社寺及名勝舊蹟

一 神 社

神とは古典に見えたる天地間の諸靈にして、苟も人智の測り難く人力の及び難きものなればみな崇

二九

めて以て神となしたるものなり

神の座す宮居を神社と云ふ、公私の別はありと雖何れも皇室又は人民が誠意を以て奉齊したるものにして、要するに(一)祖先の崇拜(二)偉勳表彰(三)國土鎮護(四)崇禱の鎮和等の主意に依りて祭祀せられたるものなり

氏神とは氏人の祖神、若くは氏人が累世舉りて尊信する所の神なり

産土神とは我が生れたる地を鎮護する神なれども、いつの世にか此氏神の制乱れて産土神を氏神と認め且つ産土神を崇敬するものを凡て氏子とするに至れり

村社 諸楸神社

諸楸神社は大字諸桑竹越四百九十番にあり、天諸羽命を祀る、境内百七十五坪は民有地第一種四十二坪は民有地第二種にして氏子百二十六戸あり

延喜神名式に諸楸神社、本國神名帳に、從三位諸楸天神、同貞治本に從三位上諸桑天神、同元龜本に、正四位上諸桑天神とある是なり、國帳集説に、從三位諸楸天神一作諸桑門間ノ庄諸桑村按對馬國、天諸羽命神社同神、倭歌所詠葉守神也、信景曰、弘仁式、河海抄袖中抄等、守万木神云云、諸者守之音便而蠶桑之神也、社殿之外、祭蠶神桑魂亦爲民、而立祠號之稱稚産靈神代卷一書曰、軻遇突智、娶埴山姫生稚産靈此神頭上生蠶與桑臍中生五穀云々、集説訂考に、諸羽は、守葉の義にして、諸桑村も



諸楸神社

守葉の義とぞきこえたる、桑は蠶葉（コバ）の義と、橘守部翁もいひおかれたり、「尾張式社考、同國帳
神社考に曰く諸嶽は毛呂久波と訓（ヨム）べし、地の名にて、嶽は桑の借字（カリモジ）なり、いかなる
神を祀るにか、其は知がたし、國帳集説に云るは、縁ありげには聞えたれき、古へを知らぬ強説なり
是は神名式に、但馬國出石郡諸杉神社とある同例にて、諸は群の意より出たる地名にて、葉守、守桑
といふ意あることなし、されば天諸羽命神社同神と決たるも、據がたき事を知るべし、諸を牟良なり
といふ證は、倭名抄に、日向國諸縣郡を、牟良加多と訓るにて知るべし、當國丹羽郡諸饗神社は此處
と同神にもやあらん」と、張州府志に曰く、諸嶽天神祠、在諸桑村、今稱白山在于千手院境内、延喜式
載此云々、「尾張志に、諸嶽神社、延喜式内にて其板行本に、モロクワと、かなづけしたるはわろし、
かなづかひの古例は、クハなり、本國帳の一本に、諸桑とも書り、今諸桑村に移して、白山社と申す
尾張地名考に、里老曰、千手寺は、元は神宮司なるべし、觀音堂は、本地佛なりとぞ、「徇行記に云
白山祠、千手寺境内にあり、覺書になし」と

本社由緒の中に云、千手寺は蓋し社僧なるべし、先年神佛混淆御引分の際、寺と境内を區別せり、
又云、石原正明日、海部郡の中諸嶽神社、宇多志神社の如きは、確乎たる式社にて、古來議論なき神
社なり云々と

明治元年御東幸の時九月廿六日植松少將を勅使として幣帛を供へ給ふ、明治四十年十月廿六日指定
村社とせられ、同四十一年十月廿三日、境内に制札建設を許可せらる、本殿拜殿祭文殿大正四年十二月一

日建 渡廊 大正四年十二月一日建 玉垣 同鳥居、燈籠、燈明臺、手洗鉢、社標、狛犬、祭器庫、社務所等あり
例祭は十月十五日に之を行ふ

村社 神明社

神明社は大字南河田字高臺百四十一番にあり、豊受大神を祀る、境内二百十坪官有地第一種にして
氏子十九戸あり、大正元年十月三十日、同大字、字八龍四百廿一番にありし村社龜之宮社を本社に合
併し、天水久麻理神を合祀す、龜之宮の舊地六十二坪は本社の有なり

徇行記に云、社三ヶ所、覺書ニ、神明、八龍、龜ノ宮、社内二畝歩前々除
祠官田島彦太夫書上ニ、龜ノ宮、八龍社、境内二十歩神明社境内三畝共ニ御除地、創建年紀不傳」と
府志、尾張志共に神明、龜宮、八龍、三社を載せ、尾張志には龜の宮は、めづらしき社號なりとい
へり

津田正生日く、神守、椿市、越津、下切、宇治、千引、古瀬、河田等の村々は、水陸一圓の地にて
皆水に縁ある村名なり、中略、爰に南河田村の異に、八龍とよぶ深田の中に、八龍お龜ノ宮といふ松
林の宮地あり、おかめは即おかみの誤にて、祭神と重ねて呼べり、今の俗(ヒト)龜の宮と八龍とを二
座とするは笑ふべし、此宮百三十年も前に村民相譲りて、宮地を潰して田としたるに、頭取の農民七
八人奇病を煩ひて忽ち死たり、爰をもて又舊の如く、宮地を築きたて、松を植て神地に返し奉る、此

八龍と、神守村の舊地とは、其間指わたし拾町程を隔つ、若くは憶感の本社ならむ歟、又は別社歟、
なほ考ふべしと。祭禮は春舊三月九日、秋舊九月廿四日に之を行ふ

村社 神明社

神明社は大字北河田郷西二百三十五番にあり、豊受大神を祀る、境内三百十五坪民有地第二種にし
て氏子五十四戸あり、(佐織村社寺明細帳)

徇行記に云、神明祠覺書に社内年貢地、祠官田島氏書上に境内一畝年貢地、鎮座年紀不傳。」と本殿
及祭文殿(大正九年建)あり、祭禮は春舊二月一日、秋舊八月廿四日に之れを行ふ

村社 八龍社

八龍社は大字小津二百四十三番にあり、天水久麻理神を祀る、境内五百四十坪内百六十五坪は官有
地第一種にして氏子八十五戸あり、(佐織村社寺明細帳)

徇行記に云、八龍宮、覺書に社内年貢地、祠官田島氏書上に八龍社内三畝御除地、鎮座年紀不傳」
と、祭禮は春舊二月十四日、秋舊八月廿日之れを行ふ

村社 大明社

大明社は大字諏訪字郷浦九十一番にあり、祭神詳かならずと雖建御名方命ならん、境内四百二十四坪、官有地第一種にして、氏子六十戸あり（佐織村社寺明細帳）
徇行記に云、神明社覺書に、社内七畝二十四歩、前々除、祠官田島氏書上に、大明社境内八畝歩、御除地、草創の年紀不傳」と

府志、尾張志には諏訪社とし、尾張志には此社ある故、村名となりしか、又諏訪村に勸請して、此社を祀りしか、今はかりがたしと附記せり

尾張地名考に云、地名神名に出る歟、又池あるより、須和と呼て後に信州諏訪明神を齎ひたる歟、予其境を知らず、八劍明神を祀て八劍村と呼とは、本末別なる様なり、又云大池あり、諏訪の池といふ、昔は五六町もありしが、漸くに田となりて、今は小さくなる、御宮は即ち建御名方命を祀る、里老曰、此村の民冬日鹿肉を喰ひて、神前へも出、他村の民獸肉なきを此村へ持來りて羹喰へば穢にならずといふ、正生考、何事も信濃に擬へるもの歟、此村に池あるも亦不思議也、神靈の爲ところ歟」と、祭禮は春三月四日、秋九月廿三日に之れを行ふ

村社 神明社

神明社は大字根高字佐渡り五番にあり、豊受大御神を祀る、境内七百二坪、民有地第二種にして、氏子二十三戸あり

徇行記に云、根高新田内神明祠、覺書に、社内年貢地、庄屋書上に、境内二段歩、村除、鎮座の年紀不傳」と、祭禮は春舊二月八日、秋舊八月廿六日に之れを行ふ

村社 八幡社

八幡社は大字根高字古堤已新田百廿七番にあり、大鞆和氣命を祀る、境内百廿八坪、民有地第二種にして、氏子四十戸あり、本殿は大正八年七月改造す、祭禮は春舊二月十五日、秋十月一日に之れを行ふ

村社 六所社

六所社は大字見越字高畑三番にあり、天照大御神、須佐之男命、日本武尊、應神天皇、天兒屋根命伊邪那美命の六柱を祀る

府志に、白山祠、在三越村今俗呼六社宮

尾張志に白山社、三越村にありて、今六社宮ともいふ、三越路の白山の神を祀りし故、村名かく呼るなるべし

尾張地名考に云、里老曰、津島の小沼口、觀音坊は、三奥山と號。此寺の鎮守、白山宮は、元は見越の産神なるを、慶長以來、御宮も、神田も、皆津島へ取られたりといふ。正生考、津島へ取られた

りともいひ難きにや、さて小沼口観音坊は、永正より、慶長十二年迄は、今の地より東にありて、其頃は、見越村の寺なり、加賀の國白山禪定の山伏にて津島五ヶ村の總先達也、天文十三年五月十七日織田彈正信秀の證狀及其後の武將の證文共、三四通傳へて今にあり、此頃は虚空藏坊とも観音坊とも空音坊とも呼たるにや、證狀には、さまざまに書きたり、慶長十二年、祝藏法印の時、今の小沼口に移り、白山宮も建て、後天王の社僧と成たり、白山領六反五畝歩、屋敷四反一畝歩、此外社僧配當の田地あり」と

徇行記に云、六社神覺書に、社内五畝歩、前々除、庄屋書上に、六社權現、社内四畝、村除、鎮座年紀不傳と云」と

本殿は大正三年五月修繕、拜殿は大正二年五月、狛犬は大正七年五月新設す、例祭は十月一日に之れを行ふ、氏子百戸

村社 勝幡神社

勝幡神社は大字勝幡字大繩場二千八百廿番にあり、元は白山社と稱し、菊理姫命を祀る、境内七百七十九坪、官有地第一種なり、大正九年十月、吉田太郎吉の寄附により六十坪を擴張す、氏子二百五十七戸あり

天野氏は壺江天神は壺川新田村の八幡宮かと疑ひ、又松平氏は馬場中野村の白鬘社かと申されたる

も並に誤なり

尾張地名考に云、延喜式中島郡壺江神社、本國帳從三位壺江天神正生謹考、壺畑村白山宮の社地なり

大正七年四月一日、同大字、字辨才天二千二百八十七番に在りし、村社市杵島姫社、字鹽畑二千七百三十番に在りし、村社富士社を合せ祭神市杵島姫命田心姫命、瑞津姫命、木華開耶姫命を合祀し、社號を今の如く改む、市杵島姫社は元辨才天社と稱し、富士社は權現社と稱せり

徇行記に云、社三ヶ所覺書に、白山、權現、辨才天社内一段六畝廿歩、前々除、葉苺村社人、田島彦太夫書上に、白山社内一段二畝、權現社内二畝十五歩、辨才天社内一畝五歩いづれも御除地、鎮座の由來は不知」と

大正七年祭文殿、渡廊を新築す、石燈籠(大正八年當宇青年會の通稱天王池を埋立てたる記念として奉納したる物なり)石鳥居、狛犬、社標、手洗鉢等あり、祭禮は春舊二月十六日、秋舊八月廿四日に之れを行ふ

村社 熊野社

熊野社は大字古瀬字宮西四十七番にあり、伊弉册命を祀る、境内百五十二坪、内四坪は民有地第二種にして、明治四十年九月の取擴に係る、氏子三十戸あり

徇行記に云、權現覺書に、社内年貢地、田島彦太夫書上に、境内二畝年貢地」と

社殿は大正五年十二月改築し、拜殿、玉垣は大正六年四月新築す、石鳥居、春日燈籠、狛犬、倉庫社標等あり、祭禮は春三月八日、秋十一月廿三日に之れを行ふ

村社 奥津社

奥津社は大字千引字屋敷三十六番にあり、多紀理毘賣命、市寸鳥比賣命、田寸津比賣命を祀る、元は辨才天と稱せり、境内二百四十坪、官有地第一種にして、氏子二十五戸あり

徇行記に云、辨才天覺書に、社内五畝、前々除、田島彦太夫書上に、二境内八畝歩、前々除と、拜殿あり、祭禮は春舊二月七日、秋は定日なし、毎年協議決定して之れを行ふ

村社 神明社

神明社は大字佐折字五拾歩二百四番にあり、豊受大神を祀る、境内百二十八坪ありしが、明治四十年四月、二坪を擴張す、官有地第一種にして、氏子四十戸あり

徇行記に云、神明覺書に、社内二十一歩、前々除、田島彦太夫書上、社内除地、覺書と同じ」と大正九年祭文殿及び拜殿を造營す、祭禮は春舊二月十日、秋は彼岸のあきより十日目に之れを行ふ

村社 津島社

津島社は大字草平新田字道下五番にあり、素盞鳥尊を祀る、寛永十四年の創立なり、境内七百十二坪、官有地第一種にして、氏子二百六戸あり

徇行記に云、神明、天王社、覺書に、社内二段二畝歩、前々除、百姓中支配、庄屋書上に、天王社内三段二畝歩、前々除」と

本殿、鳥居は明治三十八年二月修造、拜殿、玉垣は明治三十三年八月新設す、社標あり、祭禮は春舊正月十三日、秋舊八月廿六日に之れを行ふ

村社 津島社

津島社は大字町方新田字五軒家百廿九番にあり、須佐之男尊を祀る、境内五百四坪、民有地第二種にして氏子八十四戸あり、大正二年一月二十八日、字彦作にありし村社津島社(祭神須佐之男尊)、字小山内にありし村社神明社(祭神天照皇大神)を本社に合祀せり、拜殿、玉垣、石鳥居、氏子集會所等あり、祭文殿は大正四年十二月、木造鳥居は大正七年三月新設す、祭禮は春三月十五日、秋十月五日に之れを行ふ

村社 須佐之男社

須佐之男社は大字鷹場新田字久田山廿二番にあり、須佐之男命を祀る、境内百廿四坪、民有地第二

種にして、氏子五十一戸あり、例祭は八月十一日に之れを行ふ

四〇

村社 神明社

神明社は大字西川端新田字兼ヶ角百七十九番にあり天照皇大神を祀る、境内四百五十坪、官有地第一種にして、氏子二百二十四戸あり、大正五年三月三十一日、同字二百六番にありし村社殿島社（祭神市杵島姫命）を本社に合祀す

徇行記に云、神明、辨才天社覺書に、社内一段一畝歩、前々除、百姓中支配とあり

三宅村祠官大鹿長太夫書上に、神明社内七畝歩、辨才天社内四畝共に御除地、鎮座の年紀は不傳と也」と

本殿は大正五年三月改造し、同時に祭文殿を新設し、大正六年六月、拜殿、渡殿を設く、祭禮は春一月一日、秋九月十七日に之れを行ふ

村社 須佐之男社

須佐之男社は大字大野山新田字狐穴三番にあり、須佐之男尊を祀る、境内三百六十四坪、民有地第二種なり

徇行記に云、神明、天王社、覺書ニ、社内三段歩、是は前々除、百姓中支配

國府宮中薦服部左近書上に、天王社、境内一段五畝歩、定納地の内にあり、舊地一段六畝十歩、前々除、是は昔年洪水の時水さきにて廢地となり、今は其跡池になれり、又燈明田、畑三段歩、前々除なり、其内八畝歩は延寶五巳年堤敷地となれり

庄屋書上ニ、社内一段五畝歩、前々除、外に二段二畝歩」と

本殿は明治四十四年二月改造し、同時に拜殿、玉垣を設け、大正五年五月更に祭文殿を新設す、祭禮は春舊正月十八日、秋舊八月二十六日に之れを行ふ

村社 八幡社

八幡社は大字大野山新田字御納戸二番にあり、應神天皇を祀る、境内三坪、官有地第一種なり、大正十三年擴張して、百四十九坪となる、氏子三十四戸あり

徇行記に云、八幡社内四畝三步外、御手洗池三畝十歩」と

大正十三年十月、社殿及び祭文殿忌垣を造る、祭禮は春舊正月十八日、秋舊八月廿六日に之れを行ふ

村社 神明社

神明社は大字淵高新田字一ノ割八十五番にあり、天照皇大神を祀る、境内五百四十一坪、官有地第一種にして、氏子百六戸あり

四一

徇行記に云、覺書に社内一段四畝歩、前々除、百姓中支配

三宅村祠官大鹿長太夫書上に、神明社内一段六歩、御除地、外六畝歩年貢地」と
社殿は明治四十二年二月改造し、同時に拜殿を新築し、大正四年十月、祭文殿、渡殿を、大正十五年十月忌垣を設く、祭禮は春舊一月十五日、秋十月十七日に之れを行ふ

一一寺 院

滿成寺

滿成寺は三谷山と號す。大字諸桑字竹越五百七番にあり、境内二百四十一坪、境外所有地田壹反八畝六歩あり、檀徒二百二十四人を有す、眞宗大谷派本山直末にして、別助音地なり、阿彌陀如來を本尊とす(佐織村社寺明細帳 尾張志) 創建の年月知られず、僧明圓(文祿元辰年五月寂)を中興開基とす(滿成寺過去帳に據る尾張志には二代正明を中興開基とせり) 往昔は常光寺と號し、名古屋櫻町興善寺の末寺なりしが、興善寺改派の時、東派直參になり、本山より滿正寺と改號あり、是れ正保四亥年僧了念代也(徇行記) 本堂、庫裡、鐘樓等あり

千手寺

千手寺は長龍山と號す。(府志には長龍山に作る) 大字諸桑字竹越四百八十九番にあり、境内四百三十四坪

(徇行記に境内三畝年貢地其他四畝、村より附添境内七畝なる事あり) 延享元年、境外所有地田八反貳畝拾貳歩、畑九畝二十五歩、宅地四畝十七歩ありて、檀徒五十八人を有す、新義眞言宗智山派にして、蜂須賀蓮華寺末なり(佐織村社寺明細帳 尾張志) 行基の作と稱する木佛立像の千手觀音を本尊とす、創建の年月知らざれども、承應年中(紀元二三二二年 紀元二三二四年)に法印明僧、中興造營す、當寺は此村の氏神白山(諸嶽神社の事)の社僧也、當寺に葵御紋の戸帳、同御紋付提燈なきあり、是は元文元年丙辰七月十二日、章善院君(尾張候六代宗春)御厄年にて御祈禱仰付られたるに、宣揚院殿より本尊に御寄附ありし也(尾張志) 客殿(明治二十六年再建) 立關、鐘樓等あり

境内に觀音堂一字あり、地藏尊を本尊とす(佐織村社寺明細帳) 此像は當村の人萩野彌四郎滿正と云者宅へ、天正年の比、津島祭禮の砌、何處ともなく老僧一人來りて投宿し、主の厚志に感じて、閻浮檀金の地藏の像を與へ、行方知れずなれり、因て滿正宅に安置せり、其後漸々祟りありしにより、寶永三丙戌の年、浮西といへる人、靈夢に依て千手寺へ寄附すとなり(徇行記)

法 樹 院

法樹院は鈴木山と號す。大字諸桑字東浦八百二十七番にあり、境内百九十坪、境外所有地田五畝貳拾壹歩あり、信徒五十名を有す、淨土宗、樹敬寺末にして、平僧地なり、阿彌陀如來を本尊とす、(佐織村社寺明細帳) 明治三十一年四月四日、三重縣飯南郡松坂町大字新町より移轉せり、同所鈴木午次郎夫

妻を再興開基とす、本堂(明治三十年新築)庫裡等あり

願念寺

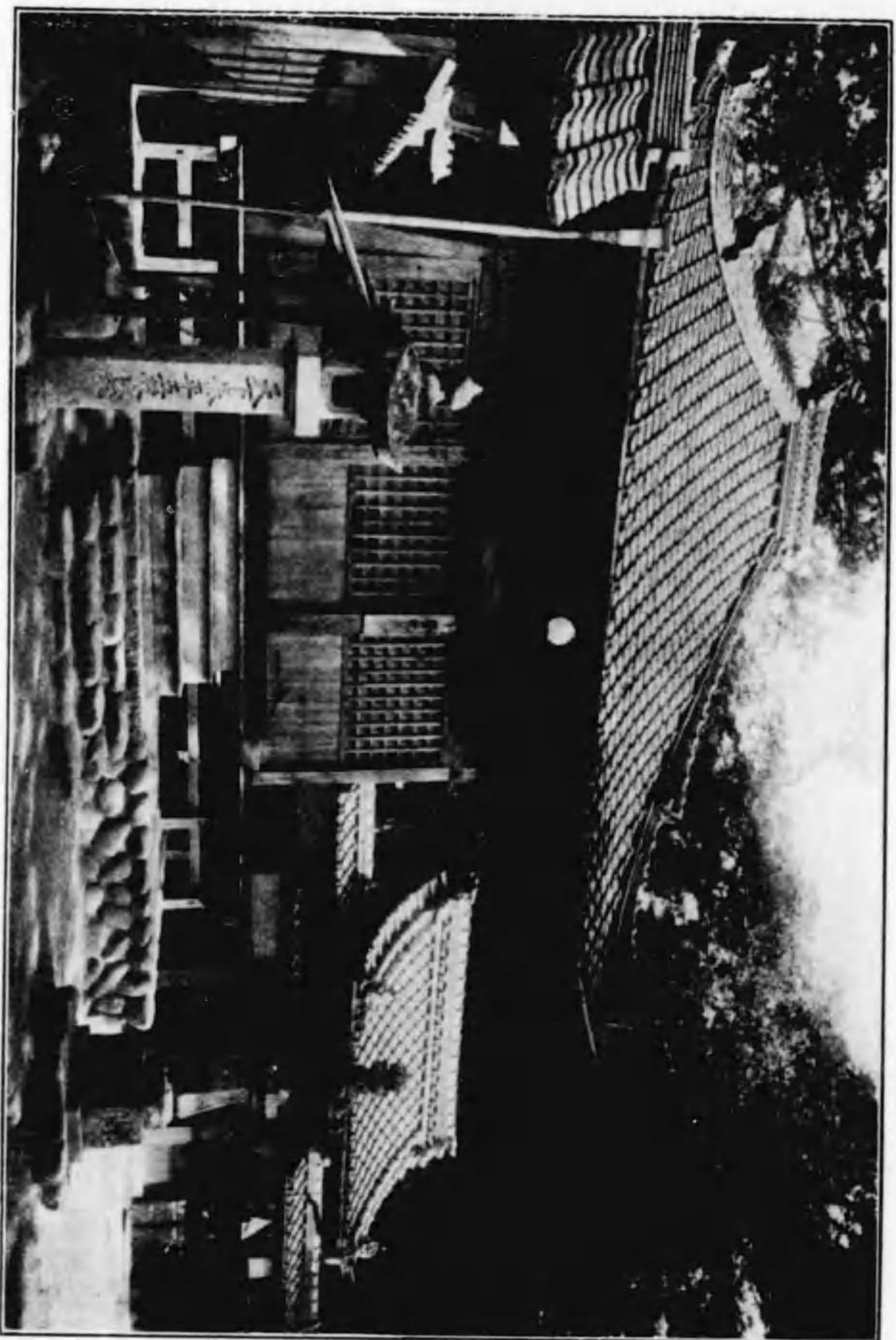
願念寺は田中山と號す。大字南河田字高臺百六十八番にあり、境内四百八十二坪(徇行記に境内六畝歩年貢地とせり)檀徒百五十人あり、眞宗大谷派にして、内陣地なり、阿彌陀如來を本尊とす(佐織村社寺明細帳)創建年月知られぬ、慶長年中僧覺春を開基とす、元は名古屋養念寺末なりとし(尾張志)或は美濃小熊淨土寺末なりとす(張州府志)本堂(明治二十五年再建)庫裡等あり

嚴淨寺

嚴淨寺は山田山と號す。大字北河田字郷西三百十番にあり、境内百七十九坪(徇行記に境内八畝歩年貢地)境外所有地田四畝六歩、畑三畝二十六歩あり、檀徒九十五人を有す、眞宗大谷派本山直末にして、内陣地なり、阿彌陀如來を本尊とす(佐織村社寺明細帳 尾張志)寛文中僧淨縁開基也(徇行記に據る、尾張志には、創建年月知られぬ、僧祐心を開基とすあり)本堂(寛政三年再築)庫裡、鐘樓、山門等あり

願蓮寺

願蓮寺は菊見山と號す。大字小津字浦田面三百五十七番にあり、境内三百六十二坪(徇行記に境内四畝村



堂藏地の答

除_こ有)檀徒二百三十人あり、眞宗大谷派本山直末にして、院家地なり、阿彌陀如來を本尊とす(佐織村社寺明細帳 尾張志)天文十七戊申年(徇行記に甲午とせるは誤)創建にて、僧西念を開祖とす(尾張志)本堂、庫裡、書院、鐘樓、山門等あり

法融寺

法融寺は大觀山と號す。大字諏訪字郷西九百二十六番にあり、境内四百二十坪(徇行記に境内三畝年貢地とせり)檀徒五十人あり、眞宗大谷派本山直末にして、別助音地なり、阿彌陀如來を本尊とす(佐織村社寺明細帳 尾張志)寛喜年中(紀元一八八九年、紀元一八九一年)大觀僧郡、當所に創建す、當寺、舊、天臺宗にて、初より山號、寺號今の如し(徇行記に此寺寛文十二年覺書に法瑞寺とあれど其後法融寺と改號する歟とあり)然るに天文十九庚戌年(紀元三二一〇年)僧祐意、當宗に改めたり(尾張志)本堂、庫裡、山門等あり

地藏堂

地藏堂は大字根高字古堤巳新田イ百三十番にあり、當國六地藏の一所にして(尾張名所圖繪尾張國地名考)蓮華寺受持、新義眞言宗智泉派の分派なり、本尊は釜地藏菩薩にして本堂、庫裡あり、境内に佛堂四字あり

阿彌陀堂 本尊 阿彌陀如來

大日堂 本尊 大日如來
 觀音堂 本尊 三十三軀觀世音菩薩
 十王堂 本尊 地藏菩薩

境内六畝二十八坪、境外所在地、宅地五百三十坪、田一段十四步、畑一反五畝十九步あり、信徒二百人を有す(佐織村社寺明細帳)

附言 尾張六地藏

一番栗栗郡黒田劍光寺 二番瀬波郡小折常觀禪寺 三番愛知郡熱田旗屋町成福禪寺 四番同郡鳴海如意禪寺 五番海東郡根高山之地蔵
 六番中島郡日下部長光寺 是也

誓入寺

誓入寺は稻葉山と號す。大字見越字堂起一番にあり、境内六百九十七坪(徇行記には境内東西二十一間、南北十六間村除と記せり)境外所有地、宅地五百七十四坪、檀徒四百六人を有す、眞宗大谷派にして、内陣地なり、阿彌陀如來を本尊とす(佐織村社寺明細帳 尾張志) 元は名古屋聖德寺の末寺なり(尾張志)府志には三河勝鬘寺末とせり、此の寺の開基は、加藤安藝守と云ひ、二十萬石の領主たりしが、流浪の後尾州菊安賀正徳寺へ罷越、剃髮し、法名西乘(佐織村社寺明細帳には西了とせり)と改、永享七庚辰年(永享七は乙卯年也、紀元二〇九五年)海東郡日置庄稻葉村に一字を草創し、定専坊と號す、其後寛永三丙寅(紀元二二八六年)年當村へ

易地し、其時誓入寺と改號せり(徇行記尾張志には由緒書亦同じ) 但し尾張志には創建年月不知とす、本堂(明治二十八年再建)庫裡、書院、鐘樓、山門等あり

福應寺

福應寺は無量山と號す。大字勝幡字塩畑イ二千六百四十四番にあり、境内七百二坪(徇行記に境内六畝七步年貢地) 檀徒三百二十人あり、眞宗大谷派本山直末にして、別助音地なり、阿彌陀如來を本尊とす、(佐織村社寺明細帳 尾張志) 元龜三壬申年、僧祐西の創建する所なり、祐西は當邑の城主織田家の臣、堀田半左衛門祐貞(紋所は豎木瓜)の子にして、半九郎祐俊と稱し、織田信長公に奉仕し、忠節の勵をなす、然るに忽然として宿因首し、厭離欣淨の志切にして、所領を固辭し、主免を蒙り、本願寺十一世顯如に謁し、出家得度し、法名を祐西と改む、遂に一字を創立し、福壽坊と呼ぶ、其頃蓮如上人の眞蹟大幅六字の名號を安置し、世に傳へて虎譜の名號と云ふ、今に傳來す、慶長元丙申年十一月二十二日、壽齡六十八歳にして寂を示す、三世了了の時、元和元乙卯年、本堂を再建す、開基祐西より九十六年の間、福壽坊と稱せしが、四世祐玄、官に請ひて、明曆三丁酉年、福應寺と改號す(佐織村社寺明細帳 徇行記) 本堂、庫裡、書院、鐘樓、山門等あり、本堂は明治二十四年の震災に罹りて倒壊せしかば、直ちに再建せしが、大正五年更に改築せり、現今の本堂即ち是なり

西蓮寺

四八

西蓮寺は蓮池山と號す。大字勝幡字壇畑二千五百四十八番にあり、境内一千三百三十坪（徇行記に境内八畝歩地あり）檀徒二千二百八十四人あり、眞宗大谷派本山直末にして、別助普地なり、阿彌陀如來を本尊とす（佐織村社寺明細帳 尾張志）天正十壬午年、僧淨空創建す、元は天臺宗にて、同郡落合村にありしを此處に移せり、改宗及移せる年月定かならず（尾張志徇行記）伽藍には本堂、庫裡、鐘樓、書院、玄關、山門、太子堂等あり、明治二十四年の震災に罹りて本堂倒壊す、現今の本堂は、明治廿七年に改築されたるものなり

境内に太子堂あり、こゝに安置せる太子像は、當代（鳳遊氏）四代前の住職是心、文化文政の頃、高さ五寸位の太子御自作なりと言へる南無佛像の御供して、能登國より養子せしが、今より五六十年前、其の子啓運の代に至り、中島郡平和村大字六輪なる角田庄七、同村壇川願應寺の古堂を買受け寄進せしかば、之に奉安せしが、明治二十四年、濃尾の大地震のため倒壊し、大正四年名古屋市若松町早川ゆきの寄附なる、奥行三間間口二間の現今の堂を建立し、靈像を安置せり

來光寺

來光寺は大野山と號す。大字古瀬字村内四十三番にあり、境内百七十八坪（徇行記に境内二畝歩地あり）

檀徒八十三人あり、眞宗大谷派本山直末にして、別助普地なり、阿彌陀如來を本尊とす（佐織村社寺明細帳）慶長十二丁未年、僧祐善再興せり、其の後延寶五丁巳年、僧龍薩もまた造營せしによりて、中興の閉基とす（尾張志）昔は當郡大野新田廣覺寺末なりしが、享保三戌年、東派直參になれり（徇行記）本堂（明治四十年改築）庫裡、鐘樓、山門等あり

隨圓寺

隨圓寺は楊柳山と號す。大字佐折字五拾歩百九十八番にあり、境内三百九坪（徇行記に境内七畝歩地あり）檀徒廿五人あり、眞宗大谷派なる津島成信坊の末寺にして、飛檐地なり、阿彌陀如來を本尊とす（佐織村社寺明細帳、尾張志、府志、寺寄分帳）創建の年月知らねき、元は惣道場と唱へ來れるを、貞享年中に今の寺號とす（尾張志）本堂（昭和三年改築）庫裡、山門等あり

阿彌陀堂

阿彌陀堂は大字町方新田字五軒家十四番、十五番にあり、境内百四十二坪、民有地にして、五軒家の共有財産なり、眞宗大谷派にして、石にて作りし阿彌陀如來を本尊とす、創建の年月知られず、約百年以前、五軒家のもの之を奉安せりと云ふ、中島郡平和村大字法立酒屋に生れし松永泰道、泰丸、宇野東周を経て現今山田正道住職たり、石ヶ池とて十二城裏に一畝歩位の池ありしが、毎年入水自殺

者ありければ、之を埋立てて田となし、其の年貢を以て御佛供米とせり

五〇

養性寺

養性寺は横川山と號す。大字草平新田字中屋十二番にあり、境内六百三十二坪(徇行記に覺書に寺内二畝二十四歩御國檢除當寺書上に境内四畝十五歩御除地と記せり)檀徒五百七十三人を有す、眞宗大谷派本山直末にして、別助音地なり、阿彌陀如來を本尊とす(佐織村社寺明細帳)慶長十六辛亥年、僧圓成創建再造せり、其の以前は美濃國不破郡關ヶ原にて圓成坊といふ、天臺宗の一字なりしを、關ヶ原御陣の後秋江村に移したるが、文祿年中水災に罹りて、本尊當村に漂着せしによりて、創建したる寺也といへり、其の後天臺宗を改めて當宗とし、坊號をも今の如く寺としたる由なり、此流着の本尊は、惠心僧都の作佛の阿彌陀如來にて、本朝三軀の一なる靈像なる故に、今は腹籠(ハラゴメ)にしたるといへり(尾張志)本堂、庫裡書院、長屋、山門、鐘樓等あり

西源寺

西源寺は金林山と號す(舊大込山と稱せしかば本尊與書及鐘には大込山とあり)大字西川端新田字大込屋敷八十番にあり、境内七百五十坪(徇行記に寺内三反二畝二歩御國檢除とあり)檀徒三百八人あり、眞宗大谷派本山直末にして、別助音地なり、阿彌陀如來を本尊とす(佐織村社寺明細帳)寛永十九年、僧桂雲創建す(尾張志に據る徇行記

には正保年中の創建とせり) 本堂、庫裡、書院、鐘樓、山門等あり、本堂は明治二十四年十月二十八日、震災に罹りて倒壊したれば、明治三十年再建せしが、更に大正四年十二月、現今の如く改築したり

一乘院

一乘院は鳳凰山と號す。大字大野山新田中ノ割三十六番三十七番三十八番三十九番にあり、境内三百三十六坪、境外所有地宅地二百二十三坪、田一反六畝六歩、畑二反二畝廿八歩あり。檀徒九人あり天臺宗にして野田村密藏院末なり(元は觀心院末寺とあり) 如意輪觀世音を本尊とす、甚目寺一山十一ヶ寺の一にして、舊は圓藏坊の號あり、寺領十七石、常香田一石五斗、寺屋敷一段一步を有し、同所東門前六番にありしが、明治維新の後衰頽したるを、大正元年十二月十日、今の地に移し中興せり、創建は推古天皇の五年(紀元二五七年)にして、後建久七年(紀元一八五六年)聖觀再興せりといふ、甚目寺一山の眞言宗に轉せる後も、唯本院のみは宗式を改めず、以て今に至れり、本尊觀世音は尾張三十三番札所の第一番にして、開運、兒育、厄難、病難除の守札、兒授福神の身影等を授與し、賽者多し、本堂兼庫裡等あり

太子寺

太子寺は聖徳山と號す。大字大野山新田中の割四十二番にあり、境内百五十六坪、境外所有地田五

五一

畝廿步、畑六畝廿四步、檀徒十三人あり、眞宗大谷派にして、内陣地なり、阿彌陀如來を本尊とす
(佐織村社寺明細帳) 寶永五子年四月、美濃國下石津郡高須町眞宗寺第八世正順の開基にして、明治二十六年十二月二十八日、岐阜縣海西郡松山中島村より此處に移轉す、本堂、庫裡、鐘堂、山門、物置等あり

明 圓 寺

明圓寺は竹本山と號す。大字淵高新田二ノ割八番にあり、境内三百廿坪(徇行記に境内四畝十五步年貢地あり) 檀徒三百五十二人あり、眞宗大谷派本願寺末にして、別助音地なり、阿彌陀如來を本尊とす(佐織村社寺明細帳) 慶長年中、僧正願創建せしによりて即開基とす、元は美濃國海西郡成戸村に在しを、延寶年中、此處に移せり(尾張志、徇行記には覺書に東門跡直參勝教坊年貢地あり、明圓寺書上に草創年歴不知、再建は延寶五巳年の由其比寺號に改るかあり) 本堂、庫裡、書院、鐘樓、山門等あり、本堂は明治二十四年の震災に罹りて倒壊せしが、明治三十年改築せしもの現今の本堂なり

三名勝舊蹟

佐屋街道

名古屋より西に進み萬場神守を経て、本村大字諸桑の南部を過ぎ、津島町追分にて左に屈り、西南佐屋村に至るものを佐屋街道といふ、徇行記に寛文六年この街道を東海道並みに仰付けられしとあれ

ば、此の街道の如何に當時江戸京都間の重要道路なりしかを知るべきなり

畏くも 明治天皇は三度此の街道に錦旗を翻し給へり、今左に行幸當時の餘録を掲げて 明治大帝の御遺徳を偲ばん

明治元年の御東幸

明治元年九月二十日、京都御發輦東幸の途に上せられ、同二十五日伊勢國桑名驛に着御、同所御駐輦、翌二十六日同驛より御船に召させられ、木曾川を溯り、本郡彌富町大字五之三地先焼田に御上陸遊ばされ、佐屋川東堤防を北へ進ませ給ひ、佐屋村加藤五左衛門方にて御晝餐を聞召され、同日午後佐屋村御發輦、佐屋街道を日光神守に出でさせられ、萬場を経て熱田西濱屋敷に御駐輦遊ばされ、十月東都に御安着遊ばされたり

この度の御輦次第は御板輿に召され、輔相三條右大臣始め幾多の供奉員多くは騎馬にて扈從し奉りたり、本村御通輦の當日は、殊に天氣晴朗にして、風靜に、氣澄み渡りて、拜觀の士民途に滿ち、街道の兩側にありし玉縁の外に蔭席等を敷きて坐拜したりといふ、尙同日勅使植松少將殿 陛下御通輦數時間前、諸嶽神社へ御參向、御神及金千疋を御供へ相成、藩主徳川大納言殿よりも、御神酒、鯛貳束供へられたり

明治元年の御還幸

十月以來東京に御駐蹕中なりし 陛下には、十二月に至り還幸仰出され、同月八日、京都へ御還幸の途に就かせ給へり、同月十八日、熱田驛海岸西濱屋敷に御駐蹕遊ばされ、翌十九日熱田御發輦、御順路を佐屋街道に執らせ給ひ萬場より神守を経て佐屋村加藤五左衛門方に鳳輦を駐め給ふ、此の日西風殊に烈しく、桑名御渡船の御豫定なりしも、俄に御模様がへとなり、御駐輦の榮に浴したることとて、士民感泣して鳳輦を拜觀し奉れり

明治二年の御遷都

明治二年三月七日京都御發輦、同月十五日桑名に御駐輦、翌十六日同驛川口より御乗船本郡彌富町前ヶ須新田川岸に御上陸、佐屋川東堤防より佐屋村加藤五左衛門方に入御、御晝餐を召させられ、それより昨年御東幸の如く進ませ給ひ、富田村萬場にて御少憩の上御發輦遊ばされたり、此の日天氣殊に晴明にして庶民堵をなし、御行列を拜觀して感涙に咽ばざるはなかりき
かくて同月二十八日東京に着御あらせられ、永くその地を帝都と奠め給へり (富田村誌)

諸桑の古船

天保九年閏四月、満成寺の裏にありし、十四五坪ばかりの溜池を、毎年の行事なれば、浚へたるに四五尺ばかりの經節型の大木、北境なる鈴木元右衛門控田より差出たるに、不審を起し、追々駈寄り

し者共と、堀出しに着手し、四五日を経て全く堀出し見るに、一本の楠の木を以て、製作せし操船にて、長さ十三間二尺、幅七尺、深さ三尺餘、船はだ三寸、内法に板ならべたる如く小段付、軸(へ)先は經節の如くにて、艫(トモ)は一丈程はね揚り、此つぎ目は、木口せめにして、釘は用ひず、七寸角にて中梁あり、船中より大綱の糸、古瓦、古銭、其餘異形の珍器多く出でたり、夫より又其のほとりを堀返し見れば、木佛像の半軀も出でたり、之を郷中に引入れんとせしが、數千貫のものにて、村中打か、りたるも、少しも不動、致し方なければ三つに切りはなしたるに、それにもなほ繩の力には及ばず、し、き竹を以て綱とし、三日目に漸く一町計りを離れし鈴木元右衛門邸へ引入れ、此所にて衆人に見物せしめしに、遠國近國より來る老若男女市をなせりといふ

當字は式内諸嶽の神社もありて、千數百年に及べる舊地なれど、其以前海にてありし時より沈みしものならんか、又隣村古川はもと大江の川筋なりし故、川船のいつしか埋れありしにもあらん (尾張名所圖繪、尾張地名考、前野兵藏所藏古文書)

諸桑の錢瓶

明治二十八年五月二十二日午前九時頃、大字諸桑前野久兵衛控なる字中江百二十八番地、畑の西南隅の土を取らんとて作業中、偶々瓶出て來り、中を見れば古錢充滿、遂に三箇まで發掘したり

大瓶 (高一尺八寸七分、周五尺八寸七分、口徑一尺二寸五分、厚六分、惣重量約八十貫、瓶の色灰色)

中瓶 (高一尺六寸八分、周四尺七寸五分、口径六寸八分、厚四分、惣重量約六十貫、瓶の色青味を帯べる灰色)

小瓶 (高一尺二分、周二尺五寸、口径四寸五分、厚二分、惣重量約四貫、瓶のみの重一貫四十匁、瓶の色淡黄色に金色おぼ)

右三個の瓶はなか／＼頑丈なるものにて、大瓶には大正大月の銘あり、中なる古銭は五銖開元感淳聖宋太平元祐嘉熙景元軋重大觀宣和正隆慶元開禧萬國明道紹聖熙寧治平淳化淳熙天聖天禧皇宗紹熙景定元和政和元符元豐至道大宋景祐宋元祥符嘉泰嘉祐漢元至元道寶或は元寶等にして百文百種千文千種にて悉く記すを得ず、而して日本銭なるはあらず、古きは其内五銖錢にて、漢武帝の元狩五年の鑄造にかゝり、今を去る凡そ二千四五十年、最も新らしきもの、至元通寶は元世祖至元十三年の鑄造にしてこれにても六百五十餘年前のものなり、發掘の當日より夥しき縦覽者にて、門前市をなし、菓子其他の露店まで出来、非常の雜沓を極めたり、然して此の古銭が、如何にしてかゝる場所に埋没しありしかは、何人も未だ説明を興ふる能はず、此の發掘箇所より約一町餘り北方、俗に錢瓶(ゼニガメ)といふ所よりも、往時津島掛水のため用水路開鑿の砌、古銭多く出で、その時の瓶は今猶伊勢の徴古館にありといへり (前野久兵衛記録)

小津川

いにしへも船の著し所也、村名正字なり、後世鎌倉の頃(此年號未考)其鹽江は絶て小川と成たれば、潮のさす事なかりしに、天明年間日光川を開鑿せられて後(大海用に幾懷(ハラ)も秋のありて、

潮汐はのぼらざりしが程なく其秋は取拂になる)小津川は上古のごとく壩江となり云々(尾張地名考)

根高釜の地藏

尾張には葉栗郡黒田、中島郡日下部、丹羽郡小折、熱田旗屋、愛知郡鳴海及び當村根高に各々名高き地藏尊あり、之を尾張六地藏と稱す、此の根高なる地藏尊は、往昔此の地に極めて正直なる夫婦ありて、一子をあげ、甚だ之を愛し居たるに、其妻程なく死せり、依て或人の勧めに従ひ、後妻を迎へしに、人と爲り慳吝にして、繼子を待つこと甚だ殘忍なりしが、或日其夫の不在中、聊かの事より怒を發し、遂に其子を釜中に入れて煮殺したるに、地藏尊其身代となりて釜中に養られ、子は無難に助かりしかば、妻も大に慙悔して良母となり、夫婦發起して一字を建て、其地藏尊を安置し、釜ノ地藏と稱せしといふ、此の釜地藏尊は、昔は淡金(アハカネ)の立像なりしに、天正の頃、一夜盜人これを打碎きて取去り、釜の座は殘し置たり、爰を以て更に唐銅の地藏菩薩を鑄て、舊釜の上に安置し奉る今の尊像は即ち是なり (釜ノ地藏靈驗記、地名考)

根高山の墓原

ねたかは根山とも申傳へて、古へは當國五三昧のその一なり、其地は今の新王堂より北へ諏訪境までにて、亨(トホリ)たる竹叢一圓の大墓原なりしといふ、今の街道はその墓原の中通に方りしなり

慶長の頃には、堤には家なく、只地藏堂と十王堂とありしのみにて、甚だ物凄き所なりき、此の墓原は、往昔津島の墓原なりしこと、慶長軍記その他により察知せらる

根たか山しるしの松も年ふりて

かばねつらぬく伊笹むら竹

六合庵

(地名考)

六合庵

大字根高字古堤已新田百三十六番地内にあり、津田正生の建てし當時は、茶道の待合所の如きものにて、三方に腰掛あり、中央に圍爐裏ありて、薪を焚きて茶を煮、行人に饗したるものなり、茶を焚く男は、中島郡平和村大字六輪字塩川の喜平次といふものにて、此男酒を嗜み、「わたしが焚く焚く」とて來り、酒をよばれ、他の仕事はなさず、茶を煮て一生を終れり、此男死して後は、所の林造なるもの來りて代れり、當時茶を飲みて、行人の志を置くこと七八錢に及びしといへば、此の男等喜び來りて世話せしも宜なり、正生は萬歳烏帽子を冠りて出て來り、茶をす、めたり
正生の死後は、頽廢してありしが、その西隣なる醫師鈴木良位引繼ぎ、正生と同じく茶を施さんとせしかぎ、旅人も減少し、從て飲み行くものも少なく、遂に現今の位置に移築し、椽を張り、疊も入れて、全く茶席に改造せり

根高の垂松

大字見越九十番地内にありたり、往昔より根高の垂松と稱し、世に名高し、傳へいふ織田信長の稱し玉へる松なれば、信長松ともいへりと、文化五年辰年、往還方役所より、堤松伐採の時、村人の願によりて、此一株松を残し置かれ、以來役所持の木となれりと

根幹高く聳え、枝葉低くたれて、頗る風致あり、明治三十三年舊閏八月九日の大風に、三抱もある太枝二枝までも折れ、甚だしく美觀を損したるのみならず、それより日々に衰へ行き、枯死に類しければ、遂に同三十六年二月十五日、伐採して競賣せり、誠に惜しきことなりけり

根も高く陰いや高く榮え來て

むらの名しるき松の一もと

重維

(徇行記、尾張名勝圖繪)

勝幡の公官の址

天野信景(サダカゲ)の著なる尾張國司歴任略に「從五位上大中臣朝臣安長二條院應保元年辛巳奉勅任尾張權守居海部郡勝幡城」と記せり、是七ツ寺の古縁記の文に據たるなるべけれき、其の時代まで諸國ともに國司守介等以下諸官人、皆國府廳の公館にありて、城を築て居ることなし、こゝも城にてはなく、廳館にてありしを、戰國のならひより、かく城廓に住みしものと思ひあやまりたるなり、同字内の畔名に御所垣外といふは、蓋し公館のありし址ならんか、安長は右大臣清麿六代の孫、齋宮助茂生の七世の孫、神祇權少祐大中臣能兼の子のよし、群書類從の大中臣系圖に見えたり、而して本國

の司應(マンドコロ)は、古より中島郡國府にあり、松下村に國衙(コクガ)とよぶ畠地ぞ其舊墟なる、然るに應保年中、大中臣安永が、此勝幡にありて國務を執りしは、蓋し應保の頃は平治の乱後にて(平治は一年、次は永暦一年にて改元應保となる)安藝守清盛入道が太政大臣となりて、天下の權を恣に執たる時なれば、故ありて此村にも少暫公館を置きたるものか

又天野信景編輯の尾張國人物志略に、大寶以來尾張國の司補任官員を載せあり、參考のため左に記さん

- 國司 守(カミ)一人從五位ノ下 介(スケ)一人從六位ノ上 椽(セウ)一人從七位ノ上 目(サカハシ)一人從八位ノ下 史生三人 權仗四人
- 國學 學士二人 學生四十人
- 國醫 醫師一人 醫生八人
- 郡司 海部、中島、葉栗、丹羽、春日部、山田、愛智、知多、凡八郡各部有、大小中下小之差而共司員不同詳見令
- 大領(コホリノカミ) 少領(コホリノスケ) 主政(セウ) 主帳(サクワン)
- 軍團 大毅(ツハモノ、カミ)一人 少毅(スケ)二人 主帳(サクワン)二人 校尉五人 旅師十人
- 隊正(ツイシヤウ)二十人 (張州府志、尾參寶鑑、地名考)

勝幡城址

徇行記に「名勝志附録に村より西戌方二町計に其跡川向にあり云々」と大正四年十一月、中島郡平和村大字六輪字城西に建てられし、記念碑より南東一帯の高地は、即ち城址なり、永正年中織田信長の祖父信定の築きし所にして、信定の子信秀その子信長共に此の城に生れたり、享祿四年信秀古渡城に移りし以後廢墟となれり

勝幡城址碑文之寫

此城東西百十四間南北百二十間繞以二重湮其遺址可推知織田信定所築也信定稱彈正忠岩倉城主織田敏信之弟始爲小口城主兼木下城主永正年間築本城居之享祿元年卒長子信秀嗣家稱備後守爲斯波氏三奉行之一後至襲今川氏豊取那古野城又新築古渡城及末森兩城移之本城遂廢矣蓋信秀卒先勤王、獻金干朝廷修營宮室其子信長亦奉密敕專効力於王室能奏揆乱及、正之功者乃發源于此城也今當大典建碑表之
大正四年十一月 勳四等 竹田千代足書 (徇行記、張州府志、尾陽雜記、尾張古城志)

一里塚

一里塚は大字勝幡の東部名古屋市に通ずる縣道上街道の左(勝幡字後田五〇四番地)右(佐折字一里塚七〇四番地)にありて、明治の初年までは、縣道南側には榎、北側には松樹生茂せしが、榎まづ倒れ、後松も

枯死し、今は只其跡をとむるに過ぎず、何時頃築かれしか記録あるにあらず、里老も絶えて知るものなし、日本百科大辭典によれば『往時道路往還に一里程の標識として每一里に築きし塚、樹を其上に植うるを常とせり、往古は毎三十里に一驛を置くの制度ありて、旅行者に其の經過せし里程を知らしむる利ありしが、未だ以て一里づゝの里標となす考にはあざりき、かの吾妻鏡に載する、奥州の藤原氏が白河より率土濱(ソトガハマ)に至る二十一日の行程に、一里毎に笠卒都婆を建てし如き、蓋し後世一里塚築造の考の權輿なるべし、織田信長の時、三十六町を一里とし、近畿諸國に一里塚を造りたりと云ふ、江戸開府後、徳川幕府は慶長九年二月に、東海東山等の諸街道を修理し、始めて一里塚を築かしめたり、即ち江戸日本橋を本とし、七道に亘りて、三十六町毎に築き、塚上に榎を植えて、里程標となしたり、爾來諸國に引續き築造せしかぎ、年代を経るに従ひて又廢絶したれど、今なほ現存するもあり』とあれば、徳川時代に築造せられしものならん

切仕丹宗の禁札

徇行記に「勝幡に切仕丹制札あり」と記せき、何時の頃何れの所に立てられしか、又その禁札の文言は如何なりしか、今に傳はらざればこれを知るによしなしといへども、寛永十四年島原の乱ありて以後切仕丹の禁令殊に嚴酷となり、幕府は新に切仕丹奉行を任命し、取締を嚴密にし、諸將に令し、年々一回領内人民の宗門を改めしめ、これを奉行に報せしめたるが、當時幕府が各領地及津々浦々に

高札として出し、立札は、概ね次の例文によりしものにして、當字に立てられしものもおそらくはこれなりしならん

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審なるものこれあらば申出へし御褒美として

はてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同 斷

同宿並宗門の訴人 銀百枚

右の通下さるへし、たとひ同宿宗門の内たりといふとも申出る品により銀五百枚下さるへし、かくしおき他所よりあらはるゝに於ては其所の名主並五人組と一類共に可被行罪科者也

年 月 日 奉 行

勝幡の天王池

天王池は大字勝幡の北方數町(字川畔一〇九五番) 中島郡氷室の西南にありて、水深平均八尺七寸、面積四段八畝十八歩の官有地なりき

同字青年會代表者井戸田儀三郎、恒川銀一、大宮源三郎、堀田治郎吉、梶浦岩吉、山内清五郎、井戸

田徳一、大橋喜太郎等開墾を企圖し、大正二年二月十七日時の愛知縣知事石原健三に豫約開墾願を提出、翌三年一月十六日法學博士松井茂知事より認可あり、依て大字評議員と區長宅に會して種々協議するところあり、翌四年二月二十一日神官山田藏太郎を聘し地鎮祭を執行し埋立工事に着手、大正七年六月九日再び同神職を煩して竣工報告祭を行ひ、同年十月二十二日豫約開墾地拂下の許可指令書下附あたれば、翌八年四月二十日午前勝幡尋常小學校に於て海部郡長堀江貞二、津島警察署長羽田野金作、海部郡視學村手源治郎、村長安達臣一、海部郡書記野田豊治郎、債權者、勝幡學區内村會議員、學務委員及び各區長、勝幡學校職員、津島町在住新聞記者其他の來賓を招待し、字民には祝酒を呈して盛大なる竣功式を舉行し、午後神守村大字篠田山田徳三郎一行の獅子芝居を聘して村民の觀覽に供し、後勝幡神社に金三百餘圓にて常夜燈壹對を献納し、勝幡學校に座蒲團二十枚を寄附し、字内七十歳以上の長壽者を招き敬老會を行ひ、前記金額の外工事費始め諸經費金貳千貳百餘圓を支拂ひ、現在青年會基本財産として田壹段壹畝五歩金五百圓を所有せり

池水漫々千古湛へて潤る、ことなく奇しき傳説さへある此の古池も、今は年々歳々黄金の穗波を漂はす美田と化して、昔時の面影をとゞめずなりぬ

御贄の舊跡

御贄(オンベ)川は一に御厨川ともいひ木曾川の舊流にして、中島郡河太新田の以南今の西川端より



森ヶ尾

草平かけて津島天王島までをいふ、これ津島神社の古神領西川(木曾川の末)阿原池(蛇池是也)後の阿原の車田のことにして、信長、信雄、信忠三公の朱章墨章を添へられ、天王島の漁人春正月、冬十一月鯉魚を納めたり、然るに元和の後年久しく定水附となり、阿原池も天明四辰年日光川開鑿と共に廢涸て鯉鮒は神用の間に合ひがたし、故を以て神領の土民相議し、國裁を蒙りて、埋めて祭祀料と爲むと願ふこと年あり、然るほきに神主社家の滿主と議すべき旨を御裁許あるによりて、此を埋めて拾町歩の田となし、段別に七升米を御費の掛鮒、直會の鯉料と稱して、車田支配人より、毎歲調進せり、是元和年中よりの神調となるといへり (徇行記、尾張地名考)

姥ケ森

大字町方新田字十二城と字松川との略中央にあり、氷室勘解由書上に、境内東西十間南北九間御除地とせり、昔は此の森林中に岩窟あり、蘇民の神裔一翁一嫗其の中に住せりと、今は岩窟なけれき、里俗爰をさして姥が懷といふ、素盞鳥尊來臨の時此所にて老嫗神託を蒙りし故、蘇民將來社を建てたりしが、此社今は和御魂(ニギミタマ)社とて津島神社の瑞垣内へ遷され、東門を入りて南へ第三目の攝社として祀られ、此所には林のみ残り (徇行記、尾張名所圖繪、尾張地名考)

馬津湊

馬津は今の町方新田字松川の地にて、往昔陸路は美濃墨股より南に下りて河津、駒野にかゝり、此の馬津に來り、それより新溝（ニッコウ）萱津、熱田、井戸田を経て鳴海に出たり、船路は尾越川より直に馬津の港にうつり、是より萱津の南を経て桑名四日市の中間なる長生村に至れりといふ。延喜兵部式諸國驛馬の章に、尾張驛馬（馬津新溝兩村十匹）又傳馬（海部愛智郡各五匹）云々とあり、文和二年の古證文にも馬津驛港のことあり、今より五百七十餘年前のことなり、然れども此の馬津の湊も驛路もいつとなく名のみとはなれり（徇行記）

十二城址

十二城址は大字町方新田字十二城に在り、近傍なる津島町に字御殿、字城の腰といふあり、又字藤里チノ割五百四十二番地内に御座つなぎ柳と云ふ古木ありたり、皆古城に依りたる名なり、往昔板垣兼信（冠者）之れに居れりと諸書に散見する所なり（張州府志、愛知縣史）

佐屋川の舊蹟

佐屋川は元草平、町方兩新田の西を流れ、佐屋村を経て桑名下に至り、伊勢海に注げり、水源は信濃の筑摩郡木曾の奈良井宿島居峠より出て、玉瀧川、さら、き川等落合ひ、又飛驒、美濃兩國の川々残りなく幅狭し、中島郡祖父江町の西北長岡村十町野に於て木曾川と支る、海西郡及び伊勢路に渡る

川にて、特に佐屋より桑名への三里の船渡りは、東海道佐屋路の官道なりき、川中に梶島油島等あり爲村郷の紀行に「くもる日の海をいとひて今朝漕は波しつかなるさやの川舟」とよまれし如く、桑名より熱田への渡海曇り日又雨風の日は必ず佐屋川を渡りしなり

明治二十九年九月三十日午前六時、海西郡開治村大字開治字鶴多須と小判山との間に於て堤防約二百間缺壞し、流失家屋十數戸、中島海東海西三郡近郷（約三里四方）浸水に及ぶ、依て明治三十一年頃、中島郡長岡村十町野に於て、築止工事を施し、分流を廢止し、水害を除き交通の便をはかれり。大正八年四月十七日附を以て海部郡八開村大字高畑水谷全十郎外八百十九名（木曾川改修工事被害人民）に對し、木曾川、佐屋川、筏川の廢川堤敷地合計段別四百八十二町七段二畝十四歩を共有にて有償下附（拂下代金一段歩に付金參百圓）の認可指令あり、爾來漸次耕地に開墾せられつ、あり

（尾張志）

赤目街道

維新前には町方新田五軒屋より西へ、今の高須街道を通じ、草平新田宮東にて南に折れ、字道東の中央を西し、堤下中切の前面を過ぎ、池西の郷中より佐屋川堤防を横切り、赤目に至る街道を赤目街道と稱へたりと云ふ、是赤目の城主横井伊織介の名古屋へ登城の往復に使用せられしを以て名づけたるならんか

鳩部屋

六八

鳩部屋は初め大字草平新田字中切桑原林宅の前、用水の南なる畑中にありしが、いつの頃にか養性寺南杉本清一裏邊に移されて、明治維新迄は常に數十羽の鳩を飼養せり、その構造は四本の柱の上に疊二疊敷位の屋形箱を設けたり、此の鳩部屋の管理は桑原林の祖先がなせしものにて他の者は少しも關係せざりき

源敬公は屢々養性寺へ御立寄あり、鷹場へ馬をすゝめて鷹狩をもなされし由なれば、その折此の鳩部屋の鳩を鷹の餌食にもし又赤目横井氏の鷹の餌にもなしたりとぞ

西川端元池の古木

領内川は西川端新田の氏神明社と元殿島社のありし邊の南方にて東に深く彎入し、凡そ一町歩程の碧潭をなせり、深さ幾尋なるを知らず、之を元池といふ。その入口に當りて一の奇しき大木あり、干潮の時漸く根のみ見え、里俗これに觸る、時は病むといひ傳へて恐れたり、明治三十年、鶴多須切れの大洪水に、夥しき土砂來りて、此の池の大半を埋めければ、明治三十四年より五年にかけ、遂に新田となせしが、その頃此の昔の木を掘り出し、隣村の人々も數多打寄りて引出せしに、外部は朽ちて心のみ残れる、周り六尺長さ四間程の、四百餘年も經たるかと思はる、樺とも樟とも定め難き大木なりけり、此の村の出身にて美濃大垣龍松寺住職なる柴田大弘は、之を大垣に運び、同地にて高さ

三尺の釋迦像を刻み、大正二年西川端觀音堂の西南に八坪計の堂宇を建立し、本尊佛として安置したり

大野山澗の松

藤浪家の祖石田市右衛門康岡は、慶長十乙巳年四月、萱津ノ里より、海東郡門眞ノ庄藤浪ノ里津島村に移住す、その頃津島の北に當りて野原在り、尤も人家なし、故に新地を作らんと欲し、同十一丙午年、此の地に移り、村號を津島新田大野山と定む、同年白山天王一社を勸請し奉り、境内に松を植ゑたり、其の後百數十年を経たる寶曆年中大水あり、宮は堤の片洞にありしを以て、不幸切所となり僅に松一株を残し、社を初め境内の竹木悉く流失し、剩へ澗先には數箇の池をさへ生じたり、依て宮を更にそれより東北の方なる今の地に齋き祀れり、所謂澗の松は即ち此の洪水に残りし舊宮跡の標なりとぞ

附此の澗の松の附近は、明治二十四年濃尾大震災の時、大に陥落して低くなり、道路も通行し難くなりたれば、官に請ふて修繕したること、町方新田字十二城の池の南部、同地震に陥落してその半ほぎを埋め、殊の外高かりし道路の、池の水面に等しきまで下りたるに似たることなり

又此の松の根の夥しく露出せるを見ては、洪水前、神域の如何に高燥なりしかを想像するに難からざるなり

天王祭提燈竹山ゆひ竹調進の事

津島祭は永享八年六月より始まりとか、其の初は質素なる祭なりしに、清須中將忠吉卿の御時より、今の如き大祭とはなれり、齋竹拾本、美濃國方縣郡福光村の長良より來る、また齋竹拾本、船竿八拾本、同國武儀郡兼山村より來る、提燈竹五百本、山ゆひ竹五拾束は津島五ヶ所新田なる草平、大野山、淵高、西川端、及び山新田(今の中島郡平和村大字六輪須賀脇なり)より調進せり、何れも有司の促ところなり、徇行記に提燈竹五百竿(長二間より三間まで) 内百七十五竿西川端村、二十五竿山新田、百五十竿草平村、七十五竿淵高村、七十五竿大野山村、山結竹五拾束、内譯二十束西川端村、五束山新田、十五束草平村、五束淵高村、五束大野山村とあり、古は大和竹を調進せしかゞ大和竹追々少なくなりたれば、元祿十一年頃より唐竹に代れりと見ゆ、明治五年に至り、世襲彌宜廢せられてより、此のことも自然廢れたり (徇行記、尾張地名考)

お鷹場

横井家第四世伊織介平時安は、赤目城に住し、信長の幕下に屬す、後豊臣秀吉に事ふ、時安遊獵を好み、鷹を放ちて鳥禽を捕らしむ、其の技絶妙たり、豊公其の妙技に感じ、何國何邑に於ても放鷹御免の教書を下賜せらる、時に天正十九年辛卯二月六日と、これ所謂御朱印にして、今尙同家の寶とし

て傳ふるところなり、爾來横井家放鷹の技は世々絶えたることなし、家康よりは格別の思召を以て、御朱印地の外、元知行所、其の外近傍の村々十五ヶ村を鷹場として累代拜領せり

明治維新前まで、草平新田宮東の北堤防に「從是西横井伊折介鷹場」と記せる標杭あり、中島郡平和村大字六輪字須賀脇の南邊より、鷹場新田の池までの間は、餘人の魚鳥を捕ふことを禁ぜられ、横井氏の御鷹場の一部なりしなり (横井氏系圖記事)

淵高の古瓦

大字淵高新田字小八畝割の田面低くして、夏季瀧水するに因り、入土地上げせんとて、大正十五年三月頃、大野山新田字余代高木劔治控、字平太(俗稱古(コ)城(シロ))十一番地、畑三畝二十六歩より土を取りしに、鍬の刃先の届く程の土中より、古瓦夥しく出でければ、大に驚き且つ不思議に思ひつゝ、東なる用水路のほとりに捨てたり、瓦の埋もれるたる面積は約一畝十五歩にして、深さは二尺五寸乃至三尺程もあり、殆ん皆破片なれど、中に數個完全なるもの發掘せられしは、全國的に稀有のことにて、考古學上注目すべきものなりとぞ。さればその中鬼瓦の一箇は、昭和四年三月、東京帝室博物館歴史課長高橋健自買取れりと

此の古瓦は奈良正倉院附近より發掘せらるゝものより餘程粗き布目にて、厚さも奈良及中島郡明治村矢合國分寺址より發掘せらるゝものに比してや、厚く、七八分はあり、小石混りの土にて焼かれたり

而して此の瓦は、そも如何なる建築物に用ひられ居たるか更に不明なれど、同所は西川端、淵高兩新田の中間なれば、往昔は所謂御費川の流域にして、寺院其の他の建造物の在りし址とも思ひ難く或は他所より此所に遺棄したりとするも、や、遠く人里を離れたるは不審なり。或人の曰く、中島郡大和村妙興寺の記録に、奈良の朝佛教興隆時代、淵森藏田寺(寺領も四町歩ありきといふ)といふがありし由記したれば、或はその廢寺の瓦にてもやあらんと、それにつけても、礎石らしきもの、出でざるは疑問なり、字名を平太といひ又古くより古城ともいひ、數町南には鷲塚といふもあれば何等か由緒あるものならん

足立川

尾張志に「萩はら川の下流にて津島のあたりを流る」とあり、大字淵高新田の東より大野山新田の東北、東南を過ぎ、草平新田の東北にて東し、大字町方新田五軒家の東より津島町に流れし津島川に落ちし川なり、天明年間日光川普請により田となる。委くは日光川御普請已來の圖並日光川の記事につきて見るべし

代官道

明治維新前八開村鶴多須に代官所ありし時、名古屋への往復を大字淵高新田明圓寺南より郷西に出で西川端新田字江端へ通ずる道に據れり、之れを以て今に至るも代官道と稱せり

人物傳記

市川柳助

市川柳助は大字諸桑の人、本姓は前野氏、獅子舞を能くし、廣く各地を巡業せしが、その獅子の假面を被りて舞臺に現はれたる時は、觀衆をして宛然生ける獅子の如くなりと譽歎せしめ、娘ゆうを巡禮おつるに扮せしめて、阿波の子別れを演ずる時は、一人の觀客として泣かざるはなかりきとぞ

柳助の師匠は三河の人岩藏、岩治、作藏等いふもの、又柳助を師範として此の技の指導を受けしは殆んゞ尾張全國に亘れりといふ、されば明治三十四年十一月、その門弟等相謀りて、同村の郊外下街道の傍に、獅子舞開祖市川柳助碑と刻せる一大石碑を建立せり

明治二十三年四月二十六日、壽五十六にて死す

八木彦左衛門

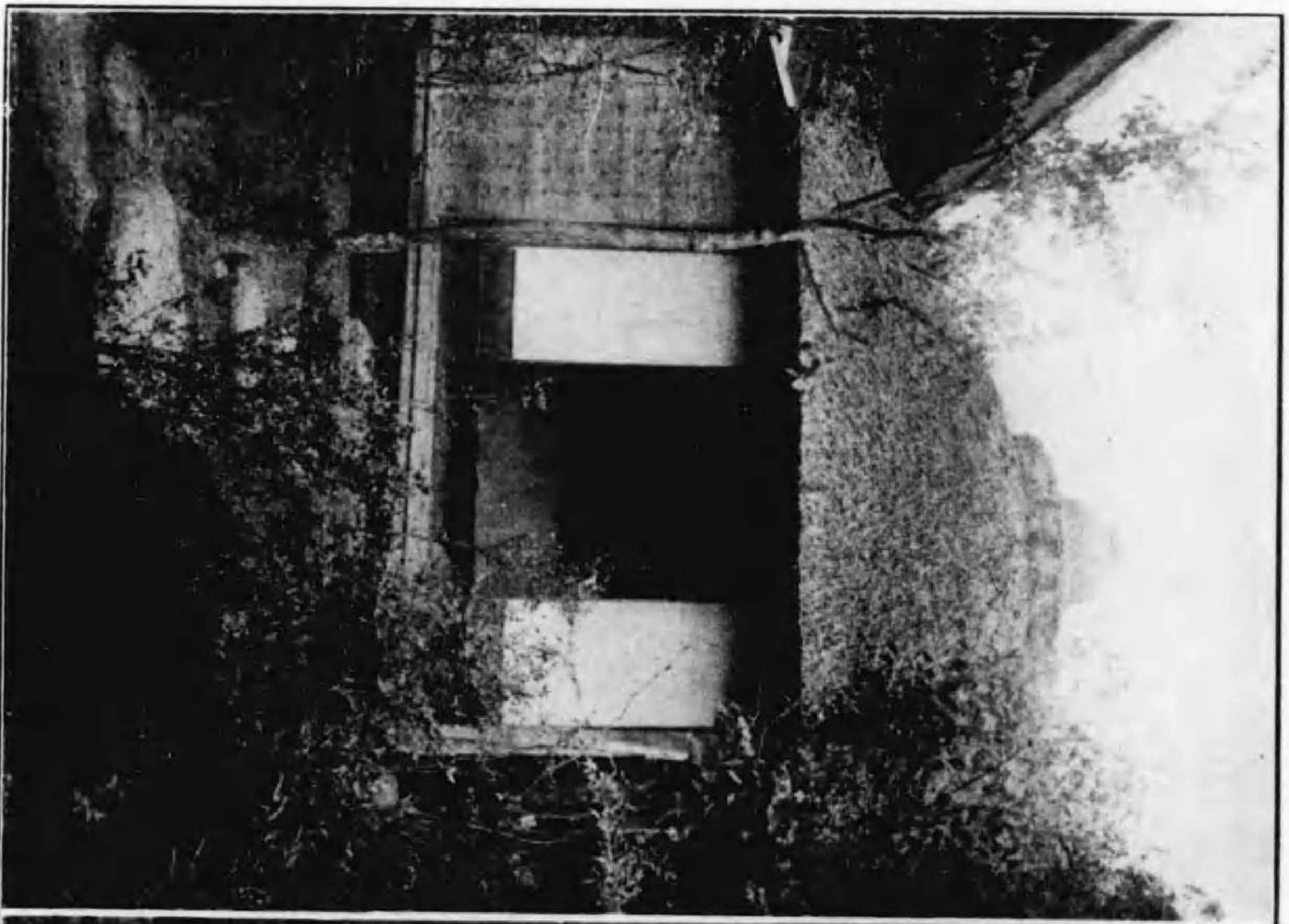
八木彦左衛門は大字北河田の人、三十餘年間庄屋として地方の事に斡旋し、公共のために盡すところ多く、村民永くその徳を敬慕して止まず、遂に相謀りて、明治四十三年庚戌十月、碑をその境内に建て、其の功績を表彰せり。明治三十三年二月二十二日病死す、享年七十五

山田長政

長政は清兵衛といへる人の子にして、天正十八年、大字小津に生る、生來英敏にして辯才あり、膂力亦人に勝れければ、常に村内の兒童を集めて、自ら之が魁となり、意に隨はざるものある時は、痛く之を呵責せしかば、群兒の之を恐る、こと甚だしく、父母亦之を憂ひて、出家せしめんとせしに、長政「僧は死者を救ふもの兒は生民を濟はんと欲するものなれば何とて僧となるべきぞ」と、遂に去りて四方に遊び大に爲す所あらんと欲せしが、當時世は徳川氏の天下となり、人心兵乱を厭ふの時なりければ、慨然として志を海外にのべんと欲し、先づ臺灣に至りしに、其地勢民俗爲すあるに足らざるを察せしかば、轉じて暹羅に趣きたるに、恰も六毘國と交戦中なり、長政は暹羅王を助けて六毘國を亡し、封ぜられて六毘王となり、後又暹羅の大臣となりて、威名を四隣に輝かせり、大正四年十一月十日、從四位を贈らる（愛知縣史一斑、海部郡人物傳記、海東郡志）

津田正生

津田正生は大字根高の人にて神助と稱す、安永五年四月生る、父を盛政（通稱興治兵衛）といひ、清酒の醸造をなし家運頓に勃興し、近村に並びなき豪家となり以て正生に及べり
正生幼より學を好み、名古屋藩恩田仲任及同藩儒宮鈴木朗に就きて學び、且費用を吝まず和漢の書



津田正生
 其の遺蹟
 其の遺蹟
 其の遺蹟

跡筆其及庵合六と像の翁生正

を購ひ、刻苦研鑽造詣最も深し、性自然を愛し暇あれば、高山大河を跋渉し、名社古刹を歴訪し、足跡全國の過半に及びりといふ、その五十八歳の時未だ足跡を見ざる信濃國鎗ヶ岳の絶巔を探險し、後鎗ヶ岳日記を著せり。其他葦烟心得草、眼前教近道、尾張本國帳集説、古典地名辨、尾張方言考、日本語正字通、日本郡國名解、日本大社巡の記、白挽歌註解、古學百人一首、周易正文等の著あり、正生は机上の論、訓話の學を卑み、實地を觀察して後意見を披瀝するを常とせり、其の材料を蒐集せんとするや、或は藤原隆國に倣ひて路傍に小屋を設け、六合庵と名け、湯茶を旅人に饗して傳説を求む此れ東西四方の人に接して見聞を博くし、實地の研究を尊重したる意志を見るに足る、人に接して新説を聞くときは、日の暮るゝを忘れたりといへば、其の苦心の程思ふべし、隨て其の著書は何れも論據正しく、世を益し蒙を啓くこと尋常著書の儔にあらず、尾張地名考十二卷は殊に熱血を濺ぎて著はせるものにて、或は實地を見聞し、或は舊家を訪問し、或は文献を涉獵し、稿を改むること數回、刻苦二十年にして漸く成れり、之が爲に書き損じたる紙、長持二竿を滿たし、紙料數十金、筆料二十四兩を要せりといふ、其の各地見聞の爲め遍歴するや、初は羽織袴を着用せしが、里人却て敬遠するを以て、知多萬歳を習ひ、自ら萬歳題を選び、裝束を挾箱に入れて下僕に携へしめ、身には粗服を纏ひ裾を褰げて出て、里落に入れば、則ち裝束を着けて萬歳を演じ、而して演伎の間に古老を捕へて地理傳説を研究せりといふ、その苦辛や實に想像に餘あり、稿脱して後、之を尾張侯に獻納せしに、侯其の功を偉なりとし、白銀若干を賜ひて厚く之を賞せらる、嘉永五年壬子十月、病を得て死す、享年

津田穂積

津田穂積は正生の子にして文化八年五月一日を以て大字根高に生る、三輪助と稱し江戸の人橋守部(天保の四大人の一人)に就きて學ぶこと數年、大に和學の進歩を見る、又漢學は秦鼎に學べり、尙ほ和漢の學の外和算を能くせり、然れば遠近來りて教を請ふ者多し

穂積は父の志を繼ぎ頗る慈善の行あり、然れども慈善家を以て自ら天下に標榜せず、陰徳を積むの風あり、或る年日光川の下流にて入水し、細民の苦しめるありと聞くや、父と語ひ、米數石を夜中船にて運び密に施米せりと、此れ人目をしのびて博愛を衆に及ぼさん志なりしならん、斯る行爲屢々ありければ、何時しか藩侯の間に達し、慈善の行多しとて、之を賞し、二字帶刀を許されたり、明治十五年十月四日、年七十二にて死す (愛知縣人物誌)

織田信秀

織田信秀は平重盛の裔岩倉城主織田氏の庶族にして彈正忠信定の長子なり、永正五年、海東郡勝幡城に生る、享祿元年、信定歿し信秀嗣ぎ斯波氏三奉行の一となり清洲に勤仕す、信秀素より大志あり而して其の領地僅に勝幡附近數邑に過ぎず、因て大に其の領土を擴張せんとし、當時那古野の城主今

川氏豊深く連歌を嗜みければ、之れによりて氏豊に近づき、享祿五年二月十一日、遂に之を降す、時に年二十五なり。天文四年、信秀越前の朝倉と議し、兵を合して美濃の齋藤を討ち克たず、還りて古渡城を築き親ら之に居り、子吉法師をして那古野城に居らしむ、松平清康の兵を尾張に進むるや、信秀之を守山に誘ひ、其の内變あるに乗じ追て井田野原に至り、會戦利あらずして退く、此の年、信秀金を獻じ伊勢外宮假殿を造る、十一年九月、緒川城を攻む、天文十三年九月、信秀皇居修繕費を獻ず之より先き、天文九年十月大風あり、宮居大破し修繕の道なし、傳奏衆連歌師依屋宗牧をして、信秀に密旨を傳へしむ、信秀、平手政秀、林通勝をして修補し奉らしむ、其の後叢感を以て勅使を賜ふ、連歌師宗牧之れを奉じて古渡城に傳ふ、宸筆の古今集及び女房奉書を拜受す、天文十六年九月、信秀美濃を攻め利あらず、齋藤秀龍大垣を攻む、城主織田維寛援を信秀に乞ふ、信秀竹ヶ鼻を襲ひ稻葉山を攻むる狀をなす、秀龍大垣を捨て、歸る、信秀亦兵を收む、此の時信秀の武、遠近に達す、清洲斯波氏の諸士之れを嫉み、信秀を殺さんとす、信秀の安祥に赴くを知り、其の徒坂井河尻等兵を率ひ古渡を襲ひ、信秀の還るを待ち、途に之れを要撃せんとす、信長那古野城にあり、古渡に火の擧るを見て、單騎赴き援ふ、至れば敵已に退く、信秀亦報を得て直に還る、天文十七年、信秀城を愛知郡末森山に築く、三月、信秀兵四千を以て三河を討つ、松平廣忠急に援を今川に乞ふ、義元雪齋和尚を大將として之を援ふ、信秀之を聞き兵を進む、織田信光先鋒たり、小豆坂に至り激戦數回敗れて盜木に退き再び兵を整て進む、織田信光等奮戦敵を退く、駿兵又返戦し互に勝敗あり、日暮交綏す、信秀信廣

に安祥を守らしめて古渡城に還る、十一月、信秀末森の新城に移り古渡城を毀つ、天文十八年正月十七日、織田信友及び犬山樂田の兵、信秀の領地を侵す、信秀末森を發し一舉に之を破る、此の日、信秀信友と和す、二月下旬、信秀瘦を病んで危篤に迫る、老臣を召して曰く、信廣長子といへども母賤し、二男信長を以て嗣とせよと、三月三日、遂に末森城中に歿す、享年四十二、萬松院桃巖道見と諡す、萬松寺に葬る、十二男七女あり

因に名古屋亀岳山萬松寺は、天文九庚子年、信秀が大雲和尚を請じて、開山となし、寺院を創建して、墳墓の地となせるところなり (尾張國誌、尾陽雜記、愛知縣史)

織田信長

織田信長は備後守信秀の二子、天文三年五月二十七日、海東郡勝幡城中に生る、幼名吉法師丸と稱す、倜儻大志あり、十六歳信秀病死に由て家を嗣ぐ、信長日夜武事を習ひ國務を見ず、平手中務大輔政秀之を憂ひ、諫めて自殺す、永祿三年五月、今川義元大兵を率ゐて境を壓す、信長精兵六百を率ゐる義元の本營桶狭間を衝て大捷を得たり、永祿五年、正親町天皇密勅を信長に賜ふ、七年、美濃に入り永祿十二年正月、三好の黨京師を攪乱するを平げ、皇居を築き、將軍のために二條城を造る、元龜元年、淺井、朝倉二氏を姉川に破る、全二年、尾張長島の眞宗一揆の兵を攻む、九月、比叡山三千の僧坊を燒夷し、熱田神宮を改造す、天正三年、道路を改修し、里程を定め、並樹を植えしむ、供御の料

を増し、公卿に領土及金品を與ふ、男山八幡大神宮を改造す、此年五月、徳川を援けて武田勝頼を長篠に破る、天正四年、近江安土に築城して之に移居す、天正十年、伊勢大廟を改修し、百數十年間廢したる舊制を復す、全年二月、武田勝頼を征し、甲州を平定す、五月、毛利氏を親征せんとし、京に入り、本能寺に館す、偶々明智光秀の襲ふ所となり、六月二日、父子光秀に弑せらる、年四十九、京都愛宕郡大觀善寺南阿彌陀寺に葬る、總見院殿華山泰巖大居士と諡す、同年十月十五日、太政大臣従一位を贈らる、今京都府大宮村に祠を建て、之を祀る、建勳神社と號し、別格官幣に列せらる、

(信長記、野史、日本百科大辭典、尾陽雜記、徇行記、尾參精華)

伊藤丹後守長實 (一作丹波守)

勝幡の人なり、太閤記の黃母衣衆(二十四人の内)云々と見え、藩翰譜に丹後守藤原長實は豊太閤に仕へ參らせ、黃母衣衆二十四人の中に撰み入られ、又七手の侍の番頭になされ、備中國川邊の地を下し給ふ(壹萬石)大坂の兵起りし時一方の大將をうけ賜る、再兵起りて、元和元年五月七日、城中より打出、將軍の御陣に向て戦を決す、城中猛火もえ登りしかば、郎等一人召具して、高野山に落行、關東の御使をこうて、尋常に腹切て死せんと御使を待つ、兩御所此の由聞し召、仰下さる、ものありて、思の外に一命を助けられ、剩へ父子同しく御家人に召出され、本領をぞ給はりけると見えたり

(尾張人物志略、尾張志)

武藤掃部介雄政

武藤掃部介は勝幡の出生にて、織田常信に仕ふ、尾陽雜記及福應寺記録に、織田信長勝幡の城跡に鎗武藤の子武藤掃部といふものをおき給ふ、それが末に甚右衛門、孫に兵大夫彦九郎、半左衛門、忠兵衛ありと記せり

梶浦湘堂

梶浦湘堂は、大字勝幡領右衛門の二男にして、幼名を鐵吉、後、與根助と稱し湘堂と號せり、長じて與曾左衛門の嗣となり、後、其の名を襲ふ、資性穎悟、詩文、繪畫に於て天稟の偉才あり、中島郡平和村大字三宅の大角圓に漢學を、津田穗積に和歌を、京都市江馬天江に詩を學び、名古屋市畫家喜田華堂及吉田稼雲に師事す、特に墨竹に妙を得たり、森春濤、村田梅邨は其の詩友にして、愛知縣令國貞廉平、愛知縣知事勝間田稔、中島郡長青樹英二等と親交あり、選ばれて五箇村の戸長となり、郡會議員となり、明治の初年、地價修正委員として、海東郡長横田太一郎等と職務に盡瘁せり。明治二十三年七月九日、病を得て歿す、年四十五

三保ヶ關周藏

周藏は大字草平新田字中切に生れ、青年時代より膂力衆に秀て、五斗俵を片手にて擔ぎし程なりき特に相撲を好み、二十二三歳の頃、郷里を出て、津島町高屋敷出身大阪角力五代目三保ヶ關喜八郎の門に入り、平勇と稱し、後黒柳及八尾ヶ關と改名、明治十一年九月、大關に昇進、二三年間にて引退し、頭取となり、明治十七年、六代目三保ヶ關を相續し、全四十一年病により歿せり、身長五尺七八寸、躰重約三十貫ありきと云ふ

山岸清太郎

山岸清太郎は安政五年五月五日大字草平新田に生れ、幼時僅に寺小屋式教育を受けたるのみなりしが、青年時代良く獨學研鑽、明治十二年四月、徵兵として歩兵第六聯隊に入るや、選拔せられて陸軍教導團に入る、其の後、累進して歩兵曹長に任じ、二十三年一月、教導團歩兵大隊付副官に補せらる、明治二十八年十月、憲兵司令部へ召集、同年十二月、二十七八年戦役の功に依り、勳六等に叙し瑞寶章を賜る、二十九年一月、憲兵少尉に任じ、臺灣へ出張を命ぜられ、同年八月、召集解除せらる

それより後、居を名古屋市水主町にトし、専ら實業界に身を投じ、機械製材を創業し、苦辛經營能くその目的を達し、遂に我國茶箱輸出の販路を開拓し、以て産業並に貿易に貢献せり、されば大正三年、愛知縣山林會よりその功勞を表彰し、有功銀章を贈り、同六年二月十七日、病みて歿するや、同業者の惜しむこと尤だ切にして、葬儀に來り會するも數を知らず、古渡なる東別院に於て、愛知挽木

並に山岸製材兩會社の盛大嚴肅なる社葬あり、遺骸は御器所に葬れり

水谷治右衛門

水谷治右衛門は大字鷹場新田の人、酒造を業とせる傍、東奔西走地方の事業に盡瘁し、國利民福を
はかりしは、同字東南端に立てる開渠記念碑に明なり、天保八年十一月二十八日生れ、大正九年三月
九日、享年八十四にて歿す

開渠記念碑文寫

水谷治右衛門君尾張海東郡佐織村鷹場人也以天保八年十一月二十八日生自嘉永年間至今前。後所歷任
或里正或郡會議員或戸長或水利組合創立委員或佐織村組合議員其他在公職與利害不可列舉屢爲官廳
所旌賞而其事大而利浩者以開渠爲第一鷹場之地仰水利於宮田而潤澤不足一逢旱暵則田疇龜圻禾稼枯槁
農民愁苦夙夜不交睫君恒憂之圖除其害會官有改鑿木會河身而穿新渠通佐屋川之舉君大喜與村會議員等
謀日吾邨乏水若開支渠以引新渠水則一村無復枯乾之患矣乃具狀請於官廳實明治三十四年一月二十日也
無幾新渠成水量淺少村民多謂雖開支渠無益灌溉論議紛紛君拮据斡旋仰而籲於官俯而諭於衆殆至廢寢食
師而官設械於各所以補水量不足於是又申前請三十五年三月十一日終得官准村民躍起把鉏揮鐮以十二月
六日竣工翌七日舉成功式郡長及公職諸民臨場農民踴躍歡聲撼地云君之從此事也中間或有及抗者阻難不
尠君不爲之屈終始靡諭遂能立百世之利五穀穰穰農民高枕初抗君議者來頌君功 聖勅所謂廣公益開世務

者君其庶幾矣頃者村人胥謀樹石以表其功德來請余文余與君爲親眷誼不得辭乃授其梗概俾勸爲

明治四十年一月

愛知縣知事

正四位勳三等 深野一三篆額

愛知縣立第一中學校長 從六位 日比野寛撰

下條雅書

住田九左衛門

住田九左衛門の先祖は、天正元酉年、始て攝津住吉より三河に來り、それより尾張中島郡石橋村へ移
り、其後、復、西川端新田に移りてその地を開墾し、其の子孫永く住して富豪遠近に喧傳せり

瑞龍公(二代目尾張藩主光友公)こゝに駕を枉げ玉ふこともありたれば、上段の間もありて舊き家なりしが
今は字兼ヶ角に住田屋敷とて地名のみ遺れり。氏寺は中島郡石橋善慶寺なりきといふ (徇行記)

佐藤政九郎並佐兵衛

佐藤政九郎は大字西川端新田字江端の人、貞華堂と號す、文化二年二月生る、青年の頃奮然志を起
し、有名なる名古屋の書家林博教(玄教堂)の門に入り、日夜苦學し精研盡瘁してその蘊奥を究め、遂
に御家流の手習師匠となる、就きて習ふもの遠近數千人に及ぶ、明治七年八月二十四日、病を得て歿
するや、會葬せるものその數を知らずと、以て如何に斯道に秀で、徳も亦崇かりしかを知るべし、亨

子佐兵衛も二代目立教堂林博授に師事し、後、美濃高須の書家廸庵の門に入り、幼少の身を以て數里を隔てたる高須まで、七日毎に通ひ、拮据黽勉遂に楷行二體を始め、貞教堂と號して、父と共に子弟を教育し、明治初年には最も盛大を極めしが、明治五年、小學校令の發布に伴ひ、塾を廢して學校を開設したり、されど數年を経てこれを閉鎖し、出て、丸甲村中島學校及西川端學校の教師となり、務ること五ヶ年にして辭し、その後は身を終るまで社會郷黨のために盡すところ多かり、明治十八年八月二十一日、年五十にて歿す

現今彈琴の名手として譽高き、名古屋菅原町檢校佐藤正和は、實に佐兵衛の孫なり

藤原了義

藤原了義は大字西川端新田西源寺の住職にして、池之坊流挿花及書畫を能くせり、天保三年五月十日生、明治三十八年二月十四日、享年七十四歳にて歿せり、存命中、社中相謀りて碑を同寺境内に建て其功績を不朽に傳ふ

蓮房香郁挿華碑文之寫

挿花有式不詳創何時而池坊氏世爲之宗師近時尾張善挿花者日釋了義師本姓藤原氏西源寺第十一世也寺在海東郡西川端村號金林山開祖曰雲承譜燬年紀不詳祖曰諦聽父曰義門母加藤氏立田村養專寺大潮

之女生甫十一雙法職十六入池坊氏之門學挿花又就蓮開寺惠精習其術後終爲尾張挿花會頭職從學者數十百人挿花別號祖曰憐花房父曰憐松房師曰蓮房香郁子三世以挿花名嘗聞佛家有供養之說而以供養花爲上意釋門之人於挿花不持供清娛也師幼聰慧蚤喪父受母氏教長從美濃見瑞講師研究佛乘講師稱英明敏旁多技藝學筮於伶官蘭田氏習茶式於盡無庵最後受書法於福岡敬堂皆其蘊奧娶妙用寺富田淇洞之女男了夢次最證西川端古所謂藤浪里者西帶長川東控平楚地頗閑靜師暇則挿花吹笙點茶臨帳逍遙無事營於世所謂老閑事者耶夫世降俗壞雖方外之人亦不免塵雜如師者蓋絕無而僅有余嘗過西川端者碧瓦粉壁隱映老松落落之間即西源寺也日山門曰鐘樓日書院日居室日帑藏亦頗宏麗皆師經營貽謀以便於嗣法云今茲明治庚辰十月師年四十九介敬堂氏請余日人死而後有誌是誌者生之不能見也餘得子之文是能見其死後也雖夫師佛者也儻然于死生之間如此其超然于塵世之外者豈足爲師道哉

明治十二年夏五月

佐藤楚村晋用文撰
福田欽崇 書

(愛知縣人物誌)

藤浪萬德

藤浪萬德は大字大野山新田の人なり、名は謙貞字は仙篤、方岳と號す、初め專徳と稱し、後、萬徳と改む、遠祖藤浪式部光春曾て楠正行に従ひ、後近江石山の下及び堅田に住し、自ら石田散人と號し石田を以て氏とす、十世の孫市右衛門康岡、慶長十年、萱津里より津島に移り、村北の地を開墾して

津島新田大野山と名け、世々此地に住す、五世を歴て男八郎清光に至り、八左衛門と稱す、乃ち萬徳の父なり、萬徳、寛政十年十一月十日生れ、歳十六にして尾張侯の侍醫小林高適(號香雲)に従て醫を學び、後、高適に伴はれて京に入り、頼山陽に従學す、既にして歸郷し、三村玄澄の外科に名あるを聞き、家を弟八三郎に傳へ、名古屋に往て玄澄に師事す、玄澄は高適と舊あるを以てなり、幾も無く玄澄擡てられて、尾張侯の侍醫となり、名聲頓に揚り、病客門に滿つ、萬徳孜々として力を其間に盡し、内外の治療經驗せざるなし、玄澄大に之を愛し、天保十年正月、遂に業を上田町(今久屋町)に開かしむ、名聲籍甚、人皆玄澄弟子ありと稱す、十三年、始めて藩主に謁見を許され、氏を藤浪と改む、文久三年六月、醫員に列し、七口俸を賜ひ、元治元年、奥醫師に進み二十五石五口俸を賜ふ、十一月征長四役に従ひ、莢章服及黄金の賞を賜ふ

萬徳人と爲り豁達にして氣概あり、寵榮を受くると雖も、未だ嘗て驕誇の色を見はさず、詩畫を善くし、業餘其楓谷の園に文雅の士を會し、宴を張り、豪談自適し、頗る塵表の人たり、慶應三年七月二十一日歿す。享年七十、名古屋橋町崇覺寺に葬る、子無し、姪龍徳を養ひて嗣となし、業を繼がしむ (海部郡誌資料)

石原袋宗

石原袋宗は大字大野山新田の人にして、人相學に勝れたるを以て知らる、大垣の人竹本長年、袋宗

の人相判斷に感じ、明治四十年一月、資を投じて一碑を袋宗の邸内に建てたり、碑名に曰く、相學明哲石原袋宗之碑と。袋宗の歿せしは明治五年舊六月五日にして七十六歳なりきといふ
因に、竹本長年は東京に居住し、淨瑠璃の大家として世に知られたりといふ

石原種女

種女は大字大野山新田の人、幼き頃より孝心深きを以て夙に近隣に問ゆ、記憶力最も強く、又進取の氣象に富めり、長ずるに従ひ機械に興味を有し、明治初年、單身、當時木綿織物業の盛なりし信州に赴き、一工女となりて木綿織底の研究に従事し、一意専心研鑽すること四星霜、此間充分秘法を會得し、郷里に歸りて廣く其の法を傳へ、非常の盛況を見たれき、日露戦争後、諸種の機械工業織維工業の進歩發達に伴ひ、斯業は一大打撃を被り、自然没落の悲運を見るに至れり、彼女存命中有志者相謀り、其の功績を後世に傳へんがため、碑を同字塔の松の下に建てたり、明治四十二年六月十二日、病を得て死す、享年六十九

種女之續碑文寫

愛知縣海東郡長正七位勳六等市川信順題字

方今萬邦角立互爭雄其間之時運籌轉策樽俎折衝以欲盡外交之妙術內無富國強兵之要礎則不能奏其功也必矣而富國強兵原本商業之振興者也若有人發明一器一物收利獲益即令國利民福爲增大則其功果不

可没其偉勳可傳說也茲縣下海東郡川淵村大野山住石原種女者明治初年旅行於長野縣之際實見鑑查同縣產木綿織底而大有得處矣歸家後相謀與同所野口林吉野口富女共同一志難苦經營屢精撰原料改良機械鍛練技術而發明頒布一木綿織底矣其品質色美用強價亦低廉也而今哉販途日開至縣下通五郡營同業者壹百有餘戶於產額壹百有餘萬圓之多猶告社界需要不足矣豈不謂大哉爰同志協議立石銘文記其緣由以欲傳偉功于不朽者也爲

銘曰

寒煩熱惱 苦辛經營 勳精自得 事遂業成
宏開產業 富國強兵 千秋萬歲 永傳美名

明治三十五年歲次壬寅春王

即通道人

武田泰道 撰文

有竹居士

下條騰水 謹書

(海部郡人物傳記)

藤浪萬得

藤浪萬得は大野山新田の人なり、字は龍徳、斧山と號す、父は八三郎門保、母は橋本氏、天保十三年三月十三日生る、幼にして名古屋に出て、伯父萬徳に依りて醫術を研鑽し、尤も外科に精し、萬徳命じて其家を繼がしむ、慶應三年、尾藩侍醫の職を襲ひ、維新の際藩主に從ひて東西に奔馳す、慶應

の後、家居して病客に接し、遠近來りて治を請ふ者恒に門に滿つ、人となり善を樂み、施を好み、温乎として春の如し、博く書史に涉り、詩を嗜み書を能くし、風流、韻事を愛す、其讀書の室に名けて養愚庵といふ、刀圭の暇文人雅客を延き、酒を置き、茶を點じ、嘯詠揮灑して以て樂とす、大正四年四月六日歿す、享年七十四、覺王山に葬り、謚して大成院斧山といふ、小出氏を娶りて五男二女を生む、長子鑑、四子剛一共に醫學博士たり、五子由之文學士たり、次女は醫學博士森島庫太に適き、其餘皆早く歿す、萬徳二弟あり、仲弟新齋は別に家を起し名古屋皆戸町に醫業を開き、季弟泰二大野山新田の家を繼ぐ、其子夙太郎現戸主たり (海部郡誌資料)

富田養淳

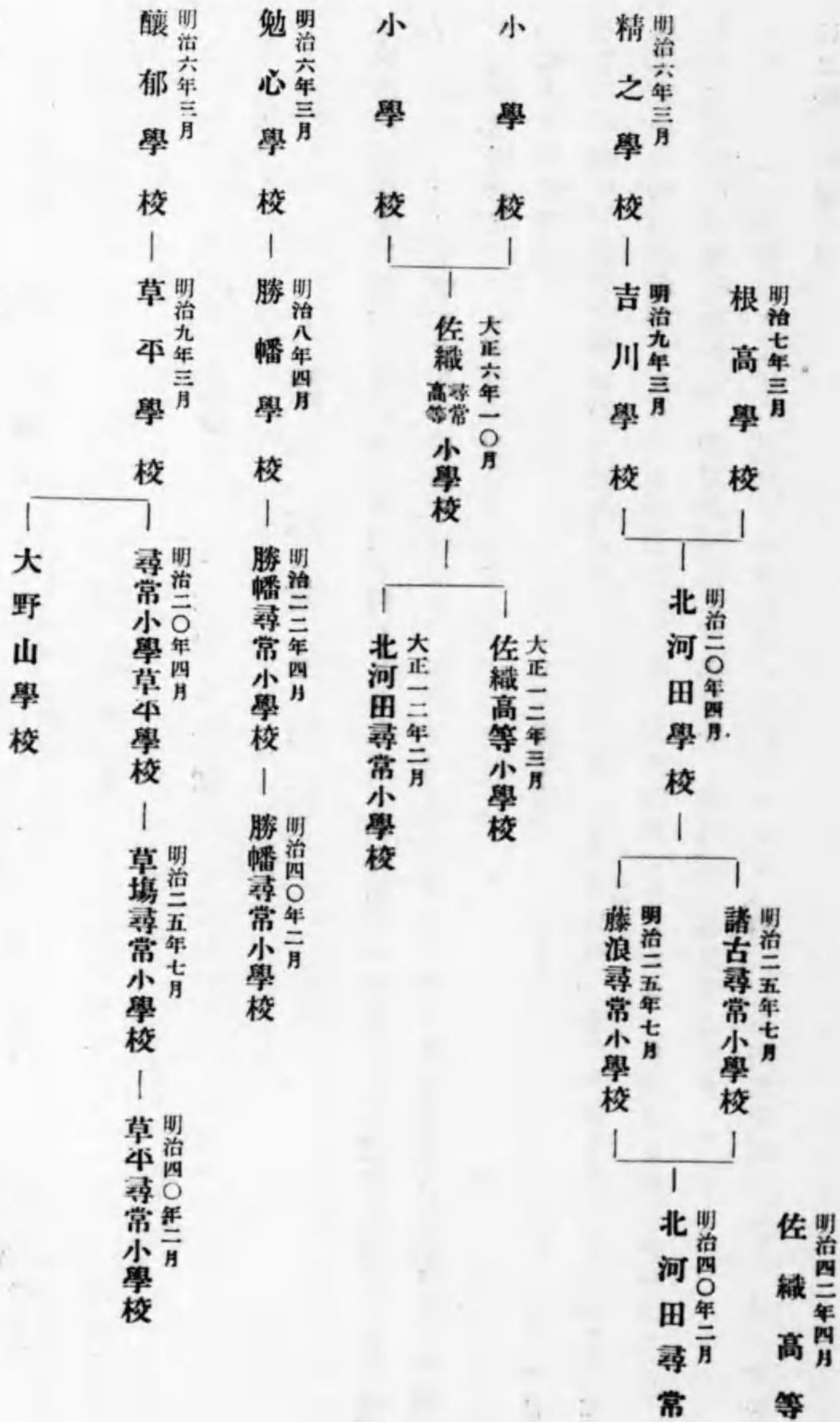
富田養淳は岐阜縣稻葉郡那加村新加納の醫師今尾東甫の長男にして、元治元年三月生る、初め慶碩と稱せしが、長じて當村淵高新田富田家を嗣ぐや、先代の名を繼ぎ養淳と改む、醫學を岐阜縣立醫學校及び東京醫學專門濟生學舎に學び何れも全科卒業、明治二十一年五月、醫術開業前期試験に、全二十二年四月、後期試験に合格、二十三年九月二十八日開業免狀を得たり、其の後明治三十三年、再び上京して櫻井病院長醫學博士櫻井郁二郎に就き、産科學論理並實地を、三十四年に傳染病研究所に入りて研究すること數月、尙胃腸病につきても研鑽するところあり、此に於て診療を請ふもの日に益々多く、殊に産婦人科には一種獨得の妙技を有し、如何なる難産難症も必ず醫して本に復せざるはなく

爲めに其の名遠近に高く、常に入院患者病室に溢れたり

養淳天資清直、仁惠の念深く、明治二十四年の濃尾大震災には、篤志を以て負傷者の救護、困窮者の賑恤に力を盡し、明治三十年、鵜多須切れにて大洪水あるや、傳染病流行せしかば、消毒用石炭酸を各患者に與へて消毒につとめしめ、日清日露の兩役には、同字内、出征軍人五十餘名の多きに達せしが、各遺族を歴訪して之を慰藉し、病めるものあれば施藥施療し、出征者には具に家庭の状況を報じて、後顧の憂なからしめたり。又明治三十九年より村内小學校の校醫たりしが、良く兒童養護のことに心を傾け、特にトラホーム兒童の施術施藥に力を致し、その成績顯著なるものあり、氏は又、刀圭家として多忙の身なりしに拘らず、郡會議員、村會議員等の職につき、地方自治に執掌し、或は大正五年より身を終るまで、海部郡產婆會の講師として、助産婦の指導啓發に盡し、爲めに郡内產婆の全く舊態を脱するに至りし等、社會公共に盡せしこと枚擧に暇あらず、然れば大正七年三月三日、愛知縣自治會長松井茂、表彰して曰く「克く力を公共の事に効し地方の改良に資する所尠からず洵に奇特なりとす仍て銀杯一個を贈り茲に之を表彰す」と誠に故あるなり、大正十三年三月十五日、卒に病を得て歿す、享年六十一

教育

一、小學校



明治六年三月
振徳學校 — 西川端學校

明治二年七月
川淵尋常小學校 — 西川端尋常小學校

明治一七年五月
淵高學校
大野山學校

九二

諸古尋常小學校

明治六年始めて學校を設け精之學校と稱したりしが、未だ校舎の設備なく寺院或は民家を借り假教場となし、一ケ年中七ヶ月は諸桑の校舎に、五ヶ月は古川の校舎にと、交替移轉して教授せり。明治十九年學區改正により河田學校に合併す

明治二十五年七月一日、役場と共に分離して、再び設立、之を諸古尋常小學校と稱す。全二十七年七月二十九日、新築工事を終へ此處に移る、全四十年二月二十八日、藤浪尋常小學校と合併して北河田尋常小學校の假教場となり、全四十三年八月、新校舎竣工せしかば、兒童は本校に收容せられ、校舎も北河田に移築せられて、御眞影奉安室、唱歌室、宿直室、備品室となる

本校々長は明治二十五年の創立より明治四十年に至るまで、殆んご永田淺次郎にして、其の中間僅に加藤諒就職したり

北河田尋常小學校

明治四十二年四月一日、大字根高釜之地藏堂、庫裡、裏屋を借り受け、根高分教場を設け、從來佐織村全部の、津島尋常小學校に依託しありし尋常科第六學年兒童を收容し、元藤浪尋常小學校々舎は假教場として、尋常第五學年以下を、元諸古尋常小學校は諸古假教場として、諸桑古川の尋常第五學年以下の兒童を收容したり

四十三年八月三十一日、新築校舎及便所落成したるを以て、假使用の許可を得、根高分教場は七月二十九日、諸古假教場は八月二十九日移轉せり、而して舊藤浪學校の校舎は競賣に附せられたり
新築校舎は長二十四間半、巾五間のもの三棟、之れを貫き接續するに、巾一間、長六間の廊下二棟を以てせり。その後大正六年、全十二年に佐織高等小學校と分合ありたれども、只校長を兼務せしむるか、單獨管理せしむるかの差ありしのみにて、校舎は依然たるものなりき

歴代校長は祖父江信秀、鈴木茂、櫻木告太郎、後藤利重、次て内藤又右衛門就職して今日に至る

佐織高等小學校

高等科兒童は元本村外一町三ヶ村の組合立なる津島高等小學校へ通學し居たるが、時勢の進運に伴ひ、明治四十二年三月、組合解散の必要に迫られ、本村は見越の民家を假校舎として、單獨に設立し

明治四十三年七月、大字諏訪郷東に新校舍成り、佐織高等小學校と稱せり。其の後約七星霜を無事経過せしが、村内の事情により、大正五年十二月十一日、廢校となり、北河田尋常小學校に併置せられ佐織尋常高等小學校と稱するに至れり。されば校舍は何れへも移轉せず、依然として一分教場の様にありたれば、管理上教授上非常の不便不利を免れず、依て屢々その統一説起りたれども、議成立せず遂に大正十二年三月十二日、分離して元に歸り、現今の單獨高等小學校となれり
櫻木告太郎創立の校長として就職し、後祖父江信秀二代目として就職し、井戸田儀三郎其の後を稟け現在に至る

藤浪尋常小學校

一、校 舎

明治七年三月十日の創立にして、第二大學區内愛知縣下第五番中學區内第(十七、十八)番小學根高學校と稱し、海東郡根高村に設く、校舎は瓦葺平家六十六坪にして、三河田原藩主三宅氏の座敷を購ひ移し建てたり。明治二十年四月、學制の改正により、學區内北河田村に移し、尋常小學北河田學校と稱し、更に二棟(十一坪二合五勺、十二坪)の教室を増設す

明治二十四年十月二十八日、濃尾大震の爲め建物十二坪は全倒、他は半倒となりしかば、全年末再築し、二十六年五月竣工、明治二十五年七月、學校分離(諸古、藤浪)の爲め、建物二棟は諸古の所屬な

りしかば、一棟は買受け、一棟は取毀ち藤浪尋常小學校と改稱、全二十八年五月、教室狹隘なるにより、長五間、巾三間の平屋一棟を増築し、三十五年六月、物置場二坪の建増をなす、越えて四十年二月二十八日に至り、町村合併の結果、再び藤浪、諸古兩校は合併して北河田尋常小學校となり、兩校の校舎は假教場となる

二、教 科

學制及諸法令の規定により、初め上中等下等に分ちたるが、其の後改正令により初等(三年修業六級に分つ)中等(三年修業六級に分つ)高等(二年修業四級に分つ)となせり。全二十年の改正により尋常小學校の教科即ち修身、讀書(作文)算術、習字、体操と共に唱歌、圖畫の二科を正科とし、全三十一年五月、申請認可の上圖畫科を削除し、全三十四年四月、小學校令改正の結果修身、國語、算術体操の五科に唱歌の一科を加設す

三、生 徒

創立當時は男女總計凡六十人なりしが、明治二十年に至り、藤浪村凡百二十人、諸古村凡八十人となり、全二十五年、諸古村分離の後、二學級編制なりしが、二十七年十一月に至り、生徒百四十七人を三學級とし、三十四年四月より四學級に編制す

四、經費及授業料

授業料は保護者の貧富により、月額五錢、三錢の二等に分ち、特別貧困者は一錢を收めしめたりし

が明治二十二年、町村制實施の後に至り、戸數割の等級により、五錢、四錢、三錢の三等に分ち、三十年代より、貧困者の授業料を二錢、一錢の二等に分ち、合計五等級に分ちたり、明治三十四年四月より、改正小學校令により、全廢す

校長は明治二十年、河本久三郎任命、次て堀田秀雄、佐竹美代丸就職せり

勝幡尋常小學校

今は昔八十年、中島郡三宅村の住人杉周助、顯悟俊哲、尾陽徳川侯に仕事して書を能くす、時に、勝幡の人梶浦領右衛門、乞ひて養嗣子とす、周助養家に在りて里童を集め、寺小屋を始め、當時、東森山の木村露江、西川端の佐藤政九郎等と相並び、名聲噴々たりしかば、隣村より來り學ぶ者多く、其の數四五十名に及べり

福應寺堀田惠燈、周助に師事し、後自らも子弟を教養し、後、井戸田慈敬を養嗣子とし、手習部屋を建て、兩家其の筆流を競ひしが、周助歿後は、殆ん福應寺に集り、其の他周助の弟子にて各所に里童を教ふるものありき

明治五年七月、學制の頒布あるや、面目を改め、全七年一月、從來の寺小屋を改め、第二大學區第五中學區第三十三小學勉心學校と稱す、全八年三月、民舎を借りて校舎となし、勝幡小學校と改稱す
明治十二年、教育令の發布、翌十三年、縣令の布達等により、内容の改善を慫慂されしも、未だ舊

套を脱するを得ず、全十八年、假校舎を移轉、翌十九年、古瀬佐折の二ヶ村と組合小學校を組織し、校舎を新築し之に移轉す、明治二十一年、町村制の發布後、勝幡古瀬千引、佐折の四ヶ村を合せて勝幡村とし、組合小學校を勝幡村立尋常小學校と改稱せり、然るに二十四年十月、濃尾の大震災にて校舎倒壊し、其の間各所にて轉々授業を行ひしが、二十六年四月新しく校舎落成之れに移る、現在の唱歌裁縫備品及び作法室の一棟之れなり

其の後三十三年八月、小學校令の改正ありて、義務年限四ヶ年となり、三十九年七月、町村合併となり、四十二年二月、佐織村有となれり

四十三年三月、勅令を以て義務教育年限の延長（六ヶ年）せらるるや、校舎の狹隘を告げ、四十三年四月、増築に着手し、四十四年十月、落成式舉行現今に至る

本校々長は、明治二十六年三月、田島鎌三郎校長代理を命ぜられ、次て吉川信太郎、杉藤信次就職し、四十二年堀田信之就職し井戸田儀三郎約十四年奉職し、大島丈太郎現職にあり

草平尋常小學校

明治四年三月、草平新田、町方新田、鷹場新田、大野山新田の四ヶ村聯合し、養性寺本堂を借りて學校を創設し、醸郁學校と稱す

全七年四月、字中瀬古の民屋に移轉し、全八年一月、字堤下に校舎を新築し、翌九年十二月、第五

中學區第六番草平學校と改稱せり、全十三年、公立草平學校と改稱し、全十七年八月、大野山新田分離して、公立大野山學校を創立す、全二十年、尋常小學草平學校と稱し、二十二年十月、草平新田、町方新田、鷹場新田合併し、草場村となる

明治二十四年、濃尾震災に罹り校舎倒壊せしが、直ちに假小屋を建て、教授を繼續せり、翌二十五年八月、草場尋常小學校と改稱、全二十七年十二月、字北田名に校舎を新築移轉す、現今舊校舎と稱するもの是なり、全三十九年七月、町村併合の結果佐織村となり、四十四年十月、新校舎百六十一坪を増築し、大正十二年十一月、舊校舎二棟の増改築を行ひ現在に至る

校長は渡邊種次郎、渡邊芳太郎、中根鍛次郎等を経て、二十五年三月、桑原八重治就職、其の後杉本兼松、森米吉及び加藤剛を経て、再び桑原八重治就職、在職九年にして退職し、水谷一郎就職して今日に至る

西川端尋常小學校

明治六年三月、振徳學校を創設し、全九年三月、西川端學校と改稱し、西川端新田西源寺内に置く全十五年四月、大野山新田に分校を設け、大野山學校と稱し、全十七年五月、淵高新田にも分校を創設し、淵高學校と稱す

全二十四年四月、西川端、淵高、大野山三新田を合併して川淵村と稱すると同時に、三校を廢して

更に川淵尋常小學校を川淵村大字西川端新田に設置せり

全四十年二月二十八日、川淵村は勝幡、藤浪、諸古、草場の四ヶ村合併して佐織村となり、大字大野山（余代を除く）は草平學校區に入り、西川端淵高を學區として、西川端尋常小學校と改稱せり
明治四十一年四月一日、義務教育年限延長の結果、教室に不足を生ぜし爲め、西源寺及び渡邊松次郎宅を假教室とし、全年十月十三日、校舎増設の工を起し、全四十三年七月、教室四、雜室四、總計百五十二坪五合の建築落成し、全月三十日移轉す、次て四十四年七月八日、北東なる舊校舎二教室の改築をなし、舊川淵村役場廳舎も改造して宿直室となす

大正十二年六月、運動場擴張工事に着手し、八月完成と同時に特別教室改造に着手し、十一月完成茲に全く校地校舎の完成を告げ、現在に至る

本校歴代の校長左の如し

稻津操、富田悦三、恒川初三郎、永田淺次郎、加藤諒、長尾瀧三郎、五島丈太郎、津坂多賀次郎、山田健治、桑原八重治、祖父江信秀、服部米治郎を経て祖父江與一郎今日に至る

佐織村小學校一覽表

（昭和三年九月一日現在）

校名	北河田尋常小學校	佐織高等小學校	勝幡尋常小學校	草平尋常小學校	西川端尋常小學校
位置	大字北河田	大字諏訪	大字勝幡	大字草平新田	大字西川端新田

創立年月日 明治四十年二月二十八日
 校舎建築年月日 明治四十三年八月卅一日
 通學區域 諸桑、根高、北河田、南河田、小津、諏訪、見越
 佐織村全部
 藤橋、古瀬、千引、草平、鷹場、町方、大野山(余代ヲ除ク)
 西川端、湖高、大野山(余代)

校舎建築年月日	校及地校					
	敷地坪數	家屋坪數	教室坪數	教室數	体操場坪數	其他
明治四十二年三月	143,00	47,41	35,6	3	87,43	8,8
大正五年十二月廢校 大正十二年三月分立	108,40	26,50	110,00	6	45,40	36,50
明治八年三月二日	1110,00	300,00	154,00	9	68,30	31,70
明治二十年四月一日	126,85	28,17	148,08	8	69,00	85,68
明治二十年四月一日	115,50	28,00	150,00	8	75,00	115,50
明治二十年九月一日	115,00	28,00	150,00	8	75,00	115,00

教育費

本村教育費總額、明治三十九年度、豫算二五五四圓なりしが、昭和三年度には三九、九二二圓に
 (内小學校費三八、三五四圓)に及べり

一、農業補習學校

實業教育振興の爲め、從來の青年夜學會を廢し、大正十年十月、男子農業補習學校を、各尋常小學校々下に設置したり、修業年限を前期二ケ年、後期三ケ年とし、尋常小學卒業者は前期第一學年に、高等小學卒業者は後期第一學年に入學せしめ、農閑を利用し、智識技能の補習をなし、國民たるの資質を向上せしむ

昭和二年度までに卒業生を出したること、すでに二六八名にして、現在在籍數一〇三名あり

三、青年訓練所

時代の趨勢に伴ふ創始的教育施設にして、第五十一議會の協賛を經、勅令第七十號を以て青年訓練所令を公布せられ、省令第十六號、縣令第六十六號を以て規定及び細則を定められたり、即ち青年の心身を鍛鍊して、健全なる國民、善良なる公民たるの資質を涵養せん爲め、十六才以上十七才未満の

者を入所せしめ、四ヶ年訓練するものにして、大正十五年七月一日、全國一般に開所せられ、本村亦佐織高等小學校に併置し、同校長祖父江信秀主事として施設經營の任に當り、昭和二年四月、井戸田儀三郎後を稟け今日に至る

最初生徒数は五十七名にして、次年には八十七名に増加し、すでに六名の修了生を出せり

四、社會教育

(一) 青年團

國運進展の基礎は、第二の國民たる青年の資質に須つ事多く、これが思想善導、身神の修養を計る爲めには、青年團を組織し、一致協同 以て時代の進運に伴はざるべからずとなし、先覺者茲に大に省みる所あり、幾多の難關と障礙に遭遇せしも、東奔西走、遂に 明治四十四年一月五日、始めて勝幡青年會（勝幡、古瀬、千引、佐折）の設立を見るに至れり、次て全年四月、藤浪青年會（諸桑、古川、見越、根高、諏訪、小津、南河田、北河田、町方新田の一部（彦作））起り

全年八月十四日、西鷹青年會を組織し（鷹場新田、西川端新田、の一部（廣口本田））今年十月一日川淵自強青年會（淵高、新田、大野山、新田の一部（余代））西川端新田（一部欠））を組織し、全年十月二十三日、西南部青年會（草平、新田、大野山、新田（一部欠））町方新田（一部欠））を組織し、翌四十五年

四月三日、是等の青年會を統一して、佐織村青年團を組織し、安達村長を團長に推薦し、大正五年一月、余代興善青年會起るや、之をも編入し、今や 村内四尋常小學校下に、藤浪青年會（北河田校下）勝幡青年會（勝幡校下）西南部青年會（草平校下）川淵自強青年會（西川端校下）各會則會長を設け、獨立して自治的に活動しつ、あり

然して各會の主なる事業は 凡そ左記の如く

(甲) 修養

精神	夜學。（補習學校開始と共に委任す）
精神	講習會 講演會 見學參觀
精神	圖書の巡回閲讀
身體	遠足 登山 運動會
身體	教練 擊劍 相撲

敬老會

出征人退營軍人の送迎會及在營者慰問
 天災地變遭難の義捐品募集
 出征軍人家族慰問

(乙) 社會奉仕

等にして 或は共同勞作によりて基本金を蓄積す、中にも勝幡青年會は、天王池開墾事業に従事し現在田壹段壹畝歩、現金六百余圓の財産を有せり

(二) 女子青年團

教育勅語の御趣旨を遵奉し、女子青年の品位を高め、智徳を増進し、將來主婦としての素養を圖るため、學制頒布五十年を記念として、大正十二年一月十四日、北河田小學校に發團式を舉行せり。本團は、主として二十才以下の小學校卒業者にして本村に居住する女子青年を以て組織し、年々總會を開き、修養に資する外、兒童服裁縫講習會、廢物利用展覽會、或は馬鈴薯調理講習會等を開催して、生活改善の資に供し、時には離宮拜觀、軍隊見學をなし、皇室尊崇、忠君愛國、軍事思想の養成に努む。

(三) 少年團

學制頒布五十年記念として、少年の社會教育施設たる少年團を設立し、家庭教育と學校教育の中間に立ちて、相助け、相補ひ、次て少年の品格を向上せしめ、身体の發達増進を圖らん爲め、大正十一年十一月二十三日、勝幡小學校に發團式を舉げ、大正十四年十月十日、少年團日本聯盟に加入せり。本團は、第一神明を尊び、皇室を敬ひ、第二、人の爲、世の爲、國の爲に盡し、第三、掟を守るを以て綱領とし、防火宣傳、衛生宣傳、乃木會、義士會、運動會、神社參拜並に掃除を主なる行事とし尋常科第四學年以上の男兒を以て組織せり、大正十二年九月一日、關東大震火災に際しては、大に活

動するところありたり

(四) 教育會

本村教育の普及上達を圖る爲め、明治三十九年、村費の補助を得て設立し、安達村長を會長に推薦し、小學校職員及び學務委員を以て組織し、主として左の事業を施行し、爾來今日に至るまで、基礎益確實に發展し、本誌の編纂も本會の事業として行はるるに至れり。

- 一、教育に關する調査研究
- 二、教育講演會
- 三、教育に關する展覽會
- 四、功勞者篤行者及模範青年等の表彰

(五) 佐織村職員會

本會は先に教育に關する事項を研究し、兼ねて教育の改善進歩を圖り、會員の交誼を厚くする目的にて、本村小學校職員を以て組織し、佐織村教員研究會と稱せり、明治四十二年十月十六日、發會式を舉行してより、規約に基き、板津郡視學、近藤、桐原の第三中學兩教諭、水谷第一師範學校教諭を

招聘し、教育、理科、体操等の講習を開催し、或は講習員を遠く郡外に派遣して受講せしめ、郡内優良小學校、本縣及び近縣師範學校附屬小學校の學事を視察せしめ、或は運動會、終日旅行、或は一堂に會して意見の交換をなし、或は功勞者の表彰、會員の慶弔慰問、なき大に活躍して成績見るべきものありしが、偶々郡教員協會部會の設立さるゝに及び、其の事業殆んき伯仲の間にありしかば、大正三年一月二十二日、大に規約に改正を加へ、村内小學校聯合運動會、學藝會等に關する調査研究、視察參觀の報告、個人の研究發表、談話會、運動會等を行ひ、益々本村の教育、個人の向上、會員相互の親睦を計るに力めつつあり

(六) 佛 教 會

大正八年六月、縣下各都市より、寺院住職の代表者名古屋市に會し、獨逸捕虜の慰問を行ひたる際談偶々縣下各宗僧侶の斯の如く一堂に會合するは各種の點に於て有益なる事なれば、斯の種の會合を組織的に形成せんとするの議起り、遂に大正十年十一月、愛知縣佛教會成り、本村亦この趣旨に倣ひ昭和二年五月十四日、會長に安達村長を推薦し、佐織高等小學校に於て盛大なる發會式を擧げ、茲に村内有力なる教化團體たるに至れり

兵 事

一、兵役關係者一覽表

陸軍之部

區別	現 役		豫 備		後 備		補充兵役	國民兵役	合計
	將校	下士兵卒	將校	下士兵卒	將校	下士兵卒			
諸 桑	一								七
南 河 田									二〇
北 河 田									六
小 津	四								一〇
諏 訪	一								二
根 高	三								二〇
見 越	三								一七
勝 幡	三								二〇
古 瀬									三
千 引	三								一七
佐 折	三								一七
草 平	二								一〇
町 方	三								一〇
鷹 場	一								三
西 端	一								一〇
大 野 川	一								三
淵 山	二								一〇
合 計	三二	四	六	一	九	一	一	一	六四

諸河田 南河田 北河田 小津 諏訪 根高 見越 勝幡 古瀬 千引 佐平 草方 町場 鷹端 西山 大野 淵計 合

海軍之部
 現
 將校 下士 兵役
 豫備
 將校 下士 兵役
 後備
 將校 下士 兵役
 國民兵役
 合計

二	一	一																		
一																				
六	一	一																		
九	一	一	三																	

二、金鵒勳章拜戴者

勳八等功七級	故陸軍歩兵伍長	諸	梶原喜十郎	全	三十七八年戰役
勳八等功七級	故陸軍歩兵伍長	諸	日比野長十郎	全	上
勳七等功七級	海軍一等兵曹	諸	長谷川泰三郎	全	上
勳八等功七級	陸軍歩兵上等兵	小	杉野靜三郎	全	上
勳八等功七級	陸軍歩兵上等兵	根	津田惣重	全	上
勳七等功七級	陸軍歩兵上等兵	根	八木惣吉	全	上
勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	根	青木榮實	全	上
勳六等功五級	故陸軍歩兵大尉	見	鈴木學	全	上
勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	見	山岡注連太郎	全	上
勳八等功七級	陸軍歩兵上等兵	勝	梶浦賢次郎	全	上
勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	勝	恒川京次郎	全	上
勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	古	前野定治郎	全	上
勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	古	伊藤松太郎	全	上
勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	古	近藤荒治郎	全	上

勳八等功七級	故陸軍歩兵特務曹長	古瀬	近藤和三郎	三十七八年戰役
勳八等功七級	陸軍歩兵上等兵	千引	野口銀治郎	全上
勳八等功七級	陸軍歩兵上等兵	佐折	後藤喜代三郎	大正七八年戰役
勳八等功七級	陸軍歩兵一等卒	草平	杉本綱吉	三十七八年戰役
勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	草平	小林富三郎	全上
勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	草平	加藤又左衛門	全上
勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	草平	堀田六三郎	全上
勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	草平	山田末治郎	全上
勳八等功七級	陸軍歩兵上等兵	町方	神谷秀司	全上
勳七等功七級	海軍一等兵曹	鷹場	山内圭峯	全上
勳七等功七級	陸軍歩兵上等兵	西川端	伊藤隆治	全上
勳七等功七級	陸軍歩兵一等卒	西川端	伊藤宇三郎	全上
勳七等功七級	故陸軍歩兵一等卒	西川端	山内鶴松	全上
勳七等功七級	海軍一等兵曹	西川端	山内富右衛門	全上
勳七等功七級	海軍一等兵曹	西川端	渡邊松太郎	全上
勳七等功七級	海軍一等兵曹	西川端	柴田亀吉	全上

勳八等功七級	故陸軍歩兵上等兵	大野山	小川勇治郎	三十七八年戰役
勳八等功七級	故海軍二等水兵	大野山	内藤太郎	全上
勳八等功七級	故陸軍歩兵一等卒	大野山	内藤留吉	全上
勳八等功七級	陸軍歩兵一等卒	淵高	野口幸一	全上
勳八等功七級	陸軍歩兵一等卒	淵高	渡邊福太郎	全上
勳八等功七級	故陸軍歩兵一等卒	淵高	光田幸三郎	全上

三、勳章拜戴者一覽表

(○印瑞寶章他ハ旭日章)

戰役名	明治十年ノ役	明治二十七八年戰役	明治三十七八年戰役	臺灣土匪討伐(明治四十一年)	日獨戰役(膠州灣大正四年)	大正七八年(シベリヤ出征)	合計
勳章種類	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	勳八等功七級	
諸桑	一	二	四	一	一	三	一四
南河田	三	一	三	一	一	三	一四
北河田	一	一	一	一	一	一	七
小津	一	一	一	一	一	一	八
諏訪	一	九	一	一	一	一	一六

明治三十七年十月十一日日本溪湖にて戦死
 歩兵上等兵 古瀬 前野定次郎

明治三十七年十月二十八日盛京省二臺子戰地定立病院にて病死
 勳八等功七級歩兵上等兵 古瀬 伊藤松太郎

明治三十七年十月十四日沙河堡附近にて戦死
 勳八等功七級歩兵上等兵 古瀬 近藤荒次郎

明治四十三年七月四日臺灣宜蘭縣叭哩沙支廳管内ボンボン山西南方第二高地東麓にて戦死
 歩兵二等卒 千引 野口修二

明治四十年十一月二十一日韓國京城駐劄衛戍病院にて准戦死
 歩兵一等卒 佐折 植田鶴次郎

明治三十七年十月十九日沙河堡附近にて戦死
 歩兵上等兵 草平 渡邊 牛松

明治三十八年三月七日李官堡附近にて戦死
 歩兵上等兵 草平 山田末次郎

明治三十八年三月七日李官堡附近にて戦死
 勳八等功七級歩兵一等卒 草平 加藤又左衛門

明治三十八年三月二日沙河堡東南方にて戦死
 歩兵上等兵 草平 堀田六三郎

明治三十七年六月十五日玄海洋にて戦死
 歩兵二等卒 草平 服部淺次郎

明治三十八年三月七日李官堡にて戦死
 勳八等功七級歩兵上等兵 草平 小林富三郎

明治十年十二月二十日鹿兒島にて病死
 歩兵一等卒 町方 加藤松次郎

明治二十七年十二月二日太孤山歸途負傷仁川沖にて病死
 歩兵一等卒 町方 服部 千松

明治三十八年八月十四日日大房身舎營病院負傷か起因となり死亡
 歩兵一等卒 町方 伊藤 重輔

明治三十八年五月二十一日廣島病院にて病死
 歩兵一等卒 西川端 鈴木 兼松

明治三十七年十二月十三日遼陽兵站病院にて病死
 砲兵上等兵 西川端 鈴木正太郎

明治三十七年十月十四日沙河堡附近にて戦死
 勳八等功七級歩兵一等卒 西川端 山内 鶴松

明治三十八年六月二十七日廣島豫備病院負傷か起因となり死亡
 歩兵二等卒 西川端 藤原代次郎

明治四十四年三月十六日軍艦鞍馬に乗船中病氣となり横須賀にて死亡
 海軍一等水兵 西川端 鈴木主馬太郎

明治三十七年十月十四日沙河堡附近にて戦死
 勳八等功七級歩兵上等兵 大野山 小川 勇治郎

明治三十八年五月二十七日名古屋衛戍病院負傷か起因となり病死
 歩兵一等卒 大野山 内藤 留吉

明治三十七年十二月十三日旅順口強行封鎖中戦死
 勳八等功七級海軍二等水兵 大野山 内藤 太郎

明治三十三年九月二十二日臺北衛戍病院にて病死
 歩兵一等卒 大野山 小川 鐵次郎

明治三十八年三月七日李官堡附近にて戦死
 勳八等功七級歩兵一等卒 淵高 光田 幸三郎

五、佐織村在郷軍人分會

一、明治三十七年戦役後、尙武の意義頓に増進し、村内各部落毎に在郷軍人の集合團體なり、現役兵入退營者の歡送迎をなし來りしも、未だ之を統率するものなく、又何等事業の活動を見ざりしが明治四十一年八月、初めて陸軍一等軍醫前田耕衛、陸軍工兵少尉津田市藏、村長安達臣一等相謀り盡力せられたる結果、從來の集合團體を合同し、茲に初めて佐織村在郷軍人會成り、全年十月三日、發會式を舉行したり、當時會員數及役員左の如し

- 會員數 正會員 二七三名 (將校 二 下士 一六 兵卒 二五五)
 准會員 三九一名

(以下會長指名)

會長	陸軍一等軍醫	前田耕衛	
副會長	陸軍工兵少尉	津田市藏	
幹事	山内圭峯	鬼頭重吉	伊藤茂吉
	山田源七	堀田庄七	後藤庄太郎
	若山武左衛門	小杉新三郎	伊藤庄吉
	柴田亀吉	伊藤宇三郎	山田喜三郎
	光田與三郎	野口善六	藤浪泰二
	杉本綱吉	杉本常三郎	前田茂市
			八木覺逸
			太田賢吉
			津田惣重
			吉川滿

一、明治四十一年十月一日、東京市神田區神保町馬島永徳外一名より、本會事業費として金拾五圓を寄贈せらる

一、明治四十二年五月二十六日、佐織村より金貳百圓の事業費補助を受く

一、明治四十三年十月、役員改選を舉行したり

其の人名左の如し

會長及副會長共に重任

幹事以下氏名略す

一、明四十四年十月八日、佐織村在郷軍人會を解散し、帝國在郷軍人會佐織村分會發會式を舉行し、

一般會旗の下に集合し、會長の命に服せん事を誓ふ、但し從來佐織村在郷軍人會は佐織村分會に全部引継ぎたり

一、全日役員改選を舉行したり、其人名左の如し

分會長	陸軍一等軍醫	前田耕衛
分會副長	陸軍工兵少尉	津田市藏
評議員	從來の幹事を以て任命せらる	

一、大正二年十月、役員改選を舉行したり、其の人名左の如し

分會長以下重任す

一、大正四年十二月一日、軍人會大會及大觀兵式に參列す

一、大正五年一月一日、在郷軍人會下賜勅語捧讀式及御下賜品(菓子)拜戴式を舉行す

一、大正五年五月二十七日、紀念綬拜授披露式を舉行す

一、大正六年十月、役員改選を舉行す、其の人名左の如し

分會長	陸軍工兵少尉	津田市藏
分會副長	陸軍歩兵曹長	伊藤隆治
評議員以下略す		

一、大正七年八月二十五日、充員召集を受け各本會員を召集、部落並宿舍慰問を爲したり

- 一、大正七年十月三日、出征軍人家族の慰問をなす
- 一、大正七年十月三日、愛知縣海部郡津島神社へ戰勝祈願をなしたり
- 一、大正九年七月二十四日、本分會積立金及村尙武會の補助を得て、正會員全員に軍服を調製交付することを決せり
- 一、大正十一年十月九日、分會長津田市藏辭職に依り、陸軍二等主計鈴木正峻分會長に選任せらる
- 一、大正十二年六月、左記物品の拂下を受く
 - 一、三八式歩兵銃 貳拾挺
 - 二、三十年式歩兵銃劍 貳拾挺
 - 三、右銃器附屬具一式 貳拾組
 - 四、銃劍術防具 四組
- 一、大正十二年九月五日、前分會副長伊藤隆治辭職に依り、陸軍歩兵曹長八木達雄選任せられたり
- 一、大正十二年九月六日、關東地方震災罹災者慰問品募集をなし、役場の手を経て該地方に送付したり
- 一、大正十四年五月一日、桑名聯隊區支部に於て開催の御下賜金拜授式に參列、金拾壹圓五拾錢の分配を受けたり
- 一、大正十四年五月一日、桑名聯隊區支部解散式に參列したり

- 一、大正十四年五月五日、守山歩兵第三十三聯隊轉營に際し、彌富驛にて奉送をなしたり
- 一、大正十四年九月八日、陸軍小幡ヶ原射撃場に於て、名古屋聯隊區支部並に歩兵第六聯隊の助力を得て、第一回實彈射撃を實施したり
- 一、大正十五年四月二十一日、役員改選の結果左の如し
 - 分會長 陸軍歩兵少尉 八木達雄
 - 副分會長 陸軍歩兵軍曹 鈴木新五郎
- 一、大正十五年七月一日、青年訓練所開所に當り、教練科目教練助手として、本分會中最も新教育を受けたる左の者を選抜したり
 - 歩兵伍長 高木義雄 歩兵上等兵 若山淳一
 - 歩兵上等兵 松山政永 歩兵上等兵 植田重一
- 一、昭和二年二月七日午後、今上天皇陛下より賜りたる勅諭の傳達式を行ひたり
- 一、昭和二年二月七日午後六時、大正天皇御大喪遙拜式を、本分會事務所庭にて舉行したり
- 一、昭和三年五月九日、山東出動命令下る、十日より三十日に亘り十三回、名古屋兵舎並宿所又は名古屋驛に慰問見送し、家族慰問救助をなす
- 現在會員 三〇八名
- 一、本會の目的及事業の概要を摘記すれば左の如し

目的

軍人に賜はりたる勅諭の精神を奉體し、在郷軍人の品位を進め、親睦を醇ふし、相互扶助し、軍人精神を振作し、體軀を鍊り、軍事智識を増進し、地方の軍事思想を啓發し、一般の公益を圖ること

事業

- 一、本部に於て發行する雜誌及指定されたる機關雜誌の購讀
- 二、毎年三大節に於て遙拜式及勅諭奉讀式を舉行すること
- 三、陸海軍記念日（三月十日、五月二十七日）には祝典を行ふこと
- 四、毎年三月總會を開くこと、又毎年時期を計り本村内戦役死亡軍人の祭典を行ふこと
- 五、廢兵及戦病死軍人の遺族を優遇すること
- 六、隨時軍事並に公益に關する講演會を開催し、時宜に依り撃劍會射擊會相撲等を開くこと
- 七、有勳者の名譽を保持せしめ、之を優遇すること
- 八、正會員にして傷痍若くは疫病に罹り、自活し能はざるもの、或は災厄に罹りたるものある時は、之を慰問救助すること
- 九、會員にして死亡したる時は、吊詞を呈し會葬すること
但し正會員には香花料を贈り、時宜に依り其の葬祭を行ふこと

- 十、在營（團）軍人の家族にして救護の必要あるものは救助すること
- 十一、正會員たりしもの寡婦孤兒にして、救護の必要あるものは救助すること
- 十二、青年會と提携して後進者を指導すること
- 十三、軍隊の行軍演習の際、或は宿泊の場合は精神的好意を以て、之に相當の便宜を與ふること
- 十四、軍隊の演習等ある時は、可成之を參觀或は見學すること
- 十五、兩陛下皇族殿下行幸啓の際は、奉迎送をなすこと
- 十六、時宜に依り在隊（團）者を慰問すること
- 十七、入營（團）者の爲めに、適當の時期を擇み、體育及普通學を督勵し、心身共に健全なる後進者を出すやう力むること
- 十八、入退營（團）者を送迎すること

六、佐織村尙武會

日清日露兩戰役に際し、合村前の各村に於ては、既に尙武會を組織し現今在郷軍人會及尙武會の爲せるが如き事業を併せ行ひ、以て義勇奉公の誠を盡せり、中にも川淵村尙武會はその一事業として幻燈器械を購入し、之を携へ村内は勿論遠近の他村へも盛んに出張して、現時の活動寫眞にも勝りて、其の當時物珍しき映畫により、或は戦況を知らしめ、或は將卒の忠勇なる活動を報じ、或は戰場に立

たざる國民の奉公美談を紹介するなき、寧ら尙武の氣象を鼓舞し、奉公の精神を喚起したり、されば賞勳局銀杯一組を下賜しその功を賞せられたり

明治三十拾九年合村と同村に舊各村の尙武會を打つて一丸となし「義勇奉公の趣旨を擴充し、尙武の氣風を振興す」てう目的の本に佐織村尙武會生れ、新なる規約制定せられて、會長に村長を戴き、副會長に助役を、評議員は本村々會議員、幹事は收入役及兵事主任書記に委嘱せられ、以て左に掲ぐるが如き事業をなすに至れり

佐織村尙武會事業の概要

- 一、徴兵検査の爲め出頭したる壯丁に賄料として、金拾五錢を補給すること
- 一、軍人の行軍演習の際は、之を訪問慰藉して、便宜を與へ、且つ事情に依り宿舍等に對し、相當の金員を補給すること
- 一、在營者の家族を保護慰藉して後顧の憂なからしめ、事情に依り金員を寄贈すること
- 一、出征軍人及其の家族並遺族に對し慰問狀を發し、若くは金員を寄贈すること
- 一、在營者にして戦病死し又は傷疾を受け、若くは疾病に罹りたる者あるとき、弔祭料若くは慰問金を寄贈すること
- 一、前各號の外必要と認むる事項

勸業

一、農業

(一) 土地及地價調

(昭和三年八月三十一日現在)

(種別)	(段別)	(地價)
田	六百八町七反四畝步	三三八、六六六圓一九
畑	二百七十町七反一畝八步	七九、五六一圓四九
宅地	二十五万六千八百九十二坪一合七勺	一二一、四七七圓八八
山林	二町五反二畝五步	一七一圓九六
原野	八反六畝一步	二二圓五一
池沼	一町八反一畝二十八步	一四圓九一
雜種地	二十九町四反五畝十六步	一五一圓二一
合計	九百九十九町七反四畝一合七勺	五四〇、〇六五圓一五

大字	總 段 別	總 地 價	田 段 別	田 地 價
諸 桑	<small>町反畝步</small> 59.0.7.21.27	<small>円</small> 37,141.42	<small>町反畝步</small> 43.7.9.26.00	<small>円</small> 27,269.01
南 河 田	25.3.7.27.64	14,874.79	19.2.0.26.00	11,495.31
北 河 田	22.6.0.27.99	12,625.18	11.3.3.23.00	6,779.87
小 津	21.4.4.10.59	14,167.82	11.9.0.28.30	7,316.25
諏 訪	28.3.1.00.96	15,790.49	16.3.3.06.00	8,636.79
根 高	36.5.2.22.32	22,472.66	25.4.1.28.00	13,790.81
見 越	22.6.4.02.70	15,931.07	11.0.2.08.00	6,392.09
勝 幡	122.6.3.25.16	68,873.74	76.2.6.27.50	41,673.24
古 瀬	24.0.2.23.50	13,445.71	18.1.1.14.50	9,947.14
千 引	17.7.8.03.90	10,769.16	13.7.0.17.00	7,957.32
佐 折	30.2.3.25.07	15,494.01	22.0.5.28.40	11,057.11
草平新田	109.0.8.11.14	53,273.80	57.9.0.10.00	29,904.66
町方新田	188.3.1.14.15	80,469.39	114.3.3.24.40	57,144.25
鷹場新田	36.8.3.11.89	18,120.67	19.3.3.03.00	10,473.75
西川端新田	125.5.4.20.24	73,649.07	69.8.3.01.00	43,653.77
大野山新田	65.1.0.13.09	35,654.68	34.8.8.10.80	19,691.77
淵高新田	62.9.3.23.98	37,370.82	42.5.7.09.00	25,479.18
合 計	998.4.9.15.59	540,124.48	608.0.3.20.90	338,667.32

(二) 各字段別及地價調

(昭和三年四月一日現在)

畑 段 別	畑 地 價	宅 地 坪 數	宅 地 地 價	雜 地 段 別	雜 地 地 價
<small>町反畝步</small> 10.4.1.02.00	<small>円</small> 3,269.21	<small>坪</small> 14,524.27	<small>円</small> 6,602.99	<small>町反畝步</small> 2.19.00	<small>円</small> 0.21
4.4.2.17.70	1,300.50	4,991.94	2,071.56	8.02.00	7.42
8.3.1.19.42	2,221.38	8,650.57	3,620.91	7.05.00	3.02
6.4.5.27.70	1,781.04	9,164.59	5,070.21	2.00.00	0.32
8.2.0.10.00	2,066.30	10,718.96	5,081.37	2.00.00	6.03
6.4.7.18.00	1,726.46	13,431.32	6,939.93	1.5.15.00	15.46
6.2.0.01.00	1,696.95	16,063.70	7,840.26	6.10.00	1.77
35.2.6.21.50	9,407.99	31,532.16	17,720.60	5.9.04.00	71.91
4.0.3.05.00	1,077.53	5,532.00	2,419.55	3.22.00	1.49
2.4.8.20.00	725.21	4,696.90	2,085.59	2.10.00	1.04
6.0.0.26.00	1,618.42	6,474.67	2,818.41	1.06.00	0.07
28.7.1.29.00	8,357.65	33,694.14	14,958.88	11.2.2.28.00	52.61
48.1.5.23.00	12,931.83	20,708.75	10,308.72	18.9.1.18.00	84.59
15.4.0.11.00	4,859.77	6,145.89	2,785.57	5.02.00	1.58
41.5.8.18.00	13,977.87	35,219.24	15,917.28	2.3.9.02.00	95.15
23.6.1.26.40	7,393.15	18,191.89	8,548.40	5.3.24.00	21.36
14.8.5.04.00	5,029.27	15,299.93	6,852.66	4.1.11.00	9.71
270.6.2.09.72	79,440.53	255,040.97	121,642.89	34.8.2.04.00	373.74

(三) 農家戸數調

(昭和三年一月末日現在)

專業農家	九一八戸
兼業農家	一七六戸
自作農家	三三一戸
小作農家	二四一戸
自作兼小作農家	五二二戸
合計	二、一八八戸

(四) 耕地所有戸數調

(昭和三年一月末日現在)

五段未滿	五段以上	一町以上	三町以上	五町以上	十町以上	合計
三六〇戸	二四二戸	二二七戸	三七戸	一九戸	三戸	八九八戸
五段未滿	五段以上	一町以上	二町以上	三町以上	合計	
二九二戸	五一戸	二八五戸	五戸	一戸	一〇九四戸	

(五) 耕作段別廣狹調

(昭和三年一月末日現在)

地目	自作段別	小作段別	計
田段別	二六五町七〇	三四二町四〇	六〇七町七反
畑段別	一二八町八〇	一四三町〇〇	二七一町八反

(六) 自作及小作段別調

(昭和二年七月調)

種別	石高	反別	一反當
水稻粳米	一四、一一九石	五三三町六反	二石六斗四升六合
水稻糯米	一、二九六石	五三町二反	二石四斗三升七合
陸稻糯米	六五石	四町一反	一石五斗八升五合
陸稻粳米	一七石	一町〇反	一石七斗
大麥	三五石	三町四反	一石二升一合
小麥	一、八一七石	七四町〇反	二石四斗五升五合
裸麥	一〇石	一町〇反	一石
畑	二、四〇九石	一三〇町二反	一石八斗五升
畑	四四石	二町〇反	二石二斗

(七) 米麥產額調

(昭和二年度)

大豆	冬瓜	分葱	薤	食用百合	くわ	生薑	土當歸	速成	普通	欵冬	薯蕷	紫蘇	ちし	みつ	蒨草	蒨草
六〇反	六二反	一一反	一〇反	二反	三反	二七〇反	速成	一三反	一〇六反	四二四反	一二反	五反	六反	五反	一一反	一一反
二二、二〇〇貫	五五、八〇〇貫	五、五〇〇貫	一〇〇貫	一六〇貫	二八五貫	一一〇、七〇〇貫	四七、五〇〇貫	七、八〇〇貫	一五九、〇〇〇貫	五七二、四〇〇貫	四、二〇〇貫	一、一〇〇貫	一、八〇〇貫	五〇〇貫	三、三〇〇貫	三、三〇〇貫
六、六六〇圓	八、三七〇圓	二、二〇〇圓	一、〇〇〇圓	三、二〇〇圓	五七〇圓	八八、五六〇圓	三三、二五〇圓	三、一二〇圓	二〇、三四〇圓	三九、七五〇圓	五、四六〇圓	三八五圓	三六〇圓	六五〇圓	一、五八四圓	一、五八四圓

油	菜
四〇反	二二、〇〇〇貫
	三、三〇〇圓

(一〇) 雜穀類產額調 (昭和二年度)

大豆	小豆	粟	黍	玉蜀黍	蕎麥	豌豆	蠶豆
八五反	三五反	一〇反	六〇反	二〇反	三五反	一六反	一二反
一八七石	四七石	一五石	八七石	三三石	七〇石	一九石	一六石
三、三六六圓	一、四一〇圓	三〇〇圓	二、六九七圓	三六三圓	七七〇圓	三四八圓	二八〇圓

(一一) 果實類產額調 (昭和二年度)

柿	樹數	收穫高	價格
一、九五〇本	九、七五〇貫	四、八七五圓	

葡萄	一二五本	二八八貫	三四六圓
梅	九六〇本	五八石	八七〇圓
桃	二五〇本	五〇〇貫	一七五圓
枇杷	二〇〇本	六〇〇貫	三〇〇圓
無花果	二〇〇本	四六〇貫	二七六圓

(一一一) 養蠶調 (昭和二年度)

種別	飼育戸數	掃立枚數	收購高	價格
春蠶	二六二戸	六三一枚	四、六〇四貫	三二、一九一圓
夏秋蠶	二一九戸	一、〇七〇枚	五、〇七九貫	二〇、二三六圓

(一二三) 桑苗產額調 (昭和二年度)

接木	一、一四八、七三〇本	價格	一〇、三三九圓
----	------------	----	---------

(一二四) 桑葉產額調 (昭和二年度)

種別	反別	收葉高	價格
----	----	-----	----

根刈	二五八反	一二二、〇一〇貫	三一、九四七圓
中刈	三三反	一四、六二〇貫	三、八三九圓

(二五) 養鷄調 (昭和二年度)

成鷄	羽數	價格	
雄	五一六羽	六七一圓	
雌	四、〇二二羽	六、二三四圓	
雛	二、八三三羽	一、四一七圓	
鷄卵	數量	二八一、五四〇個	價格
			九、八五四圓

(二六) 家畜調 (昭和二年末現在)

種類	飼育戸數	飼育數	見積價格
豚	四	二七	一、二一五圓
犬	一一九	一二三	不明
牛	一六	一六	四、六四〇圓
馬	一二	一五	四、五〇〇圓
合計	一五一	一八一	一〇、三五五圓

(一七) 緑肥用作物調

(昭和二年度)

種類	反別	數量	價格
紫雲英	五九反	三九、五四〇貫	一、九七、七圓
青刈大豆	二〇反	二、〇〇〇貫	一二〇圓
ザイトウイツケン	二反	一、二〇〇貫	四八圓

(一八) 工藝農産物調

(昭和二年度)

種類	反別	數量	價格
菜種	三、二五〇反	一、一三八石	一六、五〇一圓
胡麻	一八反	一八石	七二〇圓
甘蔗	一五〇反	一五〇、〇〇〇貫	一五、〇〇〇圓

(一九) 海部郡佐織村農會

- 一、目的 農事の改良發達を圖るを以て目的とす
- 二、區域 愛知縣海部郡佐織村一圓

三、組織會員 一六一四名

四、役員 (昭和三年現在)

- 會長 安達臣一 副會長 後藤 淳
- 評議員 渡邊主馬太郎 伊藤清一 若山武左衛門 恒川義夫
- 伊藤瀧三郎 八木甚五 八木榮吉

五、沿革 本會の沿革に關しては、町村の合併數回行はれ、從て其の古き時代に於ける記録なきを以て之を詳にすること能はざるを甚だ遺憾とすれども、之が歴史とその發達の経路とを口碑其他により調査するに、明治二十七年頃に於て、町村合併以前の舊村毎に其の地方の有力者主腦となりて、現在の農會に類する團體を組織し、農事の改良發達を圖りつゝありしが、明治三十二年六月八日、法律第一〇三號を以て、農會法發布、全三十三年四月一日より之を施行することとなりたるにより、舊各村に於ては法令の示す所に從ひ、各五名以上の委員を以て、三十三年四月十日迄に農會設立の認可申請を本郡長に提出したり、時の海東郡長春名頼より認可あり、茲に始めて法令に據る農會を設立することとなり、農商務省より示せる八章五十四條より成る農會規則を設け、諸古村農會、藤浪村農會、勝幡村農會、川淵村農會、草場村農會を設立し、各其の村長を會長に戴き、主として生産方面に意を注ぎ産米品評會、検見品評會等を開催し、並に稻作害虫驅除予防を奨励し、生産増加並に生産物の品質改良に努め、其の成績見るべきものあり、何れも附近町村農會より一頭地を抜きつゝありたり、明治

三十八年十月、勅令第二二五號農會令の改正に伴ひ、各村農會共に従前の規則を、八章四十三條より成る會則に變更し、益々其の目的達成に努めつゝ、ありしが、更に明治三十九年の町村合併により、舊各農會を解散し、現佐織村農會を組織し、村長安達臣一を會長に推し、一大農會を設立するに至れり然して爾後村費より補助を得て、農會の經費に充て、明治四十四年に至りたるも、農會事業の擴張と共に經費の増額を見るに至りたれば、明治四十五年度より、始めて一反當り一錢宛の會費を徵收するに至れり、之より本會は新事業として講習講話會を開催し、農業開發に意をそゞぎ、年度事業の増加と經費の増額を續け、大正九年には、會費徵收當初の十倍を賦課徵收するに至れり、農村の振興は、實に農會の活動と、農民の理解に待つの外なしとの見地より、茲に會長は意を決し、他町村に卒先して、農業技術員を設置せんとし、遂に大正十年四月技術員を設置、爾來關係各員一致以て本會の進歩發達に努力したり、大正十一年四月十一日、法律第四〇號を以て農會法改正せられたるに依り、大正十二年十二月十三日、從來の會則を六十九條より成る現在會則と變更し、同四月一日、改正農會法に依る總代の選舉を執行し、四月二十三日、役員の改選を行ひ、茲に本會の完全なる活動機關を整ふるに至れり、尙法令改正の結果從來の土地割徵收は、地租割及會員割に改まり、本會は地租割を徵收することとなり、大正十三、十四年度は、適切なる施設をなし、大正十三年度、本縣農會主催農村農會講習會に於て表彰せられ、越えて大正十五年二月十一日、紀元節の佳節を以て、「時代に順應したる各種の施設をなし、以て農村の振興發展に努め、其の活動顯著にして成績優秀なり」とて本縣知事より

表彰銀杯一個を授與せらるゝ、之に依つて本會の名は縣内は元より廣く全國にも知らるゝに至り、益々農村の振興農業の開發に努めつゝ、健全なる發展をなしつゝ、今日に至れり

六、現在事業の大要

(一) 生産的方面

- 一 優良品種の栽培
- 二 施肥法の改善
- 三 生産物品評會 生産米品評會 共同苗代品評會
- 四 病虫害驅除予防獎勵
- 五 自給肥料獎勵
- 六 桑園改良獎勵

(二) 經濟的方面

- 一 名古屋市より糞尿購入の斡旋
- 二 肥料の共同購入斡旋
- 三 改良農具購入補助
- 四 耕牛購入補助
- 五 優良種苗共同購入斡旋

- 六 肥料共同配合獎勵
- 七 副業材料共同購入斡旋
- 八 農產物共同販賣の斡旋及獎勵
- 九 促成栽培の獎勵

一〇 生産物紹介

(三) 教育的方面

- 一 農談會月並會の開催
- 二 牛耕講習會及削蹄會
- 三 蔬菜加工講習會
- 四 屑糶整理講習會
- 五 蔬菜肥料講習會
- 六 視察員の派遣
- 七 農業に關する調査研究施設
- 八 農會報發行
- 九 農業關係圖書購入獎勵
- 一〇 農村振興活動寫真會開催

一一 技術員の設置

一二 優良作人表彰

(四) 各種組合團體指導獎勵と連絡

- 一 農事改良實行組合長會開催
- 二 全組合事業費補助
- 三 出荷組合長會の開催
- 四 養蠶組合長會の開催
- 五 出荷組合事業費補助
- 六 養蠶組合事業費補助
- 七 産業組合事業費補助
- 八 養鶏組合事業費補助

(五) 農會内面的方面

- 一 基本財産の造成
- 二 帝國農會職員退職給與金規定に加入
- 三 佐織村農會事務憲法
- 一、一般會員に對して

- 一、親切であること
 - 二、正直であること
 - 三、高ぶらぬこと
 - 四、心安くすること
 - 五、真面目であること
 - 六、會員の心になること
 - 七、口は禍の基なることを忘れぬこと
- 二、自己の職務に對して
- 一、勤勉であること
 - 二、誠實であること
 - 三、確實であること
 - 四、規律正しくあること
 - 五、整頓に心掛くべきこと
 - 六、其の日のことは其の日に片付けること
 - 七、何事も心掛の肝要なることを忘れぬこと

佐織村農會豫算累年表

年度	總豫算額	縣、郡、郡農會補助獎勵金	村費補助費	農會額	全上課率
明治 四〇	二〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
四一	二〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
四二	三〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
四三	四〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
四四	四〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
四五	三九,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	田畑一反步當り一錢づ、
大正 二	五二,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
三	〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
四	五九,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
五	七〇,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
六	七三,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
七	六〇,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全
八	九七,〇〇〇	六,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	全

九	昭和三	一、四〇、七六〇	一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六、四〇、〇〇〇	全	一〇錢づつ、
一〇	二	一、三三、九一〇	九、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	一、七四、〇〇〇	全	二〇錢づつ、
一一	一五	二、〇一、七四〇	九、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	二、二一、〇〇〇	全	二五錢づつ、
一二	一四	三、〇三、六六〇	五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、三三、〇〇〇	地租一圓ニ付	一三錢づつ、
一三	一三	三、〇三、〇〇〇	五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三、〇三、〇〇〇	地租一圓ニ付	二〇錢づつ、
一四	一四	三、〇三、〇〇〇	五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三、〇三、〇〇〇	會員一人ニ付	一五錢づつ、
一五	一五	三、〇三、〇〇〇	五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三、〇三、〇〇〇	地租一圓ニ付	二二錢二厘づつ、
昭和三	三	三、〇三、〇〇〇	五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三、〇三、〇〇〇	全	二〇錢づつ、
昭和三	三	三、〇三、〇〇〇	五、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三、〇三、〇〇〇	全	二〇錢づつ、

(一〇) 農事改良實行組合

農事の改良、農村の振興を圖るには、其の基礎を農事団体に依るの必要ある趨勢に鑑み、本村は本村内各大字に共同苗代組合又は米麥採種組合等の農事組合を設立せしめ、農事の改良に關する研究調査並に施設を爲しつゝ、ありしが、大正十二年四月二十四日、縣告示第二二一號を以て農事改良實行組合準則を定め、該組合の設立を奨励せらるゝに當り、本村並に本村農會は極力之が新設を奨励することとなり、西川端新田第一農事改良實行組合並に見越農事改良實行組合の設立を筆頭に、大正十二年

中に十組合、大正十三年中に六組合、大正十四年中に十五組合の設立を見、この合計三十一組合となり、爾後合併新設等の異動により、昭和三年四月一日現在に於ては、三十三組合を數へ、各大字には殆んど組合の設立を見ざる無く、村内專業農業者は全部實行組合員たらざるはなきに至れり、農事改良實行組合の使命たるや、其の名稱の如く、農事改良を目標とするものにして、農業經營上從來より

- 甲、生産的方面
 - 一、優良品種の栽培
 - 二、採種圃の經營
 - 三、栽培法の改良
 - 四、奨励米の交付
 - 五、米穀の改良
 - 六、米穀検査受檢
 - 七、堆肥の増殖
 - 八、綠肥の栽培
 - 九、品評會競技會の開催

乙、經濟的方面

- 一〇、其他改良事項
 - 一、農事經營組織の改善
 - 二、農事勞力の利用調節
 - 三、畜力、機械力の利用
 - 四、種子、肥料、農具の共同購入
 - 五、肥料の共同配合
 - 六、農産物の共同販賣
 - 七、改良農具の共同利用
 - 八、冗費の節約
 - 九、資金の蓄積並に貯金の勵行
 - 一〇、適當なる副業經營
 - 一一、其の他
- 丙、教育的方面
- 一、農談會、修養會、講習會の開催
 - 二、農業視察員の派遣

- 三、時間の勵行
- 四、農事揭示板の設置
- 五、其の他

佐織村農會に於ては、農事改良實行組合の設立並に内容の充實を圖るため、毎年相當の獎勵金を交付し、組合を指導したる結果、各組合共に堅實なる發達をなしつつ、あり

農事改良實行組合調

年 度	組合數	組合員々數	組合豫算額合計	村農會補助費
大正十二年	一〇組	二三五名	九三六、六〇	七〇、〇〇
大正十三年	一六組	三九二名	一、三八九、〇〇	一二〇、〇〇
大正十四年	三一組	七四三名	二、四九七、三三	二二四、〇〇
大正十五年	三二組	七六四名	三、七〇五、七〇	二八三、〇〇
昭和元年	三三組	七九六名	三、五五三、四四	二六八、〇〇
昭和二年	三三組	七九六名	三、五五三、四四	二六八、〇〇
昭和三年	三三組	八二七名	五、六八二、四五	二六八、〇〇

(一一一) 青物組合

副業蔬菜の改良統一、販路の擴張、販賣方法の改善を圖り、生産品の有利處分を行ふ爲め、大正十年より青物組合の内容を充實せしむべく、本村及佐織村農會協力して其の任に當り從來より申合的の各組合に對し、補助金を交付し、事業の擴張を促し、規約を制定せしめ、共同的團結を強固ならしめたり

蔬菜生産の比較的多量なる大字即ち大字西川端新田、大字大野山新田、大字草平新田、大字淵高新田、大字見越、大字北河田、大字町方新田字五軒屋、大字古瀬、大字千引、大字佐折に設立を見、現在總數十二組合を算す、各組合は左の事業を施行しつあり

- 一、生産品の共同販賣
- 二、生産材料の共同購入
- 三、講習會又は研究會の開催
- 四、品評會展覽會の開催
- 五、地方の視察
- 六、市場の視察

青物組合調

組合數	組合員々數	蔬菜生産額總計	縣村補助金
一二	四四六名	一八七、七七五圓六〇	八九圓〇〇

(一二二) 養蛙組合

名 稱	佐織村大野山新田養蛙組合
事務所所在地	佐織村大字大野山新田
設立年月	大正十五年五月
組合員々數	二二名
區 域	佐織村大字大野山新田一圓
目 的	養蛙事業の改良發達

(一二三) 出荷聯合會

名 稱	愛知縣海部郡落土當歸組合出荷聯合會
事務所々在地	海部郡佐織村大字諏訪一八一二番地
設立年月	昭和二年六月
組合の組織	海部郡内に於て落土當歸の栽培及出荷を目的とする團體を以て組織す
組合數	十七組合
組合の區域	海部郡一圓

目的 露土當歸の生産及販賣に關する事業の改善發達を期し其の福利増進

(二四) 養蠶組合

明治四十年頃より養蠶の盛なる大字毎に申合的團體を組織し、蠶種の共同購入、繭の共同販賣を行ひ來りしも、其の事業甚だ統一を缺くものありしかば、本村農會は大正八年より、本郡養蠶組合聯合會と協力して、各字毎に養蠶組合の設立を奨励し、大正十一年四月迄に大字勝幡に二組合、草平新田に一組合、町方新田字十二城に一組合、小津に一組合、北河田に一組合、合計六組合の設立を見るに至れり、大正十一年度より村農會に於て、之等養蠶組合の内容を充實せしむる爲め、補助金を交付し組合の發展、事業の統一を圖りつつあり、大正十四年南河田に、昭和三年見越に各々一組合づつ設立し、現在八組合の設立を見、蠶業奨励上遺憾なきに至りたり、然して之が各組合事業は

- 一、蠶業指導術の改良
- 二、品種の統一
- 三、蠶種共同購入
- 四、産繭共同販賣
- 五、稚蠶共同桑園の設置
- 六、生産繭の乾燥貯藏

- 七、共同種苗園設置並に桑園の改良
 - 八、蠶室蠶具の改良及消毒
 - 九、蠶業上必要な物品の共同購入
 - 一〇、講習講話會の開催
 - 一一、先進地の蠶業視察
 - 一二、其他蠶業に關する必要な事項
- 各組合共役員は組合長一名、副組合長一名、其他消毒藥購入販賣通信、桑園蠶種調査、會計各若干名宛を置く、昭和元年度より重要物産同業組合法に依る海部郡養蠶同業組合設立成り、本村役場に之が支部を置き、各大字には分區を設くることとなり、從來の養蠶組合は之等の系統的團體と克く協調し、斯業の開發に務めつつあり

養蠶組合數	八	全上組合員々數	二三七
海部郡養蠶同業組合佐織村支部			
分區數	一六	全上組合員々數	二八九

(二五) 畜産組合

- 一、組合名 海部郡佐織村畜産組合

- 二、設立 大正十四年一月十五日
- 三、目的 畜牛の改良發達を圖り、組合員の利益を増進するを以て目的とす
- 四、組織 村内に於ける畜牛の生産及飼育者を以て組織す
- 五、組合員々數 一三名
- 六、役員 組合長一名、副組合長一名、評議員若干名
- 七、事業
 - 一、家畜衛生の改善 二、自給肥料の獎勵 三、牛籍の調製 四、畜産上施設に對する補助獎勵 五、綠肥飼料作物栽培及其の獎勵 六、品評會講習會及講話會の開催
 - 七、畜牛削蹄會の開催 八、畜産功勞者の表彰 九、組合員相互救濟

(二六) 養鶏組合

- 一、組合名 海部郡佐織養鶏組合
- 二、設立 大正十四年四月一日
- 三、目的 養鶏業の改良發達を圖るにあり
- 四、組織 村内農事改良實行組合を以て組織す (村内各農事改良實行組合員は總て本養鶏組合員たるものとす)
- 五、組合員數 三十三組合 (八二七名)

- 六、役員 組合長一名、副組合長一名、評議員若干名
- 七、事業
 - 一、組合員相互連絡 二、飼料並に種卵及雛の共同購入 三、鶏卵生鶏其他組合員生産物の共同販賣 四、鶏種及卵質の改良統一 五、其他必要と認むる事項

(二七) 有限責任佐織信用販賣購買利用組合調 (昭和三年七月調)

- 一、所在地 佐織村大字草平新田字道下四六ノ一、四九番地
- 一、認可年月日 大正十五年十一月八日
- 一、役員
 - 理事 鈴木正峻 渡邊主馬太郎 吉川慶一
 - 安藤重藏 服部庄六
 - 監事 八木榮吉 宇佐美慶太郎 服部爲三郎
 - 書記 鈴木新五郎
- 一、組合員 二四〇名
- 一、出資金 一五、五一〇圓
- 一、出資口數 五一七
- 一、預金 四〇、五〇七圓五七 (六月末現在)
- 一、事業の主なるもの (信用部のみ)

(二八) 水利組合

組 合 名	近郷關係町村名	設 立 年 月 日
日光川西悪水普通水利組合	佐織村 津島町 佐屋村 永和村 蟹江町 神守村	明治三十一年三月三日
佐屋川用水普通水利組合	佐織村 津島町 八開村 佐屋村 長岡村	明治三十九年六月十三日
神守 水 害 豫 防 組 合	神守村 永和村 佐織村	大正二年六月
宮田用水普通水利組合	佐織村 美和村	明治三十一年六月二十四日
諏訪用水普通水利組合	佐織村 津島村 永和村 佐屋村	大正三年十二月
十三沖永悪水普通水利組合	佐織村 神守村 美和村	明治三十一年十一月十二日
目比川西水害豫防組合	神守村 佐織村	大正三年十月
五八悪水普通水利組合	美和村 神守村 佐織村	明治三十一年十月
三宅川悪水普通水利組合	佐織村 平和村 明治村 千代田村	明治三十四年四月十五日
目比川悪水普通水利組合	佐織村 美和村	明治三十二年六月二十九日

佐屋川用水

右の内佐屋川用水と宮田用水普通水利組合とにつきて左に記さん

佐屋川沿岸は古來全川の水を引き灌漑の用に供したりしが、木曾川の改修に因り明治十六年十二月廢川となり、縣に於て木曾川改修附帶工事として、明治三十二年三月頃、中島郡長岡村に於ける木曾川の堤防に煉瓦を以て六尺二間の樋管を埋設し、廢川敷に用水を開鑿し、海部郡耕地一千五百町歩を灌漑するに至れり、佐織村の一部も全組合に編入せられたり、從來宮田用水組合に屬し、給水に不便なりしが、其後大に灌漑の便を得たり（愛知縣史）

附 舊草場村は淵高、大野山を通る宮田用水を引用して灌漑に供する爲、草平橋西領内川上を幅員一間長十間餘りの木造樋にて受入れたたり、七八月の頃水引中は漏水紛蓋して、壯觀を呈したりき、然れど佐屋川用水開通以來樋は取去られたり

宮田用水普通水利組合

本組合は本縣西春日井、丹羽、葉栗、中島、海部の五郡本村外三十五ヶ町村總反別實に二万四千四百六十七町三段六畝六歩の給水を目的とす、本村としては舊川淵村のみ給水を受く

二、工業

(一) 各種工産物調

(昭和二年度)

種類	數量	價格
糶摺器	二〇〇臺	二、五〇〇圓
除草器 雁爪 改良式	二〇〇個	一六〇圓
鐵	一〇〇〇個	三、五〇〇圓
荷積車	一二〇〇個	二、五二〇圓
下駄	三〇輛	一、一四〇圓
紙箱	九五〇圓	九五〇圓
石細工	六〇〇圓	六〇〇圓
炭團	四、三〇〇圓	四、三〇〇圓
梳櫛	一五〇〇貫	四八五圓
種油	一二石	一八、〇〇〇圓
		八四〇圓

(二) 織物調

(昭和二年十二月末日現在)

毛織物

品名

數量

價格

着尺セル地 一八三四、四九七ヤル 一七二四、四二七圓
 洋服用セル地 八五、八四七ヤル 一七一、六九四圓
 羅紗 四三〇ヤル 六四五圓

綿織物

白木綿 三、〇〇〇反 五、四〇〇圓
 縞木綿 九三、〇五八反 一〇五、一五六圓
 織糸木綿 一三四、〇〇五反 一四七、四〇六圓

絹織物

銘仙 三、〇〇〇反 三〇、〇〇〇圓
 絹綿毛織 四八、〇〇〇圓

(三) 佐織村内工場調

(昭和二年七月調)

工場區別

工場數